

第一百五十一回 參議院法務委員會會議錄

平成十三年三月二十一日(木曜日)

午前十時開會

出席者は左のとおり。

委員長 日笠 勝之君 理事

日笠 勝之君

最高裁判所事務
総局民事局長
兼最高裁判所事務
総局行政局長

閣提出、衆議院送付
○下級裁判所の設立及
一部を改正する法律

○下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

これは今月十八日の新聞各紙に大きく載つてゐることでどなたも御承知のことかと思ひますけれども、内閣府が十七日に発表いたしました社会意識に関する世論調査によりますと、日本の現状について、治安や教育が悪い方向に向かつていると感じている人が一九九八年の前回調査より大幅にふえたということが出でております。日本を誇りに思うことでも、前回トップだった治安のよさが四番目に転落、内閣府は少年犯罪を含め最近の凶悪犯罪の影響ではないかと見て いる そ う で ございま

悪い方向に向かっている分野と聞いたところで、これは複数回答ですけれども、トップは景気、四六・九%ですけれども、前回よりこれは一七・一%減少しております。ところが、治安につきましては二六・六%、ちなみに教育は二六・二%なんですけれども、それぞれ前回時に比べますと七・八%、九・一%の大幅増になっていると、いう現状でございます。

日本の国や国民について誇りに思うこと、これも複数回答ですけれども、治安のよさは三〇・〇%で前回時より八・七ポイント減、前はトップだったんですけども。今回のトップは歴史と伝統、そして二番目が美しい自然、三番目が文化と芸術、いずれもすばらしいことではござりますけ

巧君及び公安調査庁長官木藤繁夫君を政府参考人として出席を求め、その説明を聴取することに御異議ございませんか。

(中華書局影印) 五代一三更歲明行文

政府参考人の出席要求に関する

○平成十三年度一般会計予算(内閣提出、衆議院送付)、平成十三年度特別会計予算(内閣提出衆議院送付)、平成十三年度政府関係機関予算

大臣政務官	法務大臣	副大臣	副大臣
法務大臣政務官	法務副大臣	長勢	高村
外務大臣政務官	大野つや子君	甚遠君	正彦君
桜田義孝君			

最高裁判所長官代理者
最高裁判所事務
総局総務局長
最高裁判所事務
総局人事局長
金築 中山
誠志君 隆夫君

- 裁判所所管及び法務省所管
- 法務及び司法行政等に関する調査
- (法務行政の基本方針に関する件)
- 裁判所職員定員法の一部を改正する法律案(内)

○佐々木知子君　おはようございます。自民党の
佐々木知子でござります。
午前中は治安についてお伺いいたしたいと思いま
す。

といふことも随分指摘されたときでございまして。そのときですら治安のよさというのは日本の中でよいことのトップに挙げられておりましたのに、それから三年後、今やそれはもう四番目に

第三部 法務委員会會議録第三号 平成十三年三月二十一日 [參議院]

ございます。さらに、いわゆるマネーロンダリン
の処罰規定を適用した事例が三件ございます。

次に、傍受法につきましては、これは慎重にい
ろんな要件を検討した結果、昨年は傍受令状の請
求等をした事例はなく、したがって傍受等を実施
した例もないというふうに承知しております。た
だ、いずれにいたしましても、通信傍受は有効な
手段であるということは間違いないわけでござい
ますので、今後その適正な活用に努めてまいりた
いと考えております。

○佐々木知子君 大臣の所信表明の中に、昨年十
二月、日本が署名を行った国際組織犯罪条約につ
いてと、いうことが出てまいりますけれども、その
内容については恐らく外務省の管轄なんでしょう
けれども、国内法の整備に当たっては法務省が取
り組むことになるう。

法務省の取り組み、今どういうふうに取り組ん
でいるのか、問題点などもございましょうけれど
も、そこについてお伺いいたします。

○政府参考人(古田佑紀君) 御指摘の組織犯罪対
策条約は、この種のいろんな犯罪に対応するため
に非常に重要な条約であると認識しておりますだけ
で、法務省といたしましても、それをできるだけ
早く批准ができるよう国内法制のいろんな検討
をすることを考えており、現在、外務当局とも、
その条約の内容、それと現在国内法制で足りない
部分は何かというふうないろんな検討作業をして
いるという状況でございます。

○佐々木知子君 ちょっとどういうところが問題
点になるか、幾つかお教え願えませんか。
○政府参考人(古田佑紀君) 幾つかあるわけですが
ざいますけれども、一つの問題として、組織的な
犯罪に対応するために、犯罪集団を結成してあるい
はこれに参加する行為を处罚することとするほ
か、あるいは重大犯罪の共謀を犯罪とすると、こ
ういうふうな規定がこの組織犯罪対策条約の中に
あるわけでございます。

これにつきましては、現在、日本では共謀罪と
いうのがありますけれども、犯罪集団の結成とか

そういう犯罪類型はないわけで、こういうような
条約上の義務づけを我が国の国内法制上どういう
ふうに整理して位置づけてそれに必要な国内法制
を準備するか、例えばこういうような点が一つの
重要な問題ということでございます。

○佐々木知子君 恐らくこの条約はかなり英米法
に基づいてできているものだろうと推察されまし
て、大陸法系の日本において国内法を整備するの
は問題点が多々あるだろうと思いますけれども、
国際組織犯罪対策というのは世界じゅうの大きな
問題になつておりますので、ぜひ真摯な取り組み
方を期待したいと思います。

最後に、公安調査庁にお伺いしたいんですけれ
ども、これも大臣の所信表明の中にオウム真理教
についての御不快がございました。

その活動状況と実際の調査体制について、今ど
うふうに取り組みを継続するなり拡大するなり
されるのか、その点についてお答え願います。

○政府参考人(木藤繁夫君) お答え申し上げま
す。

オウム真理教は現在もなお麻原こと松本智津夫
を崇拜するということでございまして、その影響
を大きく受けている現状にあります。依然として
本質的な危険性を内包していると見ております
し、その閉鎖的な、また欺瞞的な性格にいささか
の変化も認められないと考えておるところであります。

そこで、この調査報告書についてですが、平成
十二年十一月十三日、福岡県西警察署からの令状
請求の際に福岡地裁でとられたコピー、紙のサイ
ズと枚数、これを令状と捜査記録のそれぞれにつ
いてお教えください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 昨年十一
月十三日にコピーされた令状請求関係書類とい
うのは、令状請求書そのものと令状請求の際に提出
された捜査資料、疎明資料全部とということです
ますが、こちらで現在把握しておりますのは疎
明資料が一通あるということで、今お尋ねの
そのサイズでありますとかそこまではちょっと
現在こちらでわかつております。

○江田五月君 令状の請求書、これは請求書と被
害者に対する補償を名目としたとしてパソコン関
連事業を開発するとともに信徒の指導を強化する
など、組織延命に向けた動きを活発化させており
ます。こうした教団の動きに対する国民の不安
感、また警戒感というものは既に払拭されて
いるものと認識しております。

そういうことを踏まえまして、当庁といたしま
して、同教団に対する調査につきましては、地下
鉄サリン事件以降、当庁の最も重要な調査課題の

一つとらえておりまして、現在もそのためには必
要な調査体制を組んでおるところでございます。
その体制の詳しいことについては当庁の業務の
性質上お答えを差し控えさせていただきたいと存
在するわけでございますが、例えば立入検査におき
まして必要な十分な人数の調査官を派遣するなど
いたしまして検査の実効性の確保に努めておると
ころでございます。

当庁といたしましては、引き続き観察處分の実
施とかその他の調査活動を通じまして、教団の組
織、活動の実態を迅速的確に把握するための努力
を重ねてまいりたい、このように考えております。
そこで、この調査報告書について三月十五日にいよい
いわゆる福岡事件について三月十五日にいよい
い伺いましたが、その前日の夜、最高裁判所の調
査報告書をいただいたものですから十分な質問は
できておりません。

○江田五月君 裁判所予算の執行状況について伺
います。

そこで、この調査報告書についてですが、平成
十二年十一月十三日、福岡県西警察署からの令状
請求の際に福岡地裁でとられたコピー、紙のサイ
ズと枚数、これを令状と捜査記録のそれぞれにつ
いてお教えください。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) その後の
令状請求におきましては、既に十一月十三日のと
きにつけられておったものが再度疎明資料として
つけられていたものがあつたようですがございま
して、それを除く形でコピーをしたようですがございま
して、十二月二十二日は疎明資料が十八通、一月
九日は四通、一月二十九日は三通、それから最後
の逮捕状のときには逮捕状と捜索差し押さえ許可
状の請求、両方があつたようですがございまして、疎
明資料が三十二通について、これをコピーした
ということです。

○江田五月君 さつき私ちょっと感想めいたこと
を言いましたが、この二十三通とか三十二通と
か、これは捜査記録の、したがつて今のちょっと
申し上げた捜査報告書その他かなり大部のものに
なるとやはり異常だと。人事局長、これはそうい
う認識でよろしいですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) このコ
ピー、捜査資料をコピーまでしたのは不適切で
申しあげた捜査報告書その他かなり大部のものに
なるとやはり異常だと。人事局長、これはそうい
う認識でよろしいですか。

○江田五月君 令状の請求書、これは請求書と被
害者に対する補償を名目としたとしてパソコン関
連事業を開発するとともに信徒の指導を強化する
など、組織延命に向けた動きを活発化させており
ます。こうした教団の動きに対する国民の不安
感、また警戒感というものは既に払拭されて
いるものと認識しております。

そういうことを踏まえまして、当庁といたしま
して、同教団に対する調査につきましては、地下
鉄サリン事件以降、当庁の最も重要な調査課題の

といいますか、かなりの分量があるものだとい
うふうに聞いております。

○江田五月君 捜査記録というわけですから、そ
うすると、例えば捜査報告書であるとかあるいは
電話聞き取り書きであるとか、その他もろもろ一
切合財、つまりこの令状請求の際につけられた捜
査記録、これを全部一人で一時間以上かけてコ
ピーされたと。こういうことなんで、私もさらさ
らと読んで、令状関係の要所要所だけコピーした
のかと思ったら、ずっと一連の、二十三通ですか
ね、捜査報告書をすべてコピーされている、し
かも一人で、時間をかけて。かなりというか、奇
異な感じがしますね、確かに。

十二月二十二日、それから今年になっての一月
九日、一月二十九日、一月三十日、三十一日につ
いて、これはそれ何枚ずつ、あるいは何通ず
つですか。

十二月二十二日、それから今年になっての一月
九日、一月二十九日、一月三十日、三十一日につ
いて、これはそれ何枚ずつ、あるいは何通ず
つですか。

十二月二十二日は疎明資料が十八通、一月
九日は四通、一月二十九日は三通、それから最後
の逮捕状のときには逮捕状と捜索差し押さえ許可
状の請求、両方があつたようですがございまして、疎
明資料が三十二通について、これをコピーした
ということです。

○江田五月君 さつき私ちょっと感想めいたこと
を言いましたが、この二十三通とか三十二通と
か、これは捜査記録の、したがつて今のちょっと
申し上げた捜査報告書その他かなり大部のものに
なるとやはり異常だと。人事局長、これはそうい
う認識でよろしいですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) このコ
ピー、捜査資料をコピーまでしたのは不適切で
申しあげた捜査報告書その他かなり大部のものに
なるとやはり異常だと。人事局長、これはそうい
う認識でよろしいですか。

○江田五月君 令状の請求書、これは請求書と被
害者に対する補償を名目としたとしてパソコン関
連事業を開発するとともに信徒の指導を強化する
など、組織延命に向けた動きを活発化させており
ます。こうした教団の動きに対する国民の不安
感、また警戒感というものは既に払拭されて
いるものと認識しております。

そういうことを踏まえまして、当庁といたしま
して、同教団に対する調査につきましては、地下
鉄サリン事件以降、当庁の最も重要な調査課題の

というふうに思います。

○江田五月君 異例と言うと言葉はいいけれども、私はやっぱり異常だと思いますね。

調査報告書二十五ページの下段、「なお、例えば、被疑事実が複雑であるなど特別な事情がある場合に令状請求書の被疑事実の部分のコピーを取りることが一切許されないとは言えないにしても」と書いてありますが、本件の場合、これは被疑事実の部分のコピーのことだけですが、この特別の事情がある場合にこれは該当するんですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 該当しないと思います。

○江田五月君 そうですね。
同じところで、「捜査書類のコピーをとつて報告資料とすることは、極めて例外的な場合に限られるであろう。」とあります、本件の場合には極めて例外的な場合に当たりますか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 本件で、この検査資料全部をコピーしたということは不適切であつて、そこまで許される範囲に当たらぬい、そういう意味ではここで言つてある例外的な場合にはもちろん当たらないということをございます。

○江田五月君 例外というのは、それは世の中例外が全くないというのはなかなか難しいですけれども、しかし令状請求のときにその令状請求に添えられた疎明資料をすべてコピーするというのは、これはやはり相当異常で、しかも今の特別な事情あるいは極めて例外的な場合でもないと。そうすると、本件は、分限及び国家公務員法、これは準用ですかあるいは適用ですか、行政上の措置をとられたということになりますが、守秘義務違反の方についても、やっぱりこれはちょっと当たるんじゃないかなと。

守秘義務違反に当たるか当たらないかの判断というのはどこに聞けばいいんですかね。最高裁は高裁としてそういう判断をする立場にあるんですか、ないんですか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 刑事事件として国家公務員法上の犯罪が成立するかどうか

につきましては、一義的には捜査当局において御行政的に、これが司法行政的に適切かどうかと

いう観点から最高裁の調査委員会は判断をしたわけでございます。

○江田五月君 そうですね。

ちょっと質問通告していないかも知れないですが、この裁判所の関係の皆さん方の守秘義務違反、秘密漏えいに当たるかどうかの判断というのは、これはどういう判断になつたんですか。嫌疑不十分ということになつたんですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 結論的な事件処理としては、嫌疑不十分ということをございます。

○江田五月君 そのことについては報告されて、あるいはマスコミに報告はされていないですよね。法務省の調査結果にはそのことは触れられていないですね。

○政府参考人(古田佑紀君) その調査報告書は山下次席の問題についての調査報告でござりますので、そこで裁判所の関係する部分についての事件処理については触れてございませんが、裁判所の関係の問題についての事件処理については、これは検察庁の方で記者会見をして発表しております。

○江田五月君 検察庁でそれは刑事案件の処理として発表されているということだと思いますが、やはりどうも縦割り風の、裁判所のことは裁判所だけ、法務省のことは法務省だけというの仕切りがきつちりできて、相互のチェックといひますか、相互乗り入れの調査というのがないんですね。

私は、秘密がこれ以上漏れないようについている私たるは、本当にこのままのままのままでありますけれども、関係者の行動とか供述等の実関係を非常に詳細に記載しておりますので、その取り扱いについては、この事件が非常に一部で興味本位に取り上げられたというふうなこともあります、インターネットの場合には子供まで簡単にアクセスできるとか、そういう面もありま

かで心の痛みを感じながらやつたからそういうことをしたんじやないかと。逆に、今度はシユレッダーにかけたことが証拠隠滅になるんじやないか

という、そんな感じさえ持ちます。

行政的に、これが司法行政的に適切かどうかと

いう観点から最高裁の調査委員会は判断をしたわけでございます。

○江田五月君 ちょっと信用を回復しなきゃいけないですか。

が、この裁判所の関係の皆さん方の守秘義務違反、秘密漏えいに当たるかどうかの判断というのは、これはどういう判断になつたんですか。嫌疑不十分で不起訴ということになつたんですか。

○政府参考人(古田佑紀君) 結論的な事件処理としては、嫌疑不十分ということをございます。

○江田五月君 そのことについては報告されて、あるいはマスコミに報告はされていないですよね。法務省の調査結果にはそのことは触れられないですね。

○政府参考人(古田佑紀君) その調査報告書は山下次席の問題についての調査報告でござりますので、そこで裁判所の関係する部分についての事件

処理については触れてございませんが、裁判所の関係の問題についての事件処理については、これは検察庁の方で記者会見をして発表しております。

○江田五月君 検察庁でそれは刑事案件の処理として発表されているということだと思いますが、やはりどうも縦割り風の、裁判所のことは裁判所だけ、法務省のことは法務省だけというの仕切りがきつちりてきて、相互のチェックといひますか、相互乗り入れの調査というのがないんですね。

私は、秘密がこれ以上漏れないようについている私たるは、本当にこのままのままのままでありますけれども、関係者の行動とか供述等の実関係を非常に詳細に記載しておりますので、その取り扱いについては、この事件が非常に一部で興味本位に取り上げられたというふうなこともあります、インターネットの場合には子供まで簡単にアクセスできるとか、そういう面もありま

す。それに立ってちゃんとやつておられると。それはそれでいい。別にこれで著作権だなんと

いつてどこかから金を取ろうとか、法務省がこの査結果をどこかへ出したら幾らか金をよこせなんということを考えないのは全く妥当だと思いま

す。まだホームページに載せられているこの調査結果をどこかへリンクで張つてもっと広く国民の皆さんに見せるようにいろんな人が努力をしている、それに対して差しとめ請求なんということ

はもちろん考え方られませんよね。

○政府参考人(古田佑紀君) いずれにいたしまして、法務省として作成した公文書でござります。それで、公開しているものでございませんで、ただいま御指摘のような問題にはならないと思つております。

○江田五月君 さて、そこで最高裁ですが、私は最高裁からの調査報告書が届けられて、その翌日だったと思うんですけども、三月九日の法務省の調査結果は、これはちゃんと法務省のホームページにも登載されている。そこで、最高裁の方はどうするのか。

どうもそのつもりがないというので、まあそのつもりがなぜないのかということも聞きたいんですけども、まず法務省の方に、これもちょっと突然になるかと思いますが、ホームページにこの調査結果を登載されていますね。その目的は何ですか、簡単に答えてください。

○政府参考人(古田佑紀君) この調査結果は報道機関にも配付したわけでございますが、非常に国民の関心を引いたものでござりますので、やはりできるだけ広い国民からアクセスが可能になるようになつた方がいいという判断でございます。

○江田五月君 調査結果の著作権は法務省にあるんですか。

私は、秘密がこれ以上漏れないようについている私たるは、本当にこのままのままのままでありますけれども、関係者の行動とか供述等の実関係を非常に詳細に記載しておりますので、その取り扱いについては、この事件が非常に一部で興味本位に取り上げられたというふうなこともあります、インターネットの場合には子供まで簡単にアクセスできるとか、そういう面もありま

すところから、そういう点で、その取り扱いについてプライバシーへの配慮が必要である、そういうところからそのように申し上げたということをございます。

○江田五月君 この事件が一部興味本位に取り上げられた、ホームページは子供もアクセスでき、だからプライバシーの関係上だめだと。これ、理屈になりますか。本当にそれでいいんですか。

既にこの調査報告書はマスコミにも配付をされておる。我々国會議員にも配付をしているんです。自分につづ子ぼくへと思ひてこなはれ記付

。自分がわざと好んで見ると、こゝに書かれてゐる本位のものは近寄るな、子供は見
するが、興味本位のものは近寄るな、子供は見
ぢやいかぬ。

この中に、私もさつと見たんですか。プライバシーといつたって何のプライバシーですか。裁判所職員が裁判所職員として仕事をしていることが

○最高裁判所長官代理人（金築誠志君）　子供云々
プライベートなことなんですか。今の説明、それ
ですか。

というのは、関係者の子供に対する配慮、例えばいじめの発生などといったことも心配したようでございます。

ただ、そういうことで、この報告書はマスコミに公表いたしましたし、国会議員の方々にも配付したわけでございまして、その際にはプライバシ

シ一に配慮した扱いをお願いしたところでござりますが、ただ事柄の重要性にかんがみまして、国元にそぞろに用意してある見本から、

ホームページへの掲載の可否についても検討は進めておりまして、仮名処理などプライバシー保護に配慮しておこなってまいりたいと考えています。

の配慮にも十分な配慮を施した上で近いうちにホームページへの掲載を行う予定を持つております。

○江田五月君 私がそこまで言つたからそういうことになつてきただんだろうと思いますけれども。これは私も本当に残念に思つてゐる。それは職員の子供の学校でのことというようなことはあるかもしません、確かに。だけれども、事の重要

性にかんがみ、これはやつぱりそういうことはそういうことでいろんな配慮をしながらマスコミにも公表している、国会議員にも配っている。いや、公表と公開は違います、そんなむちやな話はないと思いますよ。

いろんな処理もいいですけれども、さつき法務省の方は、著作権のことなんか別に考えずに、大いに国民の皆さんに自分たちに困ることも公表し

て、そして国民の批判を仰ぎながらこういうことで信頼回復に努めておるという努力を国民に見せようこゝへ思ひ度ど下さりこつたのですが、最高裁の

よ」といふ態度を示されたれども、最高裁判所はそれについてどういうお考えですか。著作権法をやつぱり主張されるんですか。

○最高裁判所長官代理者（金鑑誠志君） 私も著作権の関係が詳しくわかるわけではありませんが、今問題にしておりますのはそういうことではござ

○江田五月君　違いますよね。
いません。

に秘密でもらつたわけじゃありません。職務上知り得た秘密とかじやなくて、ちゃんと最高裁が調査報告書というものをまとめられて世間にマスコミ

ミも通じて発表する、国会の審議にも資するよう
にというのでこういう報告書をいただいているわ
けですから、これを国民の方さんへお伝えしてお
きたいと思います。

しをする、國民に皆知つてもらつていろんな批判を仰ぐ、これは我々國會議員としても当然の職責

たと思うので私のオーラムへーしに戴せたいと思しますが、いかがですか。

ちょっと技術的なことはよくわからないんですね。最高裁でインターネットへ載せた場合にはそれにアクセスしてほかの人が使えるようになるよ

うにも聞いておりますので、その辺はもう御自由かと思います。

○最高裁判所長官代理人（金築誠志君） 今度イン
ターネットの方へ載せることを検討していると、い
ぬ。聞こえなかつた。

年三月二十二日 【參議院】

第三部 法務委員會會議錄第三號

參議院

思います。強くそのことを申し上げておきます。

さて、もう時間が余りありませんが、同じよう

に国民の司法への信頼を損なう問題として、先

日、公証人問題が報道されました。

我が国の公証人の数、そのうちの判事出身、檢事出身、法務事務官出身者、それぞれ何人ですか、法務省。

○副大臣(長勢甚遠君) 平成十三年三月一日現在

の公証人の合計数は五百三十五人でございますが、うち判事出身者は百五十八人、檢事出身者は二百二十四人でございます。

○江田五月君 残りが法務事務官等百五十三人と

いうことですね。

○公証人法十二条の試験合格者の任命はゼロで、いやゼロどころか制度始まって以来いない、いやそれどころか、そもそも試験の法律も規則も、試験制度そのものがないと、こう聞いているんですが、それでいいんですか。

○政府参考人(山崎潮君) 残りが法務事務官等百五十三人と

いうことですね。

○江田五月君 私もびっくりしました。省令がで

きいてない、試験をやつたことがない、しかしながら法律ではちゃんとそういうことになつていてる。国

会が法律をつくても何もならない、ばかりにされ

たということかなという気がいたします、ばかりに

しているんじやなくていろいろお考えなんですよ

うけれども。

何か聖域として税務調査ができなかつたが最近国税庁が調査した、公証人十人が申告漏れ、追徴課税、それが全員判検事〇Bだつた、判検事〇Bの公証人には高額の再配分制度というものがあつて云々といろいろ報道されています。

この報道についてどう思われますか。

○政府参考人(山崎潮君) この新聞報道の件につきまして、大変お騒がせしていること、おわび申し上げます。

現在、私ども鋭意調査を始めているところでござります。ただ、この問題につきましては、税法上守秘義務という問題もございまして、どれだけ客観的に調べられるかという問題がございます。

しかし、我々としては、やはり公証人の品位とかそういう問題にもかかわるということで、現在、検査を命じているところでございます。まだ結果が出ておりませんので、しばらく御容赦願いたい

と思います。

○江田五月君 調査をして必ず報告をいただきたい

と思います。

○公証人がこういう状態というのは、これはもう国民からするとある意味では青天のへきれきですね。しかし、中の人間からすると、まあそんなもんだなということなんですよ。もう皆さんもよく御存じのとおりで、これは法務大臣もぜひわかつておいてほしいんですけども、関係する人間はよくわかっているんですよ。

つまり、人事の関係で、そろそろこの人は外へ出した方がいいなというようなのを、ちょちょつと早目に肩をたたいて、早ければ公証人のポストがあるよと言つて送るんですよ。そして、合理化といいますか、いやいや、検察官には天下り先がないから、裁判所にも天下り先がないから。裁判官は民事もやれるけれども、検察官で長くやつた人はとても民事で食つていけないから公証人でというようなことが、ちまた、その関係の中の人間の間ではもう当然のことく言われているので、だから試験制度で外から採つてくるなんていうのははとんでもない話だというふうになつていたんだ

と思いますよ、今まで。

○國務大臣(高村正彦君) 公証人につきましては、現在、原則として、公証人法第十三条に基づいて任命資格を有する者のうちから公正中立に公証事務を行う者として適任と認められる者を任命

しているわけであります。同法第十三条ノ二に基づいて、公証人を任命する場合は公証人審査会に

公証人に任命することの当否を諮問し、同審査会

の答申を得た上で行つておられます。

このように、公証人として任命するにふさわしい者を選考することが今できているわけであります。

さて、現在の選考方法はそれなりに適切であると

考えておりまして、公証人法第十二条に規定する

任用試験を実施する等の予定は現在のところありません。

また、過去に弁護士出身者を任命したことがありましたが、最近は弁護士で公証人任用希望を申し出た者がないというふうに承知をしてお

ります。

○江田五月君 高村法務大臣、ペーパーをお読みにならないときはなかなか、我々もなるほどと

信頼できる法務大臣だなというようなことをお答えになるんですが、今のような答えをされますと

ちょっとがつかりいたします、本当に。

○公証人の問題というのはあるんです。そうでな

きや十人の判検事〇Bというのが税務調査で追

徴課税なんかされるはずがないと思いませんよ。

やつぱりこれは問題があるという認識だけは持つてほしい。どうやるのがいいのかというのは、こ

れはなかなか難しいです、確かに。しかし、そう

いう認識だけは持つてほしい。

きょうはもう時間がありません。福岡事件、こ

れがストーカー規制法違反だったのか脅迫事件

だつたのか、あるいは山下次席があれこれやつたとき主任検事は何していたんだ、一月三十一日の

容疑者逮捕のときの家宅捜索でフロッピーディスク、これが見つかっていない、それが後に地檢に任提、これが何だつたのかと、いろんな問題がござります。

○政府参考人(中尾巧君) お答えいたします。

我が国におきます不法滞在者につきましては、

平成五年に約二十九万九千人のピークに達した後

に年々徐々に減少傾向にございますが、依然とし

て約二十数万人台で推移しているのが現状でござ

ります。平成十二年の一月一日現在におきます不

法残留者数は約二十五万二千人に上っております。

これに加えまして、約三万人とも見られる不

法入国者がいるものと推定されております。この

数を加えますと、我が国におきます不法滞在者の

外国人は約二十八万人に上つておる計算になる

わけございます。

○國務大臣(高村正彦君) これまで、調べた結果はこうでした、国民の皆さ

んどうぞ我々を信頼して安心いただきたいとい

う、その我々を信頼してというところが今崩れか

けているのですから、危機感を持つてほしい。

さて、そのいろんな調査の過程もひとつ国民の

皆さんにちゃんと検証してもらわなければ信頼は

回復しないんだという、そのことをぜひわかつてほしい。それをしっかりとやらないような予算だつたら、これはもう予算を使う資格がないといふことを申し上げて、質問を終ります。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございます。

○魚住裕一郎君 それを受け、出入国管理について人的、組織的拡充ということが課題になつておったんですが、本年度予算では職員の手当ではどの程度ふえたと考えたらいいんでしょうか。

○政府参考人(中尾巧君) ちょっと手元にデータはございませんが、この十数年来八百人ぐらいの職員の増加を見ております。千七、八百人台が現在二千五百四十一人というふうにございます。

○政府参考人(中尾巧君) ちよつと手元にデータはございませんが、この十数年来八百人ぐらいの職員の増加を見ております。千七、八百人台が現在二千五百四十一人といつています。

一・五倍ぐらいにふえておりませんけれども、業務量そのものは七倍、五、六倍にふえておりますので業務量に見合う体制にはなつております。千七、八百人台が現在二千五百四十一人といつています。

一・五倍ぐらいにふえておりませんけれども、業務量そのものは七倍、五、六倍にふえておりますので業務量に見合う体制にはなつております。千七、八百人台が現在二千五百四十一人といつています。

一・五倍ぐらいにふえておりませんけれども、業務量そのものは七倍、五、六倍にふえておりますので業務量に見合う体制にはなつております。千七、八百人台が現在二千五百四十一人といつています。

一・五倍ぐらいにふえておりませんけれども、業務量そのものは七倍、五、六倍にふえておりますので業務量に見合う体制にはなつております。千七、八百人台が現在二千五百四十一人といつています。

一・五倍ぐらいにふえておりませんけれども、業務量そのものは七倍、五、六倍にふえておりますので業務量に見合う体制にはなつております。千七、八百人台が現在二千五百四十一人といつています。

一・五倍ぐらいにふえておりませんけれども、業務量そのものは七倍、五、六倍にふえておりますので業務量に見合う体制にはなつております。千七、八百人台が現在二千五百四十一人といつています。

されるであろうというふうに思いますが、そういう場合、この入管の業務も大事になつていくと思うんですね。あそこは、羽田はまだ平家建てるといいますか、そういう状況ですが、そういうワールドカップでどんどん人の往来が来るようになつてく

るといつて、この点はどういう手当てを考えておるん

でありますね。あそこは、羽田はまだ平家建てるといいますか、そういう状況ですが、そういうワールドカップでどんどん人の往来が来るようになつてく

るといつて、この点はどういうふうにお考えになつております。私は、それは言葉としてはいいんですけど、その辺の諸外国との連携も含めて、大臣としてどういうふうにお考えになつております。

○國務大臣(高村正彦君) 委員御指摘のとおり、不法入出国者の上陸を阻止するためには関係国との協力が必要不可欠であると考えております。

○政府参考人(中尾巧君) 委員御指摘のとおり、二〇〇二年のワールドカップ日韓共催の大会には、我が国に来日する大会関係者を初め多数の観客が成田、関空、大会会場あるいは地方空港等を利用することが予想されます。羽田空港も有効利用ということでたくさんのお客様が見込まれるところでございます。

○政府参考人(中尾巧君) 委員御指摘のとおり、

ジニア等の業務に従事する外国人につきましては、人文知識・国際業務の在留資格を取得できます。ことになるわけであります。

今後は、さらに我が国情報処理技術者試験やこれと同等の試験として相互認証された外国の試験の合格者につきましても、学歴や実務経験年数にかかわりなく我が国に入国できるように、早急に上陸許可基準の見直しを検討していくこととしております。平成十三年度中に、できるだけ早い時期にこれらの問題につきまして結論を得て、所要の措置を講ずることとしておるところでござい

ます。
○魚住裕一郎君 今のお話を伺っていますと、ほとんど技術者だと思うんですね。学歴とかあるいは何か専門資格等がある場合、もちろんそういう方が外形的事実で入国資格というのがよくわかるんですが、ではビジネスマンといいますか、それで商売をやろうとするといいますか、まさにITのこのビジネスチャンスをどう生かすかといいますか、そういうノウハウを持つ人がいっぱいいると思うんですね。そういう場合はどこで捨うわけですか。やはりその中で活性化していくというのが一番大事ではないのかなと思うんですが。

○政府参考人(中尾巧君) 在留資格としていろいろあるわけでございます。企業内転勤とか先ほど申し上げました国際業務というようなところ、あるいは投資・経営という在留資格等もございまして、できるだけ入国に支障がないように、各種要件については見直しを徐々に進めているところをございます。従来、その場合の要件等につきましても、できるだけ入国に支障がないように、いろいろな法整備支援をしようという計画になつてているのか。

○魚住裕一郎君 それでは、ちょっと話を変えま

して、外国への法整備支援という予算がついてお

りますが、平成十三年度はどこにどのような法整備支援をしようという計画になつているのか。

それから、中国との関係では、いろいろ貿易上

あるいはビジネス上の紛争もやはり貿易額の拡大とともにふえていくんだろうと思いますが、この

中国に対する法整備支援というのは今年度はどういう形になるでしょうか。

そして、昨年の十一月に発効して、既に十八カ国が批准しております。

この選択議定書は条約の実施の効果的担保を図る上で重要な意義のある制度だと思いますが、いかがでしょうか。

そこで、我が国におきましてはこれらの国々では喫緊の課題として民商事法の制定という法整備支援をいたしていいるところですが、平成十三年度におきましては、法務総合研究所に国際協力部という部を設置させていただきたいということことで予算の審議をいたしているところでございまます。この部を中心いたしまして、インドシナ三国あるいはアジアの各国に対して法整備支援を図つていきたい、こういうふうに考えております。

ちなみに、十三年度の計画といたしましては、約八十名ぐらいの関係国の人々を招いて、立法に携わっている人々を招いて研修をやりたい、それからそのほかに法務省の職員も各國の要請に応じて各地に長期滞在させて法整備支援をこれからもしていきたいというふうに思つております。

それから、中国の関係では現在非常に重視されるのが刑事司法の関係でございまして、この関係では十三年度、特別に中国刑事司法高官特別研修コースというのを行う予定になつております。そのほかに多国間の法整備支援の研修がござりますが、この国際民商事法多国研修に中国からそういう人を招聘するつもりでおります。

○魚住裕一郎君 終わります。

○林紀子君 日本共産党の林紀子でございます。私はきょうは女子差別撤廃条約選択議定書の批准についてお聞きしたいと思います。

まず、この意義について大臣にお伺いしたいとおもいますが、この国際民商事法多国研修に中国からそういふ人を招聘するつもりでおります。

○林紀子君 今、大臣がおっしゃったのは、その第四条第一項の後半の部分なのかと思うんですね。「ただし、かかる救済措置の適用が不适当に引

され、九九年十月の国連総会で採択されました。そして、昨年の十一月に発効して、既に十八カ国が批准しております。

この選択議定書は条約の実施の効果的担保を図る上で重要な意義のある制度だと思いますが、いかがでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 女子差別撤廃条約選択議定書に規定されている個人通報制度につきましては、条約の実施の効果的担保を図るとの趣旨から注目すべき制度であるとは考えております。

○林紀子君 とは考へていることですけれども、この選択議定書の個人通報制度というのは国民の人権を守れなかつた場合の人権救済として大変大きな意義を持つものだと考へるわけです。

しかし、我が国は批准していないわけですね。

この条約の第四条第一項は、個人通報制度を利用する要件として、「委員会は、利用し得るすべての国内的救済措置が尽くされたことを確認した場合を除き、通報を検討しない。」というふうに述べているわけですから、これは各國の主権を侵害するが、いかがでしようか。

○国務大臣(高村正彦君) 今御指摘の文言だけを見ますと、確かに主権を尊重する趣旨が盛られており、こう思つわけありますが、実際の運用状況等を検討してみませんと、本当に司法権の独立を含め、司法制度との関連で問題が生ずるおそれがあるのかわからない点もあるわけであります。

一部聞いている話だと、必ずしも国内救済措置を尽くしていない中でも実際に個人通報制度で通報がされて、そしてそういうことが取り上げられているという例もあるや聞いておりますが、そういう運用状況等もよく見た上で真摯に検討を進めまいりたい、こういうふうに考えております。

○林紀子君 今、大臣がおっしゃったのは、その

き延ばされたり、効果的な救済の見込みがない場合は、この限りでない」というのがつけ加わっております。

しかし、運用ということですけれども、このただ書き以下というのも人権救済の立場ということも当然のことじゃないかなというふうに思いますけれども、それはいかがでしようか。

○国務大臣(高村正彦君) 今のただし書きはそれがそれで一定の意味がある、こういうふうに思つております。思つておりますが、本当にそのただ書きにあるような状況、不恰に引き延ばされたような状況の中でしか個人通報が取り上げられていないかどうか、そういう運用状況の実態を日本政府としても見た上で、私決してこの問題について後ろ向きではありませんが、真剣に考えておきたい、こういうふうに思つております。

○林紀子君 後ろ向きでないというのは大変うれしい御答弁なわけですが、しかしこの運用の状況で、不恰に引き延ばされたりといつのは、今これはこれで認めるべきことだということなんですねけれども、日本の裁判の状況というのを見てみると大変長期にわたつて、これはもう各國でも有名なんじゃないかと思います。これは臨時裁判のところからもう遅い、長いということが言われておりますし、今の司法制度改革審議会でもこの点は非常に大きな問題となつて取り上げられています。

ですから、不恰に遅延されるということなんですが、それでも、やはり裁判そのものが遅延されるということはそれ自身が人権侵害になるということもあるんじやないでしょうか。十年も二十年も三十年もかかるなかつたら判決が出ないというの

すけれども、やはり裁判そのものが遅延されるということはそれ自身が人権侵害になるということもあるんじやないでしょうか。十年も二十年も三十年もかかるなかつたら判決が出ないというの

ころで、裁判の遅延は裁判の拒否に等しいなどという言葉を使いますけれども、日本の国内制度の中で裁判がもつとも早く行われるべきである、そういうふうな制度を整えていかなきゃいけ

ない、運用もそうしていかなきやいけないと思つていますが、ただ裁判が長いということだけでは、この条項に当たるかどうかということについても総合的に、日本の裁判が長い、その中で取り上げる。今、日本の場合は取り上げられないわけですが、これは入つていいわけですか。外国でもうこれを批准したところについての実態についてよく見ていきたい、こういうことを申し上げているわけあります。

○林紀子君 今お答えにありましたように、日本はまだ批准していないわけですから、これを通報した人はいないわけですね。ですから、日本の裁判は日本のところできちんと見ていかなくちゃいけないわけですから、外国の例をいろいろ調べましても、それは一つの参考にはなるかもしれないけれども、そのところで延々研究をしていくとわざですね。

この不当な遅延だけではなくて、今まで大臣が当委員会であるとかまた衆議院の委員会で日本共産党的議員の質問に対してもお答えになつた中で、司法権の独立ということに関係があるこれを侵すんじやないかというところを心配しているとどういうことでしようか。

○政府参考人(房村精一君) 司法権の独立の関係でございますが、御指摘の個人通報制度に基づいて、ある個別の事案につき条約に基づき設置された委員会が公式の見解を示すということになりますと、当該事案またはこれと関連する事案に関する裁判官の自由な審理、判断等に影響を及ぼすおそれがあり、司法権の独立との関係で問題が生ずるおそれがあるということを考えております。

なお、個人通報制度と司法制度の関係としては、司法権の独立のほかにも、我が国では適正かつ効果的な国内救済手続が整備され十分に機能している、そういう国内救済手続の体系を混乱させ

るおそれもないわけではないということも挙げらるようかと思つております。

○林紀子君 今お話を聞いてもやっぱりわからぬし、ますますわからなくなってしまうわけなんですね。だから、裁判批判をして、最高裁が出した判決はいかぬ、そういうようなことを言つうわけではいけないわけですね。これは法的拘束力もないわけです。

では、こうした制度はどうして司法権の独立の侵害ということが言えるのですか。

○政府参考人(房村精一君) 委員会の見解が裁判官を直接に拘束するものでないことはただいま御指摘のとおりでござりますが、やはり条約に基づく国連というようなそれなりに権威のある機関が公的な見解を同一事案について示すということとは、その事案について裁判をする裁判官の自由な審理、判断に影響を及ぼすおそれがあるということを懸念しているわけでございます。

○林紀子君 そこがどうもやつぱりおかしいと思うんです。

裁判所に言うわけじゃなくて政府に言うわけですから、政府の方が、例えば総理が、高村大臣がその勧告に従つて最高裁に対しても、こういうことを言われたからこれをやらなくちゃおかしいなんですか。そこを三権分立に言つていうことを言いましたら、それこそ三権分立に言つていうことを言つたからこれがをやらなくちゃおかしいなんですか。

○政府参考人(房村精一君) ただいま申し上げたとおり、それぞれの国がそれぞれの御判断でされて、その國としてちゃんとそれをやりなさいといふことか言つたからこれはどうしても、ちゃんとこういうことも調べて今お答えをくださいました。

○政府参考人(房村精一君) この選択議定書は、そもそもこの女子差別撤廃条約の選択議定書に先立つて、東京高検の検事の多谷千香子さんという方が今、女子差別撤廃委員会に日本の代表として入つていて、そのお聞きいたしましたけれども、この司法権を侵すという理由で批准をしていない国というのはあるんですか。日本以外にないんじゃないでしょうか。

准をしている国は現在十五カ国でござりますので

は、司法権の独立、最高裁が終審なのは日本の憲法に限ったことではない、だけれどもこれはもう政策判断ができる問題じゃないかと。まさにそこに派遺されている当事者がこういうことを言つているわけなんです。この辺については大臣はどう思われますか。

○林紀子君 十五ですか。

○政府参考人(房村精一君) 十五カ国が批准をしております。

○林紀子君 例えばアメリカとかイギリスは批准をしてない国に含まれておりますが、その批准をしていない国がいかなる理由に基づいて批准をしていないのかということについては、各国それぞれの事情に応じた判断をされているものと考えられ、我が国としてこれを承認する立場にはございません。

○林紀子君 それはまさに研究はしていないんじやないかというふうに思うんです。この辺については大臣はどう思われますか。

○国務大臣(高村正彦君) 私も司法法制部長も先ほどから言つてるのは、司法権の独立をストレートに侵すということまで言つてゐるわけではありません。司法権の独立を含め司法制度との関連で問題が生ずるおそれがある、こういふような言い方をしてゐるわけで、ストレートにこれはジュリストに載つておりますが、東京外国语大学の西立野園子先生が「個人通報制度を受け入れる国は着実に増えているが、受け入れていい国においても、「司法の独立」をその理由とする例は他に存在しない。」ということをおつしやつております。例えば今挙げられたドイツ、それからイギリスなどは確かに批准をしていませんけれども、これは個人通報制度のより強力な手段として、個人が欧州人権裁判所に対しても権侵害を訴えることができる、こういうところを利用しているから国連のここを利用しなくともいいということで批准をしていないという話は聞いているわけですから、そういう意味では、ちゃんとこういうことも調べて今お答えをくださいました。

○林紀子君 そのおそれがあるというのは、やっぱり司法権の独立ということから考えたら、今の御説明ではわからないわけですね。運用の面につきましても、今、各国と日本の状況は違うわけだから、各国の状況を幾ら見ても、それずっと研究しているというわけにはならないだろうというふうなことを申し上げておきます。

○林紀子君 そもそもこの女子差別撤廃条約の選択議定書と、そのものもまだ日本は批准をしておりませんよね。これは一九七九年に政府が批准を、その本体の方、国際人権規約の方は批准したけれども、そのときに、では選択議定書もどうして一緒に批准をしなかったのかといったら、二十一カ国が批准していないで個人が訴えるというシステムが十分作動するかどうかが疑問だ、それで締結しないと。やはりずっと研究するということを言つていったわけですから、しかし現時点で批准国は九十八カ国になつておりますし、通報件数が九百三

十六件、そのうち三百四十六件の意見が採択されている、運用をきちんとされているということが明らかになっているわけです。

最初のときにこういうふうに批准をしなかつたけれども、次の第三回報告書の審査の際に、政府は、乱訴のおそれがある、それから司法の独立を侵すおそれがあるということを批准しない理由に挙げて、その次の第四回の報告書ではこの乱訴のおそれというところは除外され、司法権の独立を侵すおそれがあるということだけを批准できない理由に挙げているわけです。

日本が七九年にこの本体の方を批准してからでも、もう二十二年にわたってずっと批准してきていないわけですよね。しかも、この理由というのがだんだん落ちていている。こういう理由を掲げていたけれども、これはちょっと国際的に見ても、まずいんじやないか、恥ずかしいんじやないかということでだんだん落ちていて、今言っているのは司法権の独立ということだけになっているわけですね。

これから考えますと、大臣から本当に前向きに検討するというお答えをいただいたわけですけれども、女子差別撤廃条約の選択議定書もこれから運用状況を見る、司法権の独立というのが心配だということで、まだ二十年も三十年も検討をし続

けます。林紀子君 それでは、真摯に検討する、遅延は裁判の場合と同じようにやはりいけないことだというふうにおつしやったのですから、最後に一

言、いつごろをめどにどんなふうに検討を始める

のかということまでお答えいただかないと、今まで真剣に検討しますというのはずっとお答えいた

だいているわけですから、それと同じお答えではちょっとあれなので、どうするのかという、もうちょっとあるので、どうするのかという、もう

ちよつとあります。

○国務大臣(高村正彦君) 先ほど申し上げました

ように、この制度が現実にどういうふうに運用さ

れていくかでありますから、いつまでにというこ

とはちょっと今申し上げられません。

申し上げられませんが私は外務大臣時代にも

このことについて答弁した記憶があるわけでありますが、事務方が最初持ってきた答弁書には慎重

に検討するという言葉が書いてあつたのを私は真剣にと変えさせていただいたということで、この問題に対する私の基本的立場は御理解いただける

だろうと思います。

本当に真摯に検討してまいります。

○林紀子君 最後に、本当にこれは政策判断なんだというところをぜひともられていただいて、その真摯にという言葉を私の方も真摯に受けとめますので、ぜひ前進をさせていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。

私はきょうは刑務所の中の処遇の問題についてお聞きをしたいと思います。初めに厳正独居の問題、後で医療の問題についてお聞きをしたいと思

います。

厳正独居拘禁とは、規律、秩序を害するおそれ

があるとの理由で、受刑者を工場に出さないで、作業は狭い房内で行う特別の処遇である。作業以

たいと考えております、こういうことを申し上げ

ているわけであります。先ほど裁判の遅延は裁判の拒否に等しいと申しましたが、行政も同じことだ

だらうと思っております。

○林紀子君 それでは、真摯に検討する、遅延は

裁判の場合と同じようにやはりいけないことだと

いうふうにおつしやったのですから、最後に一

ります。

こういうことで、衆議院の同じく社民党的植田至紀さんが厳正独居の実態について質問をしまし

た。それは本当に驚くべき実態だったのですが、

ちょうどあれなので、どうするのかという、もう

ちよつとあります。

○国務大臣(高村正彦君) 先ほど申し上げました

ように、この制度が現実にどういうふうに運用さ

れていくかでありますから、いつまでにというこ

とはちょっと今申し上げられません。

申し上げられませんが私は外務大臣時代にも

このことについて答弁した記憶があるわけでありますが、事務方が最初持ってきた答弁書には慎重

に検討するという言葉が書いてあつたのを私は真

剣にと変えさせていただいたということで、この問題に対する私の基本的立場は御理解いただける

だろうと思います。

本当に真摯に検討してまいります。

○林紀子君 最後に、本当にこれは政策判断なんだというところをぜひともられていただいて、その真摯にという言葉を私の方も真摯に受けとめますので、ぜひ前進をさせていただきたいということを申し上げて、質問を終わります。

○福島瑞穂君 社民党の福島瑞穂です。

私はきょうは刑務所の中の処遇の問題についてお聞きをしたいと思います。初めに厳正独居の問題、後で医療の問題についてお聞きをしたいと思

います。

厳正独居拘禁とは、規律、秩序を害するおそれ

があるとの理由で、受刑者を工場に出さないで、作業は狭い房内で行う特別の処遇である。作業以

たいと考えております、こういうことを申し上げ

ているわけであります。先ほど裁判の遅延は裁判の拒否に等しいと申しましたが、行政も同じことだ

だらうと思っております。

○林紀子君 それでは、真摯に検討する、遅延は

裁判の場合と同じようにやはりいけないことだと

いうふうにおつしやったのですから、最後に一

刑者との関係、それから居房数やその収容状況と

かいうその施設における実情等を考慮して総合的にこれを判断して行つているというのが実情でござります。

独居拘禁に付されます期間は、委員も御案内のとおり、六ヶ月以内ということになつております。

七年間、一度も工場に出ないで人に会わず、運動

も入浴もレクリエーションもすべて一人でやつて

いる人がいると。十年以上が二十八人、五年以上が六十五人に達しております。

ところで、拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止歐州委員会の一九九九年十一月五日の一般報告書のバラグラフ五十六で

は、例えば

独房に類似した状況にある刑事被拘禁者に特別

の注意を払つていて。

本人に非常に有害な結果に至るステップであ

る独房型の拘禁は、その必要性と実施の間の衡

量の原則が必要である。独房拘禁は、場合によつては非人道的または品位を傷付ける取扱いとなる。いずれの場合においても、あらゆる形

態の独房拘禁はできるかぎり短期間としなけれ

ばならない。

短期間となつていてもかかわらず、日本の実

態では、最長三十七年間ずっと看守の人を除いては一切コンタクトをほかの人と持たない人がいる

わけです。三ヶ月おきにチェックをしているといふうに法務省の方から聞いておりますが、この

点の改善についてお考えをお聞かせください。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

ある理由で、受刑者を工場に出さないで、作業は狭い房内で行う特別の処遇である。作業以

たりと考えております、こういうことを申し上げ

ているわけであります。先ほど裁判の遅延は裁判の拒否に等しいと申しましたが、行政も同じことだ

だらうと思っております。

○林紀子君 それでは、真摯に検討する、遅延は

裁判の場合と同じようにやはりいけないことだと

いうふうにおつしやったのですから、最後に一

かいうその施設における実情等を考慮して総合的にこれを判断して行つているというのが実情でござります。

独居拘禁に付されます期間は、委員も御案内のとおり、六ヶ月以内ということになつております。

七年間、一度も工場に出ないで人に会わず、運動

も入浴もレクリエーションもすべて一人でやつて

いる人がいると。十年以上が二十八人、五年以上が六十五人に達しております。

ところで、拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止歐州委員会の一九九九年十一月五日の一般報告書のバラグラフ五十六で

は、例えば

独房に類似した状況にある刑事被拘禁者に特別

の注意を払つていて。

本人に非常に有害な結果に至るステップであ

るる独房型の拘禁は、その必要性と実施の間の衡

量の原則が必要である。独房拘禁は、場合によつては非人道的または品位を傷付ける取扱いとなる。いずれの場合においても、あらゆる形

態の独房拘禁はできるかぎり短期間としなけれ

ばならない。

短期間となつていてもかかわらず、日本の実

態では、最長三十七年間ずっと看守の人を除いては一切コンタクトをほかの人と持たない人がいる

わけです。三ヶ月おきにチェックをしているといふうに法務省の方から聞いておりますが、この

点の改善についてお考えをお聞かせください。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

ある理由で、受刑者を工場に出さないで、作業は狭い房内で行う特別の処遇である。作業以

たりと考えております、こういうことを申し上げ

ているわけであります。先ほど裁判の遅延は裁判の拒否に等しいと申しましたが、行政も同じことだ

だらうと思っております。

○林紀子君 それでは、真摯に検討する、遅延は

裁判の場合と同じようにやはりいけないことだと

いうふうにおつしやったのですから、最後に一

者さんとか、そういう方々と多角的に、先ほど申し上げました更新の要否というのも検討しております。そういうところで今後とも適正を期していきたいというふうに考えております。

○福島瑞穂君 ゼひこの期間が短縮されるようによろしくお願いします。

次に、医療のことについてお聞きをします。

私は受刑者の人からよく手紙をもらうのですが、きょうはその中で医療についての苦情のお手紙を持ってまいりました。たくさんあります。これはすべて刑務所内の医療の処遇に関して、こうしてほしい、こういう悩みを持っているという手紙です。

それで、私はどうして刑務所の中の医療が十分でないかと思ったときに、法務省で全部やるのでなく、今、国民健康保険の適用がありませんけれども、厚生労働省の管轄にして国民健康保険の適用を例えればちゃんとやると。つまり無料で、ただでいうふうに思われているからなかなか歯の治療とか十分やってもらえない。でも、保険の概念ですと、十分手当てをしなければ保険がもつと負担が膨らむわけですから、例えはある程度の給料を賃金として払うことにして国民健康保険などの適用というふうにきちんとやる、そして厚生労働省との管轄で医療はきちっと行うというようなことなどをぜひ思い切ってやっていただきたいのですが、いかがでしょうか。

○副大臣(長勢甚遠君) 刑務所内の医療の実行につきましては、改めてまた御質問があるかもしれませんのが、できる限り民間等も活用しながら適正にやろうということで努力をしておるところでございます。

今、厚生省でやればどうかとか、あるいは賃金等も体系的に考え直したらどうかという御提案でございますが、刑務所の行刑という役割との関係をどううふうに考えるかとか、根本的な問題もあるうかと思います。

○福島瑞穂君 ただ、やはり受刑者は医療について大変不安を持っていて、十分治療が受けら

れないと。普通の社会にいてもそう思うわけです

から、なおさらそう思っているわけです。このためには、もう抜本的に何か踏み出して改正をしない限りだめではないかと思います。

先ほど申し上げました拷問及び非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰の防止歐州委員会は、一九九九年十一月五日の一般報告書において、例えは医療については「各患者について医療記録ファイルを作成し、診断、現在の患者の状態、受けた特別な検査について記録しなければならない。」というようなものもあります。

カルテの開示や、ファイルをきちっと一人づつとつて丁寧にそれを見せるというようなことは現時点でも考えられないでしょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) 現在、刑務所等の医師が診療を行った際には診療録を作成しまして、また投薬等の措置を行った際には診療録にその旨の記録を残しているところあります。

そしてまた、例えは出所後に継続的な治療が必要だというようなことがありました場合には、出所者本人に対しまして、病状、投薬内容等を記載した書類を交付し、医療機関での受診を指導するとか、また出所者が治療を受けている医療機関の主治医の方から個別的に照会を受けた場合には刑務所等における治療の具体的な内容も回答するといふようなことも行っている、そういう対応をしているところです。

今御指摘のございましたカルテ等の開示ということですが、カルテなし診療録というのは個人情報に属するものである、したがいまして本来これらは公にすべきものではないのではないかといつたこともあります。したがいまして、これらの開示についてはより慎重に考えていかなければなりません。これは前にもお聞きをしたんですが、御存じのところでござりますので、そういうふうに考えるかとか、根本的な問題もあるうかと思います。

最後に、年金のことについてお聞きをいたしました。これは前にもお聞きをしたんですが、御存じのところでござりますので、そういうふうに考えるかとか、根本的な問題もあるうかと思います。

○福島瑞穂君 カルテについては一般でもカルテすれば服役後一部ですが給付を受けられるとい

の中でもそれはお願ひします。

薬、自分にどういう薬が処方されているかわから、なおさらそう思っているわけです。このためには、もう抜本的に何か踏み出して改正をしない限りだめではないかと思います。

○政府参考人(鶴田六郎君) 先ほどもちょっとお答え申し上げましたけれども、出所後に継続的な治療が必要だというふうに刑務所の医師が認めた場合には、時としてではありますけれども、本人に對して病状とか投薬内容を記載した書類を交付して、出てからですが、医療機関での受診を受けなさいといったような指導をしている例もあると

いうふうに聞いております。

○福島瑞穂君 私は出所後のことを聞いているのではなく、受刑者である間に自分にどんな薬が处方されているのかというようなことはきちっと教えてもらえるのでしょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

必要に応じまして、刑務所の医師の判断で教えられてもらえるのであります。

○福島瑞穂君 拠本的な改正も必要だとは思うのですが、今の運用上もいろいろ改善できることがあります。

私は、どんな薬が処方されているかわからないとか、みんな非常に不安がついています。

そのため、そういうことは本人が望めば全部基本的には開示していくことが必要だと思いま

す。

また、さつきの一般報告書の中には、「医療チームは毎日の健康記録を保管しておき、患者に関する特別な事項を記録しておくべきである。」

というのもあります。こういうことも、別に法律改正をしなくとも現時点ですぐできることだと

思います。

最後に、年金のことについてお聞きをいたしました。

これは前にもお聞きをしたんですが、御存じのところでござりますので、そういうふうに考えるかとか、根本的な問題もあるうかと思います。

○福島瑞穂君 カルテについては一般でもカルテ

ことがあります。

ただ、この間、先日、免田栄さんに会ったところ、彼は無年金だと言つております。つまり、申請免除の手続をすればいいんだけれども、まだ受刑者の人たちにそれが浸透していないくて、

刑務所を出た後、高齢者になつて無年金になると

いう人たちも多い実態があります。

これは努力を法務省はされているというふうに

聞いておりますが、この年金の申請免除の手続の告知とか、取り組んでいらっしゃることを教えてください。

○政府参考人(鶴田六郎君) 正確なお答えができるかどうか、ちょっとその点は若干正確を欠く部

分があるかと思いまして、年金の問題についてはこれまで国会等でも委員が今御指摘になつたような点の質問を受けた経緯がございまして、

そういった意味から、今御指摘されたような事項、受刑中は免除になるけれども後で受給資格は

あるというような趣旨のことを告知する必要があ

るのではないかということで、最初に刑務所に入つてきたときに、入所時といいますか、オリエンテーションがございますので、その段階でそ

ういった点を告知するほか、各房内には房内のしおりというものがございますので、そういうところに今御指摘のあつたような年金の問題も記載しまして、受刑者がそれを認識できるようにしておるところです。

ただ、この間、先日、免田栄さんに会つたところ、彼は無年金だと言つております。つまり、

申請免除の手続をすればいいんだけれども、まだ

受刑者の人たちにそれが浸透していないくて、

刑務所を出た後、高齢者になつて無年金になると

いう人たちも多い実態があります。

これは努力を法務省はされているというふうに

聞いておりますが、この年金の申請免除の手続の

告知とか、取り組んでいらっしゃることを教えてください。

○政府参考人(古田佑紀君) 御質問の事件は、心

身障害者通所小規模作業所、これを経営していた被告人らが、その作業所の通所生であります被害女性に対し、売春をしなければ食事を与えないなどと脅迫いたしまして、売春させた上その対価を受け取っていた、こういう事件でございます。

ところで、この事件につきましては、当初、山形地検の酒田支部におきまして、警察から、人を困惑させて売春させその対価を受け取ったという事実で事件送致を受けました。そこで、酒田支部で捜査を当時したものの、関係者から必ずしも十分な供述が得られなかつたという事情がございまして、どうも起訴をするに足りるほどの証拠の収集ができなかつたようでございます。

そこで、平成十一年の十二月二十八日、不起訴処分といたしますが、酒田検察審査会がこの事件につきましてその後不起訴不当の議決を行つたことを踏まえまして、さらに捜査を尽くすということから、酒田支部ではなくて山形地検の本庁に事件を引き取りまして、本庁で所要の検査体制を整え、改めて関係者から丹念にさまざまなお尋ね等を行つたわけでございます。

その結果、この作業所におきますふだんの生活状況などの新しい事実を含め事案の全容というのが解明できまして、その結果、これは被害者を困惑させて売春させたというのではなくて、やはり脅迫して売春をさせて、そしてその対価を全部受け取つていたというふうな事実を認定することができるようになりましたことから、本年の三月九日、被告人一名を売春防止法で起訴するに至つたと承知しております。

○平野貞夫君 地方で起きた大変不幸な事件でございますが、私これをなぜここで取り上げたかといいますと、福岡地検の山下さんなんかのいろんな問題があつて、検察庁、検事の方たちが大変意氣消沈しているんじゃないかと思つているんですが、この山形のつくしんばう事件の一たん不起訴にしたものを作り替えてまた、事件名は違うかもわからりませんが、起訴にしたこの行為は私は検察庁の歴史の中で非常に画期的なことじやないかという

思いを持つておるわけでございます。

中央の新聞なんかには紹介されなかつたと思ひますが、やはりいろいろ批判されている中で、大分な供述が得られなかつたという事情がございまして、どうも起訴をするに足りるほどの証拠の収集ができなかつたようでございます。

そこで、今も刑事局長の説明にもありましたよ

うに、酒田の検察審査会の機能が非常によかつたよ

うで、本当に検察はよくやつてくれたと、こういう

守られるということは、不起訴のものを起訴にするということは刑法上なかなか難しいことだと思います。

それで、私は非常にこの場で、国会の場で御紹介する価値があると思って取り上げたわけでございます。

そして、今も刑事局長の説明にもありましたよ

うに、検察審査会といえればそんなに大きな権限を

持つているところじゃないんですねけれども、そ

ういう意味で検察の司法権の中にこういうような動

きが出てきたことを高く評価するものでございま

すが、どうかひとつこういう考え方を深めていっ

ていただきたいということを大臣にお願いいたし

ますか、ちょっと大臣の御所見をお聞きしたいと

思います。

○國務大臣(高村正彦君) 知的障害者などが被害

者となつた事件は、被害者からの確かな供述を得る

ことが困難であつたり、そもそも供述を得られない場合もあつて、本件のように、本来被害者を援助、介護すべき施設においてその経営者や職員等

によって犯罪が行われる場合には目撃者も得られ

ない場合が多いなど、事案の真相解明の上で大き

な障害がある場合もありますけれども、このよう

な事案は自己の権利を防衛することの困難な被害

者の弱みにつけ込む極めて悪質かつ卑劣な犯罪で

あることから、検察当局においても所要の体制を

整えて捜査に当たつて、事案の全容を解明して厳

正に処理すべきことは当然であつて、これまでも

そのような方針で捜査処理に当たつているものと

承知をしております。

今後とも、検察当局においては捜査に万全を尽

くし、事案の解明に努め、加害者が不當に処罰を

免れたまま放置されるようなことのないよう、厳正な処理に努めるものと思つております。

委員御指摘のよう、検察審査会が機能して、それに検察がこたえてきつたりやつたということ

で、本当に検察はよくやつてくれたと、こういう

ふうに思つております。

○平野貞夫君 時間がちょっととありますので、質疑通告していませんが、多分答えられることだと

思いますので。

きのうからきょうあたりの新聞を見ています

と、例のKSD、どうも幕引きじゃないかといいう報道がずっとなされてるんですけど、議員をやめられて逮捕された方はきょう起訴されるんです

か、どうですか。

○政府参考人(古田佑紀君) お尋ねの点につきま

しては、昨日起訴をしたと承知しております。

○平野貞夫君 それで捜査は大体事実上終わつた

という報道は正確なものでございましょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) 個別具体的な事件で

いろいろお答えすることは差し控えますが、いず

れにいたしましても、検察当局におきましては、

刑事案件として取り上げるべきものについては所

要の捜査を尽くすということです。

○平野貞夫君 検察の正義を褒めたばかりで、まことに私は問題だと思うんですが、いずれこの問題については法務委員会でも集中的にやらにやいかぬ問題だと思いますが、私、昨年の十一月二日に刑事局長と珍問答をやりました。自民党の幽靈党員、この問題について、刑事案件、いわゆる刑事問題として立件すべきでないか、する方法があるんじゃないかということを議論したんですねが、これは国民的に非常に注目している問題でございます。

実は、私、昨日の予算委員会で不良債権問題を

取り上げたときに、経済の不良債権だけではなくて政治的不良債権というのがある、それは直接償却が始まつたということを言いましたら、議員席

からそれは森政権のこととかそういうやじがあつたん

ですが、私は、いや、森政権のことじやなくて、

このKSDのことでございまして、いわゆる幽霊党員、党費が十四億とも言われているんですねが、この問題こそ政治的不良債権の最たるものだと思つているんです。個別な事件でございますのでこれ以上申し上げませんが、この問題が立件できないとすれば、非常にやっぱり残念だというか大きな問題がある、私たちはそういうことがないよ

うに期待しているということを申し上げて、終わります。

○委員長(日笠勝之君) 以上をもちまして、平成十三年度一般会計予算、同特別会計予算、同政府関係機関予算中、裁判所所管及び法務省所管についての委嘱審査は終了いたしました。

なお、委嘱審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認め、さよ

う決定いたしました。

午後一時に再開することとし、休憩いたしました。

午前十一時五十九分休憩

午後一時開会

○委員長(日笠勝之君) ただいまから法務委員会を開いておきます。

政府参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

法務及び司法行政等に関する調査のため、本日の委員会に人事院事務総局人材局審議官潮明夫

君、警察庁長官官房国際部長島田尚武君、警察庁

生活安全局長黒澤正和君、法務大臣官房長但木敬

一君、法務大臣官房司法法制部長房村精一君、法

務省民事局長山崎潮君、法務省刑事局長古田佑紀

君、法務省矯正局長鶴田六郎君、法務省人権擁護

局長吉戒修一君、法務省入国管理局長中尾巧君及び外務大臣官房審議官天野万利君を政府参考人と

して出席を求め、その説明を聴取することに御異

議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり】

○委員長(日笠勝之君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(日笠勝之君) 法務及び司法行政等に関する調査を議題とし、法務行政の基本方針に関する件について質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言願います。

○佐々木知子君 午前に引き続きまして質問させていただきます。

午前に治安の状況について伺つたんですけれども、その中で外国人犯罪がふえているのではないかと、殊に重大凶悪な外国人犯罪がふえているのではないか、このことが治安を悪化していると国民が感じる一つの要因になつてゐるのではないかと、いうのがわからぬという意味では、発生件数とか認知件数というのは恐らく把握は無理でございましょうから、検挙件数、殊にどういうふうな重大な事犯だと耳目を引く事犯、凶悪事犯、そういうのが指摘できるかということなどについてお伺いしたいと思います。

○政府参考人(島田尚武君) 平成十二年中の来日外国人犯罪は、検挙しないと外国人なのかどうかというのがわからぬという意味では、発生件数とか認知件数というのではなく把握は無理でございましょうから、検挙件数、殊にどういうふうな重大な事犯だと耳目を引く事犯、凶悪事犯、そういうのが指摘できるかということなどについてお答えいただきたいと思います。

○政府参考人(島田尚武君) 平成十二年中の来日外国人の検挙件数、刑法犯及び特別法犯であります、十年前の平成二年と比較すると、検挙件数では約四・九倍、検挙人員では約一・七倍に急増しております。その件数は三万九百七十一件、人員では一万二千七百十一人であり、そのうち不法滞在者が六千八百二十八人と過半数を占めております。特に近年、来日外国人によるいわゆるピックング用具を使用した侵入盗犯が都市部を中心で大幅に増加する傾向にあります。平成十二年における来日外国人による侵入盗犯の検挙は六千三百九十六件、六百七十四人で、五年前、平成七年に比較して約一・五倍と増加しており、いわば国民が身近に強い不安を感じる犯罪がふえている状況にあります。

して約一・五倍と増加しており、いわば国民が身近に強い不安を感じる犯罪がふえている状況にあります。

また、平成十二年中ににおける来日外国人の殺人、強盗、放火、強姦等の凶悪犯の検挙は二百四十一件、三百十八人となつております、五年前と比較してそれぞれ三七・五%、五八・一%増加しております。

また、平成十二年中の刑法犯検挙件数をいわゆる共犯形態別に見ますと、複数犯が、日本人の場合には一六・七%であるのに対し、来日外国人の場合には四九・五%と、検挙件数の約半数が複数犯となつてゐるのも特徴的であります。つまり、来日外国人による犯罪は組織的に行われる傾向があります。

また、平成十二年中の刑罰犯検挙件数をいわゆる米軍関係者、在留資格不明者を除いたそういふ外国人でございますけれども、その来日外国人受刑者の数は平成十二年末の時点でござりますと二千七十七名となつております。統計をとり始めた三年前の平成九年末が千百三十二人でございましたので、それと比較いたしまして約一倍にふえています。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

私は矯正の分野では分類処遇というのがございまして、余り一般には知られていませんけれども、F級というのがござりますね。F級というの

はフォーリナーといふところから來ているんで

どうか。ただ外国人というだけではなくて、外

国人であるがために日本人と異なる待遇が必要な人という形での分類だと思いますが、その外国人

の中でF級と分類されている受刑者の数というの

がふえているのかどうか、どういう形で、どこの

刑務所なりそいうところに処遇されているの

か、そこら辺についてお答え願いたいと思いま

す。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

F級受刑者というのは、先ほど御説明しました

いまましたら、それまでお答えになつてしまいま

たので、次に行かせていただこうかと思います。

いづれにせよ、外国人犯罪が非常にふえている

というのは私も実感しております、例えば中國

人の組織的な犯罪というのもひとところ随分言

われました。今はピックングというのを皆さんがあ

る非常に恐れているような状況にあると。ですか

ら、警察は一つ一つ丹念にそれを摘発して強制送

還、最終的に強制送還になりますけれども、処分するということに努めいただきたいというふうに思つております。

摘要した場合に、外国人が受刑者になる場合が多々ございます。外国人受刑者の動向についてお伺いしたいんですけども、その数がふえているのかどうか、そのようなことについてお答え願いたいと思います。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

そこで主に処遇するということになつておりますたけれども、だんだん数がふえてまいりましたの

で、それ以外の、例えばこの近辺ですと横浜ですとか黒羽ですとかあるいは名古屋、そういう大きな施設にも今多少分散して処遇しているという

実情にござります。

○佐々木知子君 何分にも日本語が話せなくて、それで日本人と処遇が異なる、風俗とかが違うの

で、それが第一であります。そのためには、体制の強化、捜査能力の向上を図る必要があります。

○佐々木知子君 ささらに、不法滞在者を減少させるため、検挙は

もとより、入国管理局、海上保安庁、税関、厚生労働省等関係機関と連携を強化して、不法滞在、不法就労の防止や摘発を促進すること、そしてさら

に、既に徐々ではありますが着実に成果を上げつつあるところの外国の捜査機関との協力、な

んずく中国捜査当局との協力、これを一層緊密に

するなど、警察の総力を挙げた総合的な対策の強化に努めてまいりところであります。

以上であります。

○佐々木知子君 ありがとうございました。

どんなふうに取り組むのかをお聞きしようと思

います。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

F級受刑者というのは、先ほど御説明しました

いまましたら、それまでお答えになつてしまいま

たので、次に行かせていただこうかと思います。

いづれにせよ、外国人犯罪が非常にふえている

というのは私も実感しております、例えば中國

人の組織的な犯罪というのもひとところ随分言

われました。今はピックングというのを皆さんがあ

る非常に恐れているような状況にあると。ですか

ら、警察は一つ一つ丹念にそれを摘発して強制送

外人のうちのほとんどがそうでございまして、同じ平成十二年末の時点での数は千九百二十二名というふうになつております。これも三年前と比べますと約三倍弱くらいにふえておりまして、十年前と比べますと約七倍ということになつております。

F級受刑者は、当初、府中刑務所あるいは大阪刑務所といったところで、大きな刑務所ですが、そこで主に処遇するということになつておりますたけれども、だんだん数がふえてまいりましたの

で、それ以外の、例えばこの近辺ですと横浜ですとか黒羽ですとかあるいは名古屋、そういう大きな施設にも今多少分散して処遇しているという

実情にござります。

○佐々木知子君 何分にも日本語が話せなくて、それで日本人と処遇が異なる、風俗とかが違うの

で、それが第一であります。そのためには、体制の強化、捜査能力の向上を図る必要があります。

○佐々木知子君 そこで主に処遇するということになつておりますたけれども、だんだん数がふえてまいりましたの

で、それ以外の、例えばこの近辺ですと横浜ですとか黒羽ですとかあるいは名古屋、そういう大きな施設にも今多少分散して処遇しているという

実情にござります。

○佐々木知子君 何分にも日本語が話せなくて、それで日本人と処遇が異なる、風俗とかが違うの

で、それが第一であります。そのためには、体制の強化、捜査能力の向上を図る必要があります。

一二三

との間で十分な意思の疎通が行われることが不可欠でございますけれども、今日のように収容人員が大変ふえていますと使用される言語も大変多岐にわたつてくるわけでありまして、そういう状況下のもとで十分な意思疎通を図ることが必ずしも容易でないといったところに大変問題があります。

各行政施設においては、職員の語学研修、そういったものを強化するなどしておりますが、そのほかにも、大使館とかあるいは関係機関等の協力を得て外国人被収容者と意思の疎通に努めているほか、また組織面におきましては、先ほど申し上げました府中刑務所とか大阪刑務所に国際対策室を設置いたしまして、行刑施設を初めとする全国行政施設に対する翻訳等を中心とした外国人受刑者の待遇の支援体制を整えている、そういうのが現状でございます。

○佐々木知子君 ありがとうございます。お尋ねの目的というのは、応報というのもござりますけれども、その反面、犯罪者を矯正することによって平たく言えば真人間にして、そしてもとの社会に戻すということが矯正の基本的な役割だというふうに思っております。

その意味で外国人というのは、来日外国人ですけれども、あくまでその後は強制送還されてその国で暮らすべき人であって、どうも日本がお金を非常にかけて矯正してやるという意味が、応報という意味だけならいいんですけども、もう一つの意味ではもう余り意味がないというか、はつきり言つとむだじやないかと言つてはいる人も結構いる。私もそれについてはあなたがち絶対おかしいとも思わないわけなんですね、それがむだだと言つてはいる意見に対しても、御存じのようには、本来受刑者というのは、移送してその本国に戻してそこで真人間にするなりそれなりの矯正をすべきではないかというふうに思つております。私は、本來受刑者というのは、移送してその本国に戻してそこで真人間にするなりそれなりの矯正を行つたところ、本国に戻すというこ

とをお互いにやつてはいるというような国もござります。日本では私の知る限り今のところそういう条約を結んでいないと思うんですけれども、将来には私はそれをやるべきだと、前の委員会でも申しましたけれども、思つております。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

矯正処遇に当たりまして、今、委員から御指摘がありましたが、受刑者の社会復帰を図ることが大変重要であるということはそのとおりだろ

うと思います。そういった観点から、外国人受刑者の場合は、社会復帰する先は本国というか母国でございますので、そういうところに移送して処遇するという方が刑事政策的に見て意義があると

いうことは全くそのとおりだらうと思います。

私どもも、そういう観点から、国際受刑者移送制度につきまして、外国人受刑者の円滑な社会復帰等を目的といたしまして、本人の同意、両国が、その同意といったような一定の要件のもとにその者を母国に移送して刑の執行を行うことを内容とする、そういう国際受刑者移送制度について検討を進めているところでございます。

この制度は、言語、習慣、生活様式、また先ほど申し上げました宗教といったような面でいろいろ相違がございまし、親族との接触の欠如とい

うようなことから、外国人受刑者の受刑生活上の困難を除去しまして、その改善更生及び円滑な社会復帰を果たすというものでございますので、法務省といたしましては、先ほどの繰り返しなつて恐縮ですが、刑事政策的な観点から意義がある

ということで、いろいろこの件に関する諸外国の法制、その運用について調査いたしました。その結果、我が国が欧州評議会の条約、正式に申し上げますと、刑を言い渡された者の移送に関する条

約ということになりますが、そういうことを、加入することを前提に条約の実施に必要な国内法整備を行うため、現在、国内法の具体的な条文案案を

もとに関係機関と鋭意検討を進めているところでございます。

○佐々木知子君 欧州評議会条約を批准されるのはどうかはわかりませんけれども、欧州評議会ですから、日本に来ている来日外国人で犯罪を犯したうといふことはそのとおりだらうと思います。そういう取り組みについては今どのような状態にあるのか、それをお聞きしたいと思います。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

批准したとしても、そこら辺のところはまだ漏れがありますので、まだ今後考えないといけない

と、そういうことでございましょうか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

御指摘がございましたように、欧州評議会の受刑者移送条約の加盟国は、主にヨーロッパそれか

らアメリカを中心とした国が加盟しております。アジア諸国はそこに加盟しているところはないわけでございますけれども、先ほど申し上げました受刑者移送の刑事政策的な意義というものを

考えてみると、これはできる限り多くの国との間で受刑者移送を行うのが望ましい、これにこしらことはありませんし、現在収容人員の多いアジアの諸国も対象として行うということは相当意義のあることだとは思っています。

ただ、しかしながら、そのためにはまず受刑者移送制度の円滑な導入ということが必要となつて

くるわけでございます。したがいまして、当面の政策としては、移送に必要な条件につきまして必要な調査を既に終えた国が多く加盟し、かつ国際的にも最も標準的な条約として安定した実績を上

げておる欧州評議会の条約に入ることで、そのことによりまして、また国際受刑者移送制度の経験を踏まえた上でその対象を拡大していくとい

うことで制度の効果的な運用を図る方がよいのです。

○佐々木知子君 ぜひ今後とも前向きに取り組んでいただきたいと思います。

次に、出入国管理行政の充実強化についてお伺いしたいと思います。

これはちょっと午前の魚住議員の質問とも一部

関連するというか重複することになろうかと思ひますけれども、平成十三年度の法務省所管予算説明によりますと、出入国管理業務の充実を図る経費として三百二十九億二千百万円が計上されておりまして、この中に出入国管理業務のコンピューター化経費、不法滞在外国人対策の強化経費等が含まれております。

所信表明の中にもございましたけれども、年間の出入あるいは帰國者の総数が約四千六百万人に達していると、随分多くなったなというよう思

うんですけれども、そうなりますと、出入国の審査というのは迅速でないところはもう滯つてしま

う、それはもう当然のことなんですけれども、一方、不法入国者の上陸を阻止するためには、ただ

迅速にやれば済むという問題でなくて、やはりそ

こはそこで適正な出入国審査が必要になつてくる

と、この二律背反しそうなところをうまくやらなければなりませんし、現在収容人員の多いアジ

アの諸国も対象として行うということは相当意義

のあることだとは思っています。

ただ、しかしながら、そのためにはまず受刑者

移送制度の円滑な導入ということが必要となつて

くるわけでございます。したがいまして、当面の

政策としては、移送に必要な条件につきまして必

ずする者の割合がふえていく傾向にございます。そ

ういうわけで、水際における厳正な出入国管理を行わざるを得ない状況下にあります。特に、近年は偽変造旅券等、いわゆる偽変造文書等を使いまして我が国に不法入国する事案がますます巧妙、悪質化してきておりますし、そういう偽変造の手口も精巧さを増しているのが現状でございます。

こういう観点から申し上げますと、まずもつて成田空港支局と関西空港支局におきまして、関西空港あるいは成田空港に来日する外国人につきまして偽変造文書の関係での対策室を設置しており

ます。この対策室におきまして精緻な鑑識を行う体制を構築しているところでございます。偽変造旅券等を行使して不法入国をはかる者への対応の強化に努めているところでございます。

そのほか、旅券偽造読み取り装置によるチェックを行いまして、要注意外国人を排除すべく厳格な人国審査を実施しております。

さらには、最近、審査中の入国審査官の死角をつきまして不法入国をはかる、いわゆるすり抜け事案というものが横行している状況にかんがみまして、審査台にミラーを設置してその排除に努めているところでございます。もちろん関係機関あるいは航空会社との協力関係の強化を図ることも重要だと考えております。

さらには、空港におけるパトロール体制を整備充実させることもこれらの人法入国の防圧に非常に効果があると考えておりますので、そういう方面からの対応も今後進めていきたいと思っております。

○佐々木知子君 パスポートの偽変造、確かに本当に精巧なのがたくさんあるというのは私もよく知っているんですけども、これが多い国というのはどうこら辺ですか。それと、これによつて年間の上陸拒否をしている数というのはどれぐらいで

あります。パスポートの偽変造、これは変造も含めて申し上げますが、パスポートの本体そのものの偽造から、パスポートに押捺する証印とか査証等の偽造、変造というものもございます。

入国審査において発見されましたそういう偽変造文書は、平成十一年におきましては二千三百十一件に上っております。偽変造の精巧さでだんだん発見が難しくなつて、昨年には若干減つております。千八百七十八件にとどまつております。

これらのうち、偽変造旅券本体につきまして見したもののが、平成十一年では千八十一件、昨年でこれも減つてしまいまして八百六十七件という

ことありますけれども、全体的に見ましても半数がパスポート本体の偽造というゆきしき事態になつております。

御質問のありました国別の関係で申し上げますと、これは年度によつて変動がございまして、平成十一年は中国が一番、二番手にタイ、三番手にイランという順番だったわけですが、昨年になりますとイランが一番、中国が二番、タイが三番と。いずれにいたしましても、この三国で大半数を占めている状況でございます。これらにつきましては、原則といたしまして上陸拒否あるいは強制退去手続をとつてあるところでございます。

○佐々木知子君 そういう国に対してもう飛んでしまうことを送らないでくれという、そういう申し入れみたいなことはなさつておられるんですか。

○政府参考人(中尾巧君) 最近、ちょっと手元に資料がございませんけれども、中国政府に対してはこの辺の関係での申し入れをしております。その他のことにつきましても、私の記憶で約六カ国ぐらいございますけれども、領事間協議をいたしまして、その当該二国間におきましてそういう申し入れをやつているわけでございます。

○佐々木知子君 午前中の質疑の中にもありましたが、外國人犯罪をとめるためにはオーバーステイだとかそういうものの潜在的な数といふのを減らすことが基本的にはあるかと思います。

今、成田空港と新関空のことについて述べられましたけれども、外國人犯罪をとめるためにはオーバーステイだとかそういうものの潜在的な数といふのを減らすことが基本的にはあるかと思います。

まず、パスポートの偽変造、これは変造も含めて申し上げますが、パスポートの本体そのものの偽造から、パスポートに押捺する証印とか査証等の偽造、変造というものもございます。

入国審査において発見されましたそういう偽変造文書は、平成十一年におきましては二千三百十一件に上っております。偽変造の精巧さでだんだん発見が難しくなつて、昨年には若干減つております。千八百七十八件にとどまつております。

これらのうち、偽変造旅券本体につきまして見したもののが、平成十一年では千八十一件、昨年でこれも減つてしまいまして八百六十七件という

す。

午前中の魚住委員からも指摘がございましたけれども、どうも入国警備官というのが足りないのではないかと私もずっと思つております。この中

に二十四人の増加要求がございましたけれども、どうも朝聞きましたら計画削減が十九人あつて、実際の増員はたつた五人だけだと、ここ十数年で八百人ぐらい増加しただけだというふうに伺つたわけですが、一方、不法滞在者というのはもう飛躍的に何倍という数でふえていて、とてもこれではネズミをとるのに猫が足りないという、そういうような状況で、これでは私は間に合わないのでないかと。

今いろんな意味で経費削減しろとか言つておりますけれども、国民は必要なところに予算を使うことについてだれもそれは非難しないので、要らぬところに、何に要らないとははつきり申しませんけれども、そういうようなところに使うことについて批判をしているのであって、私は使うべきところにはやはり使わないといけないというふうに思つております。入国管理行政をしっかりと強化するということはやはり警察をしつかりすることと相伴うぐらに大事なことだというふうに国民に認識があると思います。

どうも人数が足りない、この人数を要求していくようなもつと欲しいとか、そういうふうな直率な御意見についていかがでしょうか。

○政府参考人(中尾巧君) 私どもの本音を申し上げれば、我が国の入国審査体制あるいは出入国管理制度の人的、物的体制というのは国際的に見ましても非常に脆弱であることは否めないことでござります。

例えて申し上げますと、国際空港が一つしかありません香港におきまして大体五千人を超える入管職員がおります。我が国はその半分の二千五百人というふうに思えますけれども、それはやはり鋭意努力をして、できるだけ少ない体制で精いっぱい私ども努力をしてお

とも関係の皆様方のお知恵をちょうだし、あるいは関係諸機関と連携をとりながらその辺のことろを真剣に考えていただきたいというふうに思つております。

○佐々木知子君 これは産経新聞の今月十六日の記事ですけれども、「法務省 不法外国人収容能力を倍増 摘発強化しても焼け石に水」であると。不法滞在外国人の摘発を強化するため、港区に新庁舎を建設、収容能力を四百五十人から八百人にほぼ倍増する。しかし、東京入国管理局に平成十一年に寄せられた約六千三百件の情報提供に対し、摘発できたのは約一割だと。東京入管に言わせると、収容施設はいつもいつぱいなので、摘要しても収容できないと。そういうようなことが出ているわけなんですね。

これではとても日本の治安は保たれないのではないかというふうに思われるわけなんですけれども、このような物的な施策についてはどのようにお考えですか。

○政府参考人(中尾巧君) 委員御指摘のとおりの状況ではございますけれども、私どもいたしましては、これに対応するために平成五年以降順次入国者収容所等の整備を続けていたところでございます。平成五年には東日本入国管理センター、平成七年には西日本入国管理センター、平成八年には大村入国管理センターを順次整備いたしましたし、その後も各センターの収容施設の拡充等を行つてあるところでございます。

現在のところ、全国の収容施設の定員は合計約二千四百人ということになつております。特に首都圏を中心としたしまして収容施設等が不足しておるような現状でござりますので、先ほど委員御指摘のとおり、新しくできます東京入国管理局の新庁舎によりまして定員が四百五十のところから八百人というふうに思えますけれども、今後も鋭意収容施設の整備に努めてまいりたいというふうに考えております。

○佐々木知子君 実際、摘発してから送還までの時間というのはどれくらいかかるんでしょうか。

どういった形で体制整備を図つていくか、今後

私たちなんかは摘発したらすぐ送還したらいにじやないかというふうに思うんですけれども、もしそれが早く送還できないんだとしたら、その理由とかについてお答え願いたいと思います。

○政府参考人(中尾巧君) お答えいたします。

退去強制令書を発付された者につきましては、法律上も速やかに送還するということにされてい

るところでございますが、実際に送還に当たりましては、被退去強制の中には、帰国のための費用が準備できない、あるいは帰国に必要となる旅券を所持していない等々の理由から送還に時間を要する者が少なからざいるのが現状であります。

したがいまして、速やかな送還が困難な場合がございますが、私は、手元に資料がございませんが、記憶するところによりますと、大体二週間前後で基本的には送還されているのが実情かと思ひます。もちろん当局といたしましては、帰国費用の準備が不可能と判断された場合には国費によつて送還を実施したり、旅券を所持しない場合には相手国政府と折衝いたしまして旅券の早期発給を受けるなど、極めて迅速な送還に努めているところでございます。

○佐々木知子君 不法上陸ないし密入国というの連携というのが必要だというふうに考えておりますが、どういう施策というのをとられておりますでしょうか。

○政府参考人(中尾巧君) お答えいたします。

委員御指摘のとおり、密入国の防止を図るために関係諸機関との連携は不可欠であるといふように認識しておりますところでございます。こうしたことから、種々の連携策をとつてあります。

まず、その一つでございますけれども、船舶による集団密航事犯につきましては、私ども入国管理局と警察庁、法務省刑事局、それから海上保安庁との間で効果的な防護を図るための対処方針を取つて決めまして、こういった事案について適切かつ有効的な検挙に向けて努力しているところであつまつして、それなりの成果が上がつてゐるところでございます。

取り決めまして、こういった事案について適切かつ有効的な検挙に向けて努力しているところであつまつして、それなりの成果が上がつてゐるところでございます。

その二は、警察庁、海上保安庁のほか、検察これらの方機関の実務担当者によります入管法違反事犯の防止及び摘発対策協議会を開催しております。さらには、私どもと警察等の関係機関との間で毎年合同摘発を実施して、効果的に摘発を行つよう努めをしていいるところでございます。

今後ともさらなる連携を密にして摘発に向けて努力したいというふうに考えております。

○佐々木知子君 ありがとうございます。

次に、司法制度改革に移りたいと思います。

大臣の所信表明にもございましたけれども、大臣はことしを司法改革元年と位置づけておられる

事件が起きて、非常に大臣も心外だろうというふうに思います。私も元検察にいた者として非常にこの事件は深く受けとめざるを得ないものでございます。

同僚議員からも前回から、きょうもそうでしたけれども、いろいろと御質疑があつたとは思いますが、けれども、私もいろいろと関心もござります

うな検察、それから司法の威信を失墜するような

事件が起きて、非常に大臣も心外だろうというふうに思います。私も元検察にいた者として非常にこの事件は深く受けとめざるを得ないものでござります。

この事件が起きて、非常に大臣も心外だろうというふうに思います。私も元検察にいた者として非常にこの事件は深く受けとめざるを得ないものでござります。

じるような社会であつて、そしてということなんです。

国民の司法参加といえば、一般的にはよく陪審制、參審制を導入するかどうかというような次元で論じられておりますけれども、今回の福岡事件などを見ておりますと、まさに検察や裁判所の感覚がどうも国民の常識というのか意識と遊離しているのではないかということを如実に見せつけたという意味において私は深刻だと思っている次第でございます。

私は、この事件が、最初は朝日新聞二月一日のスクープということでございましたけれども、明るみになつたときに、以前検察に奉職していた者としてまず思つたことは、検事正は何をしていたのだと思いました。次席検事はもちろん検事正のもとにありますから、検事正が事前報告を受けていれば適切な指示をしたはずであるし、もし事後報告だったとしてもその時点で適切な指示をしたはずだと、それがまず浮かんだことなんです。

実際に、これは調査報告にもござりますけれども、事前にやはり報告を受けていた、ただその指示というものが中途半端な指示であった、事後にも適切な指示をしなかつたと。かつまた、実際に国民の不評を買つたのはあのインタビューの内容で、かなりうそをついていたということで、検事がうそをつくんだたら被疑者はもつとうそをついていいのではないかというふうに思うのではなくいかと思うんですけども、そういう意味でも非常に検察の威信を失墜させたと。インタビューをやせたというのは、もちろんこれは検事正が容認していたことであるだろうし、指示であるだろうし、聞かせていただこうというふうに考えております。

司法制度改革というのはいろんな側面といふのがありますけれども、要是国民にとって司法が使い勝手のいいものであること、アセスがいいものにしようというふうなことが基本にあるのだろう

うと思います。国民の司法参加ということでよく

論じられますけれども、法曹の意識というのが國民と違うところにあつたのではいけない、できるだけ国民と近いものであつて、要するに常識が通

事正が、こちらはもちろん懲戒処分を受けているんですけれども、次席よりもはるかに軽い処分であつたと。

こういう組織的なものとしては、ヒエラルキーにある者として、例えば工場長が実際の現場の責任を負つていたとしても、だからといって社長は報告を受けていて何もしなくてもよかつたのか、それで工場長よりも軽くていいのか。私はとてもこれは組織として成り立たないのでないかといふふうに思つてゐるわけなんすけれども、これについては、法務大臣、何か御所見がございますでしょうか。

○國務大臣(高村正彦君) 渡部前検事正はみずから積極的に被疑行為を行つたものではなく、部下職員を指揮監督すべき職務を怠つたというものであります。渡部前検事正としては、山下前次席

はベテランの検事であることから、警察の意向等の確認を指示するまでもなく、当然、山下前次席において行つものと考えていた等の事情が認められます。

これまでの懲戒処分例を総合的に判断して、渡部前検事正に対しても一ヶ月俸給月額の百分の十の減給処分にしたものであり、その職責に応じた適切な処分をしたものと、そういうふうに考えております。

これまでの懲戒処分例を総合的に判断して、渡部前検事正は少なくとも事前に何らかの警告したものです。これらの事情に加え、これまでの懲戒処分例を総合的に判断して、渡部前

警察に言わぬいで私が勝手にやりますよと、こう報告したわけじゃなくて、常識からいつて当然、送致前の事件で警察と相談した上そういうことをした、検事正は少なくとも事前に何らかの警告したものです。これらの事情に加え、これまでの懲戒処分例を総合的に判断して、渡部前

処分、これは全体の今までの処分例から比べれば決して軽きに失するということは私ではない、こういうふうに思っております。

○佐々木知子君 前例とか申されるんですが、これは前例がなかつた事件のはずでございまして、それに合うような前例は恐らくなかつたのではないかと思いますけれども、今、法務大臣も言われました福岡高検検事長と次席検事の処分について

は、この調査結果を精査いたしますと、どうも山下次席が当然警察ともあらかじめ協議して、その了解を得た上で告知に及んだものと理解しているから許されるのだというか、いいというのか、警察と協議をしたはずだということがどうも理由になつてているんです、としか読めないんですよ。となると、警察と協議をしていさえすればいい

のかというのは、私は多分、私がもし検事であれば多分そだつたというふうに思つたかも知れませんが、今はちょっと離れた立場になつて国民の目から見た場合に、ではこれは一般の方が言うのは法のもとの平等に反しているというふうに皆さんがあが言われるんですね。実は私もそう言われるまで余りそういう認識がなかつたというのはちょっと恥じなければいけないんですけれども、これは判事の妻だったから要するに警察と協議をするべきだというふうに考えられるわけで、もしそぞうじやなければ警察と協議して云々というふうにならないと。

そういうことにおいて、これは国民の意識からすると判事の妻だから特別扱いをしたということであつて、やはりこれは余り理由にはならないのではないかと、大臣、そういうふうには思われませんでしようか。

○国務大臣(高村正彦君) 判事の妻であったといふことも一つの要素になつてゐるわけでありますが、さらにより大きな要素として、非常に特異な事件、ある意味で非常にセンセーショナルな、関心を呼びやすい事件、こういうものについていろいろな当事者あるいは関係者、そういうった者が結果として名譽を害されるおそれがあるというよう

なこともあるて、そういうことについて被害者の感情等もきつちり確かめないでやつたこと、これは非常に悪いわけであります、それは警察と協議するということと密接な関係があるのであります。

裁判官であつたというある意味での身内意識ですが、一方では高い職業倫理観に期待してとか、そういうもので証拠保全をしてもらいたいとか、そういうことも含めて事件の適正な処理という考え方というのは必ずしも身内意識だけあるいは適正な目的がなかつたと、こう言い切れるかといふと、必ずしもそうでもないんだろうと思います。

あのときには、あのときには被害者感情などをある程度の範囲で、そうしていれば私は全體としても余り変なことは起きなかつたんだろ

うと思いますが、その時点でこれについて警察と協議した上でそういうことを、被疑者の妻に一定程度の情報を告知して被害の拡大を防止する、そして示談をした上で事件を適正に処理する、こうしたことあながち捜査目的に反していたと断ずるには私はちゅうちょを感じます。

○佐々木知子君 反論したいこともありますけれども、時間の関係もありますので次に進ませていただきます。

法務大臣の発言要旨の中、検察官の意識改革を図る方策といったしましては、検事を一定期間市民感覚を学ぶことができる場所で勤務させることを含む人事・教育制度の抜本的な見直しを図る必要があると考へております。その具体的な勤務場所としては、弁護士事務所や民間企業等を考えております。

また、幹部を含む検察官が犯罪被害者の心情や第一線で汗を流して活躍している警察官の活動等に理解を深めるために、例えば警察官との意見交換会を開催することなどを考えております。さらに、部内研修等の充実強化を通じて、検察官が独立的あり方にについての教育を徹底することも必要であると考えております。

今後、これらの諸方策については関係機関と協議しつつ、その具体的な内容等について検討してまいりたいと考えております。

○佐々木知子君 ゼひ検察官の意識改革に努めていただきたいと思います。それだけの権力を持つております、非常な権力を担つておられるわけですから、それ相応の意識というのを自戒して持つていただく、一人一人に持つていただくことが司法制度改革の一つの道だと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、裁判所ですけれども、今国会で裁判官二十人の増員を要求しておられます。裁判官というのは、刑事もそうかもわかりませんけれども、民事事件になりますと一人で二百件も三百件も抱えて、よくまあ間違わずにこの事件はこうだというふうに把握できるものだと感心するぐらいな忙しい裁判官がたくさんおられるのを私もよく知っています。それで、うれども、そうしますと、記録をうちいるんですけれども、そうしますと、記録をうちに持つて帰つてずっと読んで、土、日もずっと判決書きをやつしていくと、それだけに追われていいのでは、到底私は、やはり人間としてもかな

り、バーンアウトと言ふんですか、燃え尽き症候群みたいになつてしまつて、まともな感覚を維持する時間とエネルギーも与えられないのではないかというふうにずっと憂えていたものなんですね。

○国務大臣(高村正彦君) 検察官の意識改革を図る方策といったしましては、検事を一定期間市民感覚を学ぶことができる場所で勤務させることを含む人事・教育制度の抜本的な見直しを図る必要があると考へております。その具体的な勤務場所としては、弁護士事務所や民間企業等を考えております。

古川判事の事件につきましては、これ典型的な裁判官だというふうに思つてゐる方が多いと思う。私も実際、これは典型的な裁判官なのではないかというふうにも思ふんですが、これでは実際本人も不幸ですし、それに、裁かるとい

うか、関係者もきっと不幸だろうというふうに思つて、人手が足りないというので、実際に余裕がないということについて、今回、裁判官三十人の増員ですけれども、こんなので本当に足りるのかどうか、どの部署にどれだけ配属するかと

いうようなバランスなんかもあると思いますけれども、裁判所にちょっと御意見をお聞きしたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 裁判所といたしましては、これまでも事件動向等を踏まえまして着実に裁判官の増員を続けておりまして、平成八年から十二年度までの五年間で見ましても百五十五人を増員しております。これらを東京等の大都市の繁忙序に重点的に配置するなどの手当てを行つてきたところでございます。

一般に、裁判官の忙しさという観点からは、お話をありましたように、地方裁判所の民事訴訟事件がよく取り上げられます。裁判官の民事訴訟事件はバブル経済の崩壊以降、急速に増加いたしまして、特に繁忙でありました東京地裁では一時は裁判官一人当たり手持ち件数が二百件台の後半にまでなつてかなり繁忙な状況が見られましたけれども、その後、着実な裁判官の増員を続けた結果、東京地裁でも一人当たりの手持ち件数は二百件程度までに減少してきている状況になつてきております。その意味では、現在ではかつてほどの大きな負担がなく処理できるよう状況になつてゐると思います。

今後もより一層、適正迅速な裁判の実現を図つていくために、司法制度改革審議会での審議や事件の動向等も踏まえまして、裁判官の増員、適正な配置等に努めてまいりたいと思っております。

○佐々木知子君 先ほど大臣に検察官の意識改革というふうに伺つたんですけども、裁判官もぜひ意識改革をしていただかないとどうふうに考えておるものでございます。

今回、ストーカー有名になりました桶川事件で、どうも裁判官がいつも居眠りをしているというので被害者の方が訴えておられましたけれども

も、実はずつと裁判に携わっている私などにしてみれば、特に高裁で右か左の裁判官がしょっちゅう寝ているというのはいつも見なれた光景でございまして、右か左かどちらか寝ているので、要するにどっちかが起きているのである人が判決を書くんだよねということがわかるということを言つていたというぐらい、もちろん中には非常にまじめな裁判官もたくさんおられるんですよ、でもそういうじゃない方もやはりかなりおられるのが事実ではないかと。

ただ、それは本当に被害者というか当事者にとってみれば非常に失礼なこととして、彼らにとってはもう一生に一度か二度はあるようないような事件で、当事者の裁判官が、いかに判決を書かないにしても、やはりじっと起きているといふことはもうそれは最低限大事なことで、それが守られていないと、いうことも一つ裁判官の意識が普通からは離れていくことではないかといふふうに思うわけなんです。

裁判官の意識改革は、若い裁判官を新聞社に出したりとか、いろいろ会社に出したりとか、いろんなところで研修させているということもよく知つておりますけれども、いろんな意味での意識改革については裁判所はどのようにお考えでしょうか。

○最高裁判所長官代理者(金築誠志君) 御指摘のようなことが報道されまして大変残念、遺憾なことに思つております。

あの報道の件はちょっと本人の健康状態等の問題もあつたようですが、いずれにしてもそういうことがあること自体、非常に裁判の信頼に対する影響があることだと、うふうに思つて残念に思つております。

お尋ねの意識改革ということでございますけれども、裁判官が先ほどお話にありましたような常識を備えた者でなければならない、最近では市民感覚という言葉をよく使われるようでございますけれども、単に事件処理に直接必要な専門的知識、能力だけではなくて、それは当然として、社

会の実情一般に広く通じる広い視野、高い見識があれば、特に高裁で右か左の裁判官がしょっちゅう寝ているというのはいつも見なれた光景でございまして、右か左かどちらか寝ているので、要するにどっちかが起きているのである人が判決を書いていたというぐらい、もちろん中には非常にまじめな裁判官もたくさんおられるんですよ、でもそういうじゃない方もやはりかなりおられるのが事実でないかと。

ただ、それは本当に被害者というか当事者にとってみれば非常に失礼なこととして、彼らにとってはもう一生に一度か二度はあるようないような事件で、当事者の裁判官が、いかに判決を書かないにしても、やはりじっと起きているといふことはもうそれは最低限大事なことで、それが守られていないと、いうことも一つ裁判官の意識が普通からは離れていくことではないかといふふうに思うわけなんです。

裁判官の意識改革は、若い裁判官を新聞社に出したりとか、いろいろ会社に出したりとか、いろんなところで研修させているということもよく知つておりますけれども、いろんな意味での意識改革については裁判所はどのようにお考えでしょ

うか。

裁判所を外から見てもらう、そういうことで非常にいいことだと思いまして、民間企業へ出します。裁判所を外から見てもらう、そういうことが一番やはり我が身を振り返るということで非常にいいことだと思いまして、民間企業へ出します。裁判所を外から見てもらう、そういうことが一番

道機関へ出します。あるいはほかの行政省庁へ出したり、それから留学して海外から見るといふこともまたそのような観点から有益だらうと思います。司法研修所でも、単にそういう裁判実務のことだけではなくて、法律以外のいろいろな観点、社会一般の問題について研修を充実するように思つております。

今後とも裁判官がそういう広く社会一般の実情について関心を持つて、いわゆる市民感覚というものがからかけ離れるこのないよう努めていく、そういう意識を涵養するよう私どもの方であります。司法研修所でも、単にそういう裁判実務のことだけではなくて、法律以外のいろいろな観点、社会一般の問題について研修を充実するよう

ます。

○佐々木知子君 ちょっと漠然とした感じで、具體例としてよくわからなかつたんですけども、なぜか意識改革というか、市民感覚、常識を持つた人が裁判官でいられるように、任官のときからの問題もございましょうし、その後の教育の問題もございましょうし、余り管理体制で締めつけみたい

○佐々木知子君 檢察審査会の一一定の議決に法的拘束力を認めることであります。公訴権の行使に民意を反映させ、検察官が独善に陥ることを防ぐとともに、検察に対する国民の信頼と理解を得る上で大きな意義があることから、これを導入することが相当であると考えております。この点を含め、検察審査会制度の具体的なあり方につきましては、現在、司法制度改革審議会において御議論されておりますが、例えば審査機能の充実を前提とした上で起訴相当の議決に直接公訴提起の効力を認めるなどが考えられるところだらうと思つております。

○佐々木知子君 檢察審査会の判断に拘束力を持たせるというのではなく、そのためには結構なんですかね。そのためには審理の強化というか充実というか、それが正しい審理の内容でないといけないと、それが正しいと、その担保方法などは考えておられますか。

○国務大臣(高村正彦君) 檢察審査会の審査機能の充実、適正化のための具体的な方策といたしましては、例えば検察審査会が公訴に至る効力のある証拠評定や不起訴処分の理由等を説明することが必要であると考えた場合には会議に出席し意見を述べることができるものとすること、同審査会に法律専門家をリーガルアドバイザーとして配置し適切な助言を行わせることなどが考えられる

○佐々木知子君 ありがとうございます。

民事、刑事の基本法制の集中的整備ということ時間の関係で、検察審査会といふのは、日本では陪審制も參審制も今のところとられておりません。ですが、その権限を今回強化する方針というふう伺つております。これは具体的にどういうことですかね。大臣にお伺いしたいと思います。

○国務大臣(高村正彦君) 檢察審査会の一一定の議決に法的拘束力を認めることであります。公訴権の行使に民意を反映させ、検察官が独善に陥ることを防ぐとともに、検察に対する国民の信頼と理解を得る上で大きな意義があることから、これを導入することが相当であると考えております。この点を含め、検察審査会制度の具体的なあり方につきましては、現在、司法制度改革審議会において御議論されておりますが、例えば審査機能の充実を前提とした上で起訴相当の議決に直接公訴提起の効力を認めるなどが考えられるところだらうと思つております。

○佐々木知子君 檢察審査会の判断に拘束力を持たせるというのではなく、そのためには結構なんですかね。そのためには審理の強化というか充実というか、それが正しいと、その担保方法などは考えておられますか。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘の点につきましては、私ども自分の所管の法律を使つ立場におきましてもかなり理解が難しくなつてきて、特に若い方はそうだろうという感じがいたしました。その必要性につきましては私ども十分承認をしているところでござります。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘の点につきましては、私ども自分の所管の法律を使つ立場におきましてもかなり理解が難しくなつてきて、特に若い方はそうだろうという感じがいたしました。その必要性につきましては私ども十分承認をしているところでござります。

○佐々木知子君 檢察審査会の審査機能の充実、適正化のための具体的な方策といたしましては、例えば検察審査会が公訴に至る効力のある証拠評定や不起訴処分の理由等を説明することが必要であると考えた場合には会議に出席し意見を述べることができるものとすること、同審査会に法律専門家をリーガルアドバイザーとして配置し適切な助言を行わせることなどが考えられる

も、最近、社会経済構造改革に伴いましてさまざま実質的な改正が次から次へ求められております。まずはその改正をきちと仕上げまして、その後なるべく可及的速やかにこの作業に着手したいというふうに考えております。そういう点で、我々としても喫緊の課題だということござりますので、しばらく御猶予をいただきたいと思います。

○佐々木知子君 あと、酒酔い運転等による業務上過失致死傷事件についての刑法改正の見通しなどについて伺いたかったのですけれども、時間が参りましたのでお答えは結構でございます。

いかんせん、刑法ができたのは明治四十年代と、もう九十年以上の昔になりまして、あの当時、交通事故による業務上過失致死傷というのは恐らく刑法典をつくった人の頭の中には、ころはそんな車というのがなかつたような時代ですから。だから、酒酔い運転とか、危険を承知で乗っているような行為について、もともとあれは適用があるようなものではなかつたと思います。社会の要請も非常にありますので、できるだけ早いうちに適正な立法行為ができるよう、当局の方としては努力していただきたいと思います。

時間が参りましたので、これで終わらせていただきます。

○竹村泰子君 大臣は所信の中で、人権擁護の推進についてということで、二十一世紀は人権の世纪だというふうにおっしゃっておられます。人権擁護、人権救済制度の確立のための施策の実現を着実に図つていきたいと言つておられます。

そこでお伺いいたしますが、この間、定住外国人の地方参政権法案の成立が難航しております。その関連から、日本では両親が外国籍であれば三世、四世、五世になつても外国籍であり続けるという国籍法と現状の矛盾の問題が提起されております。きょうは、今までの帰化制度の問題点を、三月八日、九日に国連欧州本部で行われた人種差別

撤廃条約の委員会による日本政府の報告書審議と、三月二十日、同委員会が採択した日本への懸念、勧告に関連して質問したいと思います。

九八年九月十八日、八月十日提出の質問書にもう一つ、締約国に委員会の経験を提供して、そして締約国がこの経験を活用して国際的義務を果たせるようにするための締約国政府代表との建設的な対話だというふうに言われております。それで

のに、日本政府は報告書において現実を隠べないと言つて変ですが、言葉が強いかもしれませんのが、覆い隠し、そして委員会でも事実を述べなかつたと私は思える部分が多くございます。その端的な例が帰化の際ににおける名前の変更であります。

折しも朝日新聞に「イルム」という、大臣もごらんになつてていると思いますが、「名前(イルム)」

という特集が毎日大きく組まれている。私たちは

てもともと不愉快に思いますけれども、名前とい

うのは事ほどさようにその当人にとっては大事なものであると思います。

政府の報告書は、五十一段落のところで、「在

日韓国・朝鮮人の中には、その本名を名乗ること

によつて起つた偏見や差別を恐れ、日常生活にお

いて日本名を通称として使用する場合もみられ

る。政府では、このよだんな人類平等の精神に反す

る誤つた偏見、差別意識が依然として一部に存在

することを憂慮している」と記していらっしゃ

ります。しかし、戦前、朝鮮人の名前を日本式氏名

に変える同化政策を考え出し、そしてそれを半世紀以上にわたつて進めてきたのはまさに政府であ

ります。

私は質問主意書を何回かこの問題でも出してお

りますけれども、昨年の第四〇号の質問主意書への七月十四日の回答では、日本人らしくない氏名を使用することにより我が国社会に日本人として定着する上で支障が生じるおそれがあるとの考え方から、帰化行政において帰化後の氏名として日本らしい氏名を使用するよう指導していた時期も

あつたが、一九八三年からそのような指導は行わないこととしたとしていらっしゃいます。

九八年九月十八日、八月十日提出の質問書にもそのようにお答えになつていますが、なぜそれを

そのまま記述なさらなかつたのでしょうか。

○國務大臣(高村正彦君) いわゆる人種差別撤廃条約の締結国は、この条約に基づき設置された

委員会による検討のため、この条約の諸規定の実施のためにとつた措置に関する報告をすることになつております。

平成十一年の我が国の報告におきましては、帰化後の氏名に触れていないのは御指摘のとおりであります。かつては帰化後の氏名として日本人らしい氏名を使用するよう指導していた時期もありましたが、これは在日韓国・朝鮮人に限らず、帰化の申請をする外国人一般に対して行つていたものであります。

また、現在の我が国の帰化実務においては、帰化後の氏名として日本人らしい氏名を使用するよう指導は行つております。今、委員もおつしやつたように、昭和五十八年以來こういう指導を行つておりますので特に必要ないと思つたわけであります。過去にさかのぼつて行つたと書いた方がよかつたかちょっとわかりませんが、少なくとも現在はしていない、こういうこととでございます。

○竹村泰子君 現在はしていらっしゃるのはわかるんですけども、これまで敗戦後ずっとそういう指導をしてきたということ、そして最近おやめになつて、そういう指導はしていらっしゃらないんですけども、八三年からですね。それまでしておられたんですね。

○竹村泰子君 やっぱりちょっとよくわからないんですけれども。

それでは、現在、各地方法務局が作成、配布している帰化許可申請の手引というのがございま

す。帰化後の氏名欄、通称名欄を維持して、その記入例では帰化許可申請者の姓名と帰化後の氏名を一〇〇%違つたものにしておられます。

○竹村泰子君 やっぱりちょっとよくわからないんですけれども。

それでは、現在、各地方法務局が作成、配布している帰化許可申請の手引というのがございま

す。帰化後の氏名欄、通称名欄を維持して、その記入例では帰化許可申請者の姓名と帰化後の氏名を一〇〇%違つたものにしておられます。

○竹村泰子君 やっぱりちょっとよくわからないんですけれども。

そこで、国連の人種差別撤廃委員会では、ロドリゲス、ディアコヌ、デクター、ソーンベリー各

委員がこの問題を指摘したのに対し、政府は帰化による日本国籍取得に当たつて日本式氏名の変更を行う必要はない答弁しておられます。

九三年十月の規約人権委員会の第四十九会期で

も、帰化に際して日本風の氏名に改めなければならぬという法律上の規制もないし、法務省としては日本風の名前を使うようについて指導はしていないと答弁しておられます。

では、なぜ一九五二年以降に、帰化により日本国籍を取得した在日韓国・朝鮮人のほとんど、これは二十四万人ぐらいになると想いますけれども、ほとんどが名前を日本名に変えているので

しょうか。

○國務大臣(高村正彦君) 現実に帰化者が帰化後の氏名として日本人らしい氏名とすることが少ない現状にあることは御指摘のとおりだと思います。これは在日韓国・朝鮮人の方がその本名を名乗ることによって起つた偏見や差別を恐れることもあるかもしれません。あるとすれば、そういう状況というの是非常によくないことだと思つております。

また、帰化する以前から在日韓国・朝鮮人の方は通称名、日本名を名乗つていることも多いわけでありまして、日本人らしい氏名とすることが社会生活上便宜であると考へる場合が多いことなどによるものではないか、そういうふうに思つております。

また、帰化する以前から在日韓国・朝鮮人の方は通称名、日本名を名乗つていることが多いわけではありませんが、過去にさかのぼつて行つたと書いた方がよかつたかちょっとわかりませんが、少なくとも現在はしていない、こういうこととでございます。

○竹村泰子君 現在はしていらっしゃるのはわかるんですけども、これまで敗戦後ずっとそういう指導をしてきたということ、そして最近おやめになつて、そういう指導はしていらっしゃらないんですけども、八三年からですね。それまでしておられたんですね。

○竹村泰子君 やっぱりちょっとよくわからないんですけれども。

それでは、現在、各地方法務局が作成、配布している帰化許可申請の手引というのがございま

す。帰化後の氏名欄、通称名欄を維持して、その記入例では帰化許可申請者の姓名と帰化後の氏名を一〇〇%違つたものにしておられます。

○竹村泰子君 やっぱりちょっとよくわからないんですけれども。

そこで、国連の人種差別撤廃委員会では、ロド

リゲス、ディアコヌ、デクター、ソーンベリー各

委員がこの問題を指摘したのに対し、政府は帰化による日本国籍取得に当たつて日本式氏名の変更を行う必要はない答弁しておられます。

○副大臣(長勢基選君) これは、帰化許可申請者の大半が、先ほどお話をありますように、帰化後の氏名として日本人らしい氏名を使用すること

を希望しておるというのが大半であるという実情に合わせてこのようにしておるだけのこととござります。この手引におましても、帰化後の氏名は自由に定めることができるということをわざわざ明記をしておるわけございまして、日本人らしい氏名を誘導しようとか、そういう意図がある。しかし、そういう指導をしておるということは全くございません。

○竹村泰子君 その手引で、帰化後の氏名の文字は従前の通称名をそのまま用いても任意に新しい氏名を用いて差し支えありませんと、これは那覇法務局の戸籍課の帰化申請の手引ですけれども、そういうふうに書いてあるんですが、なぜ民族名の変更を前提とした記述をしているのでしょうか、これは。

○副大臣(長勢基遠君) そういう趣旨は全くありませんで、その前段の方に、いずれも自由に定めることができますと、いうことを明記しておるわけでござりますので、そういうつもりでこのように定めておる次第でございます。

○竹村泰子君 外国、欧米諸国、主要国で結構ですけれども、帰化申請をするときにどういうふうにできるか、お教えいただきたいと思います。

○政府参考人(山崎潮君) 本日、突然の御質問でござりますが、私どもちょっとその正確な調査は現在手に持ち合わせがございません。余り不正確なことを申し上げるのも問題がござりますので、若干お時間をいただいて、幾つかの国、調べられます範囲で調べてみたいというふうに思つております。そういう点で、お許しをいただきたいと思います。

○竹村泰子君 私、けさ早く申し上げましたけれども、そんなに時間がかかりますか。欧米五カ国ぐらいの主要国の帰化申請の手続のときに名前をどうしているのかというのがそんなに時間がかかりますか。

○政府参考人(山崎潮君) けさちょうどいいたしまして、大使館の方、若干調査はいたしました。

ただ、正確にどういう条文があり、どういう背景がありというところまで調べたわけではございません。大体どのような様子になっているかといふことを電話で確かめたという程度でござります。

○竹村泰子君 その電話でお確かめになつたことで結構ですか、どうぞ。

○政府参考人(山崎潮君) 不正確だったらお許しをいただきたいと思いますが、調べた国はアメリカ、イギリス、ドイツ、韓国でございます。その各国の国民らしい氏名にする必要はないという扱いをしているようございます。

○竹村泰子君 そのままでもいいんですね。竹村泰子がフランスへ行って竹村泰子と申請してもいいわけですね。そうでしょう。どうして日本はそういうふうに、通常と違つて、日本名を帰化後の氏名として本来の名前と違うようにならわしますか。

大臣、どう思いますか。

○国務大臣(高村正彦君) あたかも日本名としなければ帰化を受けつけないというようになっているという意識は私たちには毛頭ないわけであります。

先ほどから私自身あるいは副大臣がお答えしているように、日本人らしい名前にするようにといふ指導は昭和五十八年以降行つていらないということがであります。それで、変えなくとも一向に差し支えないわけでござります。

○竹村泰子君 私の質問書に対しても、「日本人らしい氏名を使用しなくとも、必ずしも我が国社会に日本人として定着することが妨げられるものではないとの考え方から、検討結果がまとまりました昭和五十八年から、日本人らしい氏名を使用するよう指導することを行わないこととした。」と、八三年まではずっと指導があつたということです。

○竹村泰子君 今、家庭裁判所のお話をございましたけれども、既に我が国に帰化された方についても戸籍法の条文によりまして家庭裁判所の許可を得て氏名を変更できるという制度がありますから、これによつて氏名を変更するということも状況によつて可能ではないかと思ひます。

その辺の理由もお伺いしたいけれども、これは確かにおつしやるとおり、日本人らしい名前にし

たいという人もいると思うんです、中には。申請者の方で、私は日本の国籍を見るんだから、日本人らしい名前にしたいと。何だか太郎とか、そういう名前にしたいという人もいると思います。けれども、そうじやなくて、本当にもう自分の名前を失うのはとっても嫌だけれども、でも事情があつて日本人にならなきやならないからどうしても日本の名前にしたという人も八三年までにはたくさんいらっしゃると思うんですね。

これは本人の選択なのではないでしょうかね。自分が選ぶことであつて、国がそういう恣^ハで多くそういう指導があつた。私が現場に全部いたわけじゃないからわからないですけれども、恐らく国籍を取得するんだつたらやっぱり日本人らしい名前にしなきやだめですよといふうな指導を五十八年まではしていたんじゃないかと思うんですね。

なぜそのようにしているのか、なぜ国籍取得と名前の変更をセットにしているのか。日本国籍を取得した者が民族名を日本式の名前に変えたければ、後で戸籍法第百七条一項により、名前について第百七条の二により家庭裁判所に申請するのが筋ではないでしょうか。それで十分できるわけですよ。違いますか。なぜセットにしているのか。

○副大臣(長勢基遠君) 我が国に帰化された方については日本国民としてその氏名を定める必要がありますので、どの氏名をお使いになるかということをお決めいただくということでございまして、先ほど来たび大臣からも御答弁いたしておりますように、日本人らしい名前に変えるようについての指導はやつていいわけでございません。

一方で、現行法におきまして、今、副大臣が答えたように、戸籍法第百七条第一項及び第七条の二の規定により家庭裁判所の許可を得て氏名を変更できるという制度が設けられております。既に我が国に帰化した方についてもこの制度により氏名を変更することが可能ですので、特にこれらの方について簡単に氏名の変更ができるとする制度を設けることは適当でないと考えております。

この勧告の趣旨も別にこういう簡易に氏名の変更ができる制度を設けるということを必ずしも書

○竹村泰子君 今回の入種差別撤廃委員会の最終見解は次のようになります。「朝鮮民族が日本の国籍を申請する際、彼・彼女らの名前を日本名に変えるという行政的、法的要件はすでになにことに注意しつつ、委員会は、当局が、「申請者に對し、名前の変更を促し続けており、朝鮮民族は、差別を恐れてそうせざるを得ないと感じて、表現して、そしてあたかも日本名にしなきやだめですよ」というふうに、通常と違つて、日本名を帰化後の氏名として本來の名前と違うようにならわしますか。

○竹村泰子君 そのままでもいいんですね。竹村泰子がフランスへ行って竹村泰子と申請してもいいわけですね。そうでしょう。どうして日本はそういうふうに、通常と違つて、日本名を帰化後の氏名として本來の名前と違うようにならわしますか。

大臣、どう思いますか。

○国務大臣(高村正彦君) あたかも日本名としなければ帰化を受けつけないというようになっているという意識は私たちには毛頭ないわけであります。

なぜそのようにしているのか、なぜ国籍取得と名前の変更をセットにしているのか。日本国籍を取得した者が民族名を日本式の名前に変えたければ、後で戸籍法第百七条一項により、名前について第百七条の二により家庭裁判所に申請するのが筋ではないでしょうか。それで十分できるわけですよ。違いますか。なぜセットにしているのか。

○副大臣(長勢基遠君) 我が国に帰化された方については日本国民としてその氏名を定める必要がありますので、どの氏名をお使いになるかということをお決めいただくということでございまして、先ほど来たび大臣からも御答弁いたしておりますように、日本人らしい名前に変えるようについての指導はやつていいわけでございません。

一方で、現行法におきまして、今、副大臣が答えたように、戸籍法第百七条第一項及び第七条の二の規定により家庭裁判所の許可を得て氏名を変更できるという制度が設けられております。既に我が国に帰化した方についてもこの制度により氏名を変更することが可能ですので、特にこれらの方について簡単に氏名の変更ができるとする制度を設けることは適当でないと考えております。

この勧告の趣旨も別にこういう簡易に氏名の変

いているわけがないと思いますし、また「当局が引き続き申請者に氏名を変更するよう求めており、」というところは、「伝えられるところによれば」と、こういう必ずしも断定したということでもないような書き方あります。当局が引き続き申請者に氏名を変更するよう求めるということがあればこれはとんでもないことで、私たちは昭和五十八年以来やつてはいけない、やらないといふことを決めているわけありますから、もしそういうような事例が本当に引き続いているということであれば、それに対する適切な措置をとらなければいけない、こういうふうに思つております。

○竹村泰子君 直接的な事例があるのかないのか私も全部調べたわけじやありませんし、それから後ほどお聞きしますが、そういう調査はされています。この勧告は先ほど大臣はそういうふうに言つている勧告ではないとおっしゃいましたけれども、これをよく読みますと、「朝鮮民族は、差別を恐れてそうせざるを得ないと感じていることに懸念を表す。」と、そして「個人の名前は文化的民族的アイデンティティを基本的に表象するものであることを考慮し、委員会は締約国がこうした実践行為を防ぐために必要な手段をとることを勧告する。」と言つてはいるんですね。

先ほども、繰り返して恐縮ですが、戸籍法百七条が定める氏の変更是物すごく大変な、家庭裁判所における煩雑な手続が必要で、費用と時間が物すごくかかるということから、何か簡単な回復措置を導入する気がありますかどうですかとお聞きしたんですが、今のお答えですと、そんな気はないということですね。わかりました。

そうすると、勧告にまた次の報告を国連にしなきやなりませんけれども、どのようにお答えになりますか。まだ先の話ですから今から言うのは変わっていて、それに対するはどのようにお答え

になるでしょうね。

そのようなことを強制しているわけではないか、今のお答えでいきますと必要ない、簡便な措置をとる気は全くない、勧告には従う必要はないというふうことになりますね、今のお答えだと。どうですか。

○國務大臣(高村正彦君) 全くという言葉は私は使いませんでしたけれども、今のところあります。

ういうような事例が本当に引き続いているということであれば、それに対する適切な措置をとらなければいけない、こういうふうに思つております。

○竹村泰子君 直接的な事例があるのかないのか私も全部調べたわけじやありませんし、それから後ほどお聞きしますが、そういう調査はされていませんですね、特別に。

この勧告は先ほど大臣はそういうふうに言つている勧告ではないとおっしゃいましたけれども、これをよく読みますと、「朝鮮民族は、差別を恐れてそうせざるを得ないと感じていることに懸念を表す。」と、そして「個人の名前は文化的民族的アイデンティティを基本的に表象するものであることを考慮し、委員会は締約国がこうした実践行為を防ぐために必要な手段をとることを勧告する。」と言つてはいるんですね。

先ほども、繰り返して恐縮ですが、戸籍法百七

条が定める氏の変更是物すごく大変な、家庭裁判所における煩雑な手続が必要で、費用と時間が物すごくかかるということから、何か簡単な回復措置を導入する気がありますかどうですかとお聞きしたんですが、今のお答えですと、そんな気はないということですね。まだ先の話ですから今から言うのは変わっていて、それに対するはどのようにお答え

すためには、法務省の年間統計項目、帰化の前後で名前を変えた者あるいは変えなかつた者の統計を取り入れて、その数字を示す必要があると思いまます。そうした項目を来年度から加えることは可能でしょうか。どうでしょうか。

○副大臣(長勢基遠君) 繰り返し答弁申し上げておりますように、現在、我が国の帰化実務において帰化後の氏名として日本人らしい氏名を使用するようという指導をすることは行つております。

勧告に従う必要はない必ずしも言つてはいるわけではありませんで、「伝えられるところによれば、当局が引き続き申請者に氏名を変更するようこれがもあるのであれば私はそれに対する適正な措置をとりたい、こう思います。

それからもう一つは、「韓国・朝鮮人は差別を恐れ、そのようにせざるを得ないと感じていることと懸念を表明する。」と。私もそういうことは例がもあるのであれば私はそれに対する適正な措置をとりたい、こう思います。

○竹村泰子君 国連の委員会からの勧告を受けているわけで、従来の政策が変わつたことを周知徹底する。まだわかつていない人もいると思うんであります。やはり帰化するときには日本名にしなさいやだめなのよねと私も実際に聞かれたこともあります。

○竹村泰子君 余り意欲的に回復措置をとるつもりはない、こういうふうに思つておられます。

は非常にかたい否定的な態度であるとしか申し上げようがないんですけども、政府の姿勢はわかりました。

三月二十日の人種差別撤廃委員会の最終見解で示す。この勧告に対してもどのようにお答えをなさいます。

○副大臣(長勢基遠君) 繰り返し答弁申し上げておりますように、現在、我が国の帰化実務において帰化後の氏名として日本人らしい氏名を使用するようという指導をすることは行つております。

○副大臣(長勢基遠君) まさに、御指摘の点は、日本の国民ではありますが、民族がどのような構成も難いかなど、このように思つておる次第でございます。

○副大臣(長勢基遠君) したがいまして、在日韓国・朝鮮人の方々の日本名の使用状況について調査をするという必要もないと思つておりますし、またなかなかやり方をとります。この勧告に従う必要はないと思つてはいませんで、そのように思つておる次第でござります。

○副大臣(長勢基遠君) ではあります。私はそれに対する適正な措置をとりたい、こう思います。

○副大臣(長勢基遠君) それからもう一つは、「韓国・朝鮮人は差別を恐れ、そのようにせざるを得ないと感じていることと懸念を表明する。」と。私もそういうことは例がもあるのであれば私はそれに対する適正な措置をとりたい、こう思います。

民族なのだということで考えておられるのでしょうか、どうでしょうか。

○国務大臣(高村正彦君) 国籍と民族という概念は全く別のものだと思っております。国籍とは政治的に組織された共同体である国家の構成員としての資格を意味するものでありますので、言語、宗教、思想、風俗等の文化を共通する人々の共同体を意味する民族という概念とは異なるものであると思います。したがつて、帰化は民族に影響を与えるものではない、こういうふうに理解をしております。

○竹村泰子君

民族ということはさておいて、民族といふことはちよつと触ることはしないで、どちらの民族に属するというふうなことは考えず、つまりカウントしないでということなんですね、今のところ。そういうことです。

三月九日の委員会で、尾崎人権人道課長は、国勢調査における民族的統計の実施については、記入の報告者負担、政策的需要を考慮して今後検討したいとおっしゃっております。外務省、おいでになつていますでしょうか。

○大臣政務官(桜田義孝君) 担当は総務省だと思ふ

うんですが。

○竹村泰子君 いやいや、違います。国勢調査は総務省ですが、このときには尾崎人権人道課長が政府の代表としてこの委員会でそのようにお答えになつているんです。それで、どのようなことをなさるおつもりですかとお聞きしているんです。そのようにレクしてありますよ。

○委員長(日笠勝之君) 外務省ですか、先生。

○竹村泰子君 外務省は来られていますか。
○委員長(日笠勝之君) 外務省は来られていますか。
ちょっとと速記をとめて。

〔速記中止〕

○委員長(日笠勝之君) 速記を起こしてください。

そのうち検挙に達したのは三件。また、私の質問

主意書に対する政府答弁書によりますと、これら

の事件の容疑者の処分結果は、罰金十萬円に処するとの判決、保護処分に付する必要がない旨の判決、公訴を提起しない処分、つまり有罪はたつたれはあなたたちの、外務省の代表が言つてゐるんですよ、こういうふうに。記入の報告者負担と政策的需要を考慮して今後検討したいと。まあまだ終わつたばかりですから、終わつていないのかな、まだやつてゐるのかな。ただ、三月九日の委員会でそうおっしゃっている。この間の三月九日

です。おっしゃっている。

そのことにちゃんと、どのように政策的需要を

なさいますか、記入の報告者負担をなさいますか」というふうにお聞きしてあります、きのう。その後の国勢調査に関しては私は聞かないことにいたしましたが、ここまできちんと答えていただきたいと思います。

一方、九七年十月に愛知県小牧市で起きました

二十数名の日本人男性によるブラジル人少年襲撃

事件は、日本民族の暴力行為に対する法的規制

集団暴行殺害事件では、リンチに加わった日本人

二十七名のうち、逮捕されたのは十一名、刑事裁

判にかけられたのは六名、判決は最も重いもので

も懲役五年が二名がありました。

この民族的憎悪に基づく傷害致死事件において、十六名は全く逮捕されず、逮捕者の刑罰

が軽かつたということ。これは、さきの非常に重い人種差別があつたら、理不尽な人種差別があつたら刑法が重くなるというふうな法務省代表の委員会における回答とは大分違うのではないでしょ

うか。法務大臣、どのようにお考えになりますか。

○国務大臣(高村正彦君) 我が国においては人種

差別に由來する暴力行為のみを取り出して処罰す

る法律はございませんけれども、このような暴力

行為については、刑法に定める殺人罪、傷害罪、

暴行罪、暴力行為等处罚二関スル法律違反等によ

り处罚の対象とされており、人種差別撤廃条約第

四条が規定する人種差別に基づく暴力を犯罪とす

る義務には違反しておりません。したがつて、こ

うした暴行事案に対処するために入種差別自体を

処罰する立法をする必要があるとは考えていい

わけあります。

それぞれの事案において、どういう動機によつ

てしたかなどは当然裁判所でその悪性がど

うか、どうでしょ

うか、どうでしょ

うか。

○委員長(日笠勝之君) 速記を起こしてください。

〔速記中止〕

○委員長(日笠勝之君) 速記を起こしてください。

とでやつたということであれば、それは当然裁判所の量刑に影響を与えるだろう、こういうふうに思います。

また、検察が起訴、不起訴を決めるような場合にそいつを決める場合でも影響するだろうと、一般的にそういうふうに思つておりますが、具体的な事案について外形的にこれが重かつたとか軽かつたとか法務大臣が申し述べる立場にはちよつとないのではないかなど、こういうふうに思つております。

一方、九七年十月に愛知県小牧市で起きました

二十数名の日本人男性によるブラジル人少年襲撃

事件は、日本民族の暴力行為に対する法的規制

集団暴行殺害事件では、リンチに加わった日本人

二十七名のうち、逮捕されたのは十一名、刑事裁

判にかけられたのは六名、判決は最も重いもので

も懲役五年が二名がありました。

この民族的憎悪に基づく傷害致死事件において、十六名は全く逮捕されず、逮捕者の刑罰

が軽かつたということ。これは、さきの非常に重い人種差別があつたら、理不尽な人種差別があつたら刑法が重くなるというふうな法務省代表の委員会における回答とは大分違うのではないでしょ

うか。法務大臣、どのようにお考えになりますか。

○国務大臣(高村正彦君) 我が国においては人種

差別に由來する暴力行為のみを取り出して処罰す

る法律はございませんけれども、このような暴力

行為については、刑法に定める殺人罪、傷害罪、

暴行罪、暴力行為等处罚二関スル法律違反等によ

り处罚の対象とされており、人種差別撤廃条約第

四条が規定する人種差別に基づく暴力を犯罪とす

る義務には違反しておりません。したがつて、こ

うした暴行事案に対処するために入種差別自体を

処罰する立法をする必要があるとは考えていい

わけあります。

それぞれの事案において、どういう動機によつ

てしたかなどは当然裁判所でその悪性がど

うか、どうでしょ

うか。

○委員長(日笠勝之君) 速記を起こしてください。

を受けていることを懸念している。締約国に、この点における朝鮮民族を含むマイノリティの差別的な取扱いを撤廃するための適切な手段を実施し、日本の公的な学校で、マイノリティ言語でも教育が受けられるよう確保することを勧告する。」

こういう教育面における勧告も含めまして、これはこれから国際化していく中で、やはり非常に多民族国家というふうな風潮がどうしてもこれらはふえていきますけれども、そういう中で、日本に滞在するあるいは存在する外国籍の民族のいろいろな差別的な待遇、教育、そういったことにについて広く勧告をしております。

私は非常に的確な指摘を勧告はしているというふうに思うわけですけれども、これらの勧告をお聞きになつて、大臣は、これは通告しておりますけれども、御所見は、御感想は、どのようにお思いになりますか。

○國務大臣(高村正彦君) 例えば教育の問題そのものは私の所管ないので、そこをどうするかというふうなことを申し述べる立場にないとおいますが、問題は、例えば在日韓国・朝鮮人に対していまだに偏見、差別意識が一部に存在するということは私としても憂慮をしているわけであります。

○竹村泰子君 勧告をどの程度重く受けとめるか、そしてどう生かすか、そしてまた次の委員会に対してどのような回答をする、報告をするのかといふふうなことがこれからあると思います。もちろん勧告に法的拘束力はありませんけれども、やはりこれは対話、議論を、国会でももちろんですけれども、一般の世論の議論、対話をきちんとこれからしていく必要があるのではないかと思いまして、一言申し上げておきたいと思います。

最後に、二〇〇〇年十二月、東京都内の赤羽署

と別の一署が「中国人かな、と思ったら一一〇番」、「建物内で中国語で話しているのを見かけたら一一〇番」などと記した防犯チラシを管内のマシンション管理人や町内会役員、交番に合計七百枚配布した。それから、神奈川県神奈川署が二〇〇〇年九月に五百部配布した地域安全ニュース、「ピッキング窃盗団にご用心」、これはおもしろいんですよ。おもしろいんですよと言つちやいけませんね。バツグや旅行かばん等を持している中国人系の外国人がいたら知らせると。二、三人の中国系外国人がマンションの階上の方に上がつていった、付近で見たことのない中国系外国人が人を訪ねてきた、中国系外国人が携帯電話で話を、携帯電話で話もできないんですね。中国系外国人が運転する車が駐車している等を見かけたときはすぐに神奈川警察署へ電話をお願いします」と広報するなどした件について、人種差別撤廃委員会で三月九日このことが問われているんです。それで、尾崎人権人道課長は今後このようなことがないよう指導を徹底していくと回答されました。

政府のどの機関が政府の一省庁である警察庁の行為を監視し、人種差別撤廃条約の違反性を判断し、指導が行えるのでしょうか。まず、外務省からお聞きましょう。

○大臣政務官(桜田義孝君) 条約について解釈権を有するのは外務省でありまして、御質問の事項については、人種差別撤廃条約に違反するかどうかを判断するのは一義的には外務省であります。

○竹村泰子君 第一義的に解釈するのは外務省であります。それはまあそうですね。それはまあそうですね。

○大臣政務官(桜田義孝君) 一時的には違反していることがあります。

○竹村泰子君 一時的には違反している。一時的というのははどういう意味なんでしょうか。ちょっと頭が悪いのでよくわからないんですけども。その時点では違反しているということです。

○大臣政務官(桜田義孝君) それ自身は違反だとつか。かを判断するのは一義的には外務省であります。それはまあそうですね。

○竹村泰子君 回収すればいいんですか。

○大臣政務官(桜田義孝君) 回収するということのように尾崎さんがお答えになつた、指導を徹底していくとお答えになつた。第一義的に解釈をしていくのは外務省だから、外務省が指導をしていくという意味でしょうか、今のお答えは。

○大臣政務官(桜田義孝君) 外務省としては、御指摘の防犯ビラ等は、中国人を犯罪者あるいは不審者として警察に通報するよう受け取られ得るものであるならば不適切な内容のものであると。警視庁及び神奈川県警は、本件ビラの表現が配慮に欠け、不適切であつたとして、直ちにこれを回収し、または破棄したと承知しております。したがつて、警視庁及び神奈川県警において、当初から、中国人に対する差別を助長しまだ扇動する意味はなかつたと判断されます。

それから、人種差別撤廃条約につきましては、締約国に一定の措置をする義務を課しているところですが、国または地方の公の当局または機関の行為においても、人種差別助長の意図を有さずに行われた場合は同条約の対象とはならないと解されておりまして、本件は同条約の対象とはならないと考えております。

○竹村泰子君 ここで質問をしてもらおうがないのですが、皆さんがあのふうにお聞きになつたかわかりませんが、あなたの答えからいうと、やっぱり確かにそのときは悪かつた、失敗した、だから急いで回収したと、しかし条約違反ではない、総体的には条約違反ではない、回収したからもうそれでいいんだと、こういうことであります。ただ、扇動する意図はなかつたと、こういうふうに理解しております。

○大臣政務官(桜田義孝君) 違反は違反だと思ひます。あなたが今おつしやったのは、違いますか。

○竹村泰子君 扇動なんかされちゃ大変なんですか。

○大臣政務官(桜田義孝君) 違反は違反だと思ひます。ただ、扇動する意図はなかつたと、こういうふうに理解しております。

○竹村泰子君 では、警察に聞きました。どうなんですか、これは。

○大臣政務官(桜田義孝君) 御指摘のチラシでございますけれども、ピッキング犯罪の実態にかんがみまして、犯人検挙と犯罪防止の観点から管内住民に注意喚起を呼びかけようとするものであります。おおよそ来日している中国人一般を対象としているものではございません。

人種差別撤廃条約の解釈についてはお答えする立場にはございませんが、私どもいたしましては、このチラシの内容につきまして配慮に欠ける不適切な表現があつたということで遺憾に思つておりますし、このようなことがないよう都道府県

まかれたということなんですか。ごめんなさい、結構むようで申しわけないんだけれども、条約に違反していないと言わると、やっぱり言わざるを得ないです。

これは条約に違反しているので、非常に人種差別的行為であったので回収されたんじゃないんですか。一時的にはそうだったかもしれないけれども回収すればいいという、今のお答えはそうですよ。一時的にはそうだったけれども回収すればもう罪は消える、そういうことです。

○大臣政務官(桜田義孝君) そうは言つております。そもそもまた思つております。

○大臣政務官(桜田義孝君) そうともまた思つております。

○大臣政務官(桜田義孝君) ここで質問をしてもらおうがないのですが、皆さんがあのふうにお聞きになつたかわかりませんが、あなたの答えからいうと、やっぱり確かにそのときは悪かつた、失敗した、だから急いで回収したと、しかし条約違反ではない、総体的には条約違反ではない、回収したからもうそれでいいんだと、こういうことであります。ただ、扇動する意図はなかつたと、こういうふうに理解しております。

○大臣政務官(桜田義孝君) 違反は違反だと思ひます。あなたが今おつしやったのは、違いますか。

○大臣政務官(桜田義孝君) 違反は違反だと思ひます。ただ、扇動する意図はなかつたと、こういうふうに理解しております。

○大臣政務官(桜田義孝君) では、警察に聞きました。どうなんですか、これは。

○大臣政務官(桜田義孝君) 御指摘のチラシでございますけれども、ピッキング犯罪の実態にかんがみまして、犯人検挙と犯罪防止の観点から管内住民に注意喚起を呼びかけようとするものであります。おおよそ来日している中国人一般を対象としているものではございません。

警察を指導しておるところでござります。

○竹村泰子君 これ、警察が出しているチラシですか。

○政府参考人(黒澤正和君) ただいま申し上げま

したように、このチラシの内容につきまして、警視庁、神奈川県警におきました。また警察庁といたしましても、この内容につきまして配慮に欠ける不適切な表現があつたということについて遺憾に思つておるところでございまして、このようないふうな気持ちは余り私には伝わつてまいりたい、かように考えておるところでございます。

○竹村泰子君 今のお答えからは、深く深く反省をし、このようなことが絶対に二度と起らならないようになつておることでございまして、このようないふうな気持ちは余り私には伝わつてこないんですが、警察としても非常に深く重く受けとめているということですね。もう一度。

○政府参考人(黒澤正和君) この事案の内容につきましては、もちろん御指摘のとおり受けとめておるところございまして、繰り返しで恐縮でござりますけれども、やはり表現において配慮に欠ける不適切な表現があつたということを遺憾に思つておるところでございます。

○竹村泰子君 最後になりますが、大臣、今お聞

いて、このようないふうなことのないように指導を徹底してまいりたいと思います。

○竹村泰子君 最後になりますが、大臣、今お聞きになつていて、警察庁のことではありますけれども、外務省の政務官のお答えもございましたけれども、担当大臣として、こういつた一連のこと、これは七百枚と二千枚でとめられたわけですけれども、何万枚もまかれることもまだこれからも起きるかもしれないし、こういう差別感覚差別意識が根強く日本の中にあるということについての御所見を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(高村正彦君) 作成された経緯やビラの具体的な内容等を十分承知しているわけではありませんが、一般論で申し上げれば、公的機関であると否どを問はず、外国人に対する偏見を助長す

る内容と受けとられかねないような表現ができる限り避けるべきであることは言うまでもないことがあります。

差別をなくし、その人権が尊重されるよう啓発活動等に努めてまいりたいと考えております。

○竹村泰子君 法務省の中の人権擁護局というのがありますけれども、やはり人権を総括的に扱う、担当しているのは法務省であります。私たちが、それではいけない、独立した機関をと言つてゐるわけですが、しかし現在のところまだ法務省の中にあるわけでですから、こういったことには本当にきちんと対処していただきたいと強く希望して終わります。

○魚住裕一郎君 公明党の魚住裕一郎でございま

す。

今、先行の竹村委員の質疑を伺つておりますが、救済のみではなくして、教育あるいは政策提言というようなものまで含めた、法務省とは独立した国内人権機関というものが必要だなどということのさらなる認識が深まつたところであります。

さて、そういうような人権教育とともに、法教

育というものがこれからますます大事になつてい

くのではないかなというふうに思つております。

昨年十一月二十日の司法制度改革審議会の中間報告では、国民の司法参加の拡大ということがうたわれておりました。市民が統治主体の意識を持つて司法とかかわっていくことが今後ますます求められる事になろうかというふうに思つての御所見を伺つて、私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(高村正彦君) 作成された経緯やビラの充実というような項目まで立てるところでございますが、さらに法化社会、そういう中で求

ないかなと、そんなふうに思うところであります。

そういう指摘は、これは特にアメリカの方からあります。法教育というのが提倡されて拡大してきたようになります。

今後とも積極的に外国人に対するいわれのないカーシズムでありますとか、あるいは人種隔離政

策を違憲としたウォーレン判決への扇動的な対応、さらにはウォーターゲート事件のようなも

の、また一方では子供とか学校を取り巻く不安定な要素、麻薬の問題であるとかあるいは少年犯罪等でございますが、そういうような事態を踏まえ

て、かなり法教育というものが全米社会科協議会あるいはアメリカの司法省、アメリカの法曹協会などで一生懸命取り組んできたという経緯がある

ようでございますが、そういう事態を踏まえ

て、私も国内人権機関というのをずっとと言つてき

所としてはほどのような対応をしているか、ちょっとお聞かせをいただけますか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) お答え申し上げます。

裁判所といましても、裁判の傍聴をしてい

ただき裁判所の生の姿に触れていただくといふことは裁判全体に對する理解と認識を深めることにつながりますし、また現在、委員御指摘のよう

に、国民の司法参加ということが述べられている折から、その現実化の前提としても、その重要性

というものはますます増してきているというふうに考えております。

御承知のように、裁判所はだれでも事前の手続なしに自由に傍聴できますものですから、裁判所に一体どのくらいの方が傍聴に来られているかと

いうことがございまして、小学校、中学校、高校

など一生懸命取り組んできたという経緯がある

ようでございます。

日本においても一九九〇年代を中心にして、特に日弁連の方でも司法に関する教育の充実を求める決

議というのをやつております。日弁連はもとよ

り各単位弁護士会でもいろんなことをされてきて

いる。

例えばどういうことをやつているか簡単に御紹介をいたしますと、講師派遣、中学生、高校生に

対して学校への講師派遣をする。その中で、例え

ば消費者教育というのもかなり早くからやつて

いる。

例えばどういうことをやつているか簡単に御紹

介をいたしますと、講師派遣、中学生、高校生に

対して学校への講師派遣をする。その中で、例え

ば消費者教育というのもかなり早くからやつて

いる。

例えばどういうことをやつているか簡単に御紹

介をいたしますと、講師派遣、中学生、高校生に

対して学校への講師派遣をする。その中で、例え

ば消費者教育というのもかなり早くからやつて

いる。

例えばどういうことをやつているか簡単に御紹

介をいたしますと、講師派遣、中学生、高校生に

対して学校への講師派遣をする。その中で、例え

ば消費者教育というのもかなり早くからやつて

ございましたけれども、これは本当に大事なことだなどいふうに思つてゐるところでござります。

これは、実際多くの生徒を集めるとかになるなど、裁判所がみずから来てくださいよといふのも大変でしようけれども、弁護士会が主体となつてこういシステムをつくつてあるんですが、その辺の連携というのはどういう形でやつてあるんですか。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 弁護士会がそのような企画を立てられて実践されていると、いうことはこちらも承知しておりますし、そういったことに対してまた今後ともどうぞというような形をお勧めをしております。

また、裁判所の方ではインターネット上に最高裁判のホームページがございまして、そこに各地の裁判所からのお知らせというコーナーを設けておられますけれども、そこでも、東京とか大阪とか、大裁判所によってはそこに詳しく裁判の傍聴のあり方、やり方というものを書き、皆さんに積極的に裁判所にぜひとも来ていただき身近なものとして感じていただきたい、こういうようなページもつくつてあるところでございます。

○魚住裕一郎君 それから、先ほど御紹介をした中に出前授業とか講師派遣ということがあつたんです、これはなかなか実務家ということ、それからまた立場もあるでしようけれども、裁判官あるいは検察官はこういう講師派遣についてどういふうにお考えなんでしょうか。弁護士会の場合、自由ですから、講師として派遣されたり、あるいは模擬裁判をやって、裁判というのはこういふうにお考えなんでしょうか。弁護士会の場合は、社会科の授業等ということで小中学生の見学を受け入れる、あるいは検察官を学校に派遣いたしまして、主としてこれは検察の仕事がどういうものかということを中心にして説明するわけですが、そういうことを積極的に行なつたいと思います。

○最高裁判所長官代理者(中山隆夫君) 裁判所におきましても、従来から十月一日の法の日週間などの際には行つてまいりましたが、司法制度改革審議会の議論が進む中で、率直に申し上げまして裁判所に対する国民の理解、認識というものは必

ずしも十分ではないということを私どもの方も相ざいます。

そこで、例えば東京地裁の裁判官などでは、自分たちからそりやつた小学校、中学校、高校にみづから赴いて、裁判所というのはこういふものなことを行つているわけでござります。昨年一年間、途中から始まりましたけれども、先ほど件数を調べましたところ、約二十件行つております。また、この三月までも九件さらに予定されています。また、どうしてそんな黒い服を着るんだというような質問も受けているというのが実情でございま

す。

おおむね好評に受け取られておりまし、私もとしてもこいつた東京地裁の実情等を各府におり知りただいて、各府がそれぞれ自発的発意のうちに、その裁判所の發意のもとにこいつたことがより広がりを見せて、いはよろしいな、そういうふうに考へておるところでござります。

○政府参考人(古田佑紀君) 檢察厅におきましても、従来から法の日などに学校に講師を派遣するというようなことはあつたわけですが、それに加えまして、一昨年、平成十一年からござりますが、時代がどんどん進展してきて、また今まで考へられないような手段によつて甚大な被害も及ぶこともあります。

厳罰化というふうに、そういう一定の方向性を決めて考へる必要はないんですけど、刑罰のあり方といいますか、その辺も再度見直す時期に来て、決めて考へる必要はないんですけど、刑罰のあり方論について御所見をまずお聞きしたいと思ひます。

○國務大臣(高村正彦君) まず、悪質交通事犯から申し上げますと、飲酒や無免許運転等を伴う悪質、重大な交通関係事犯の刑のあり方につきましては、その量刑や法定刑についてのさまざま御指摘がなされ、厳罰化を求める多数の署名の提出

なりございますが、こちらの方から出かけていくというのは年間、毎年徐々にはふえてきておりますけれども、まだ十件台という状況で、今後とも拡充を図つていただきたいと思つております。

○魚住裕一郎君 これはもう積極的にどんどんやるべきじゃないかなというふうに思います。これは弁護士が模擬裁判等でやつたアンケートにのつとつしているんだろうと思ひますが、弁護士に対するイメージで多いものは三つだというんですね。それは、一つは性格がかたくて暗そう、二つ目は頭はよいのだろうが冷たそう、三つ目は高い弁護料を取つて金もうけばかりしている、こういうようなイメージなんですが、いろんな学校に行つて接すると、大半の生徒たちは、何だ弁護士も普通の人じやんというようなイメージに変わつてきてるというような報告があるわけです。裁判所も検察官も、福岡事件等もありましたけれども、どんどん法教育に資するという意味で学校現場に出ていけるようにしていただき、積極的にかかわつていただきたいなというふうに思つております。

次に、きのうですか、法務大臣が、記者会見でお知りいただいて、各府がそれぞれ自発的発意のもとに、その裁判所の發意のもとにこいつたことがより広がりを見せて、いはよろしいな、そういうふうに考へておるところでござります。

○政府参考人(古田佑紀君) 檢察厅におきましても、従来から法の日などに学校に講師を派遣するというようなことはあつたわけですが、それに加えまして、一昨年、平成十一年からござりますが、時代がどんどん進展してきて、また今まで考へられないような手段によつて甚大な被害も及ぶこともあります。

厳罰化というふうに、そういう一定の方向性を決めて考へる必要はないんですけど、刑罰のあり方といいますか、その辺も再度見直す時期に来て、決めて考へる必要はないんですけど、刑罰のあり方論について御所見をまずお聞きしたいと思ひます。

現在、法務省におきましては、現行の刑罰制度及びその運用状況全般について調査分析を行うとともに、諸外国との比較調査、研究を行つてはいるところであり、その結果を踏まえて所要の見直しを行つていく所存でござります。

○魚住裕一郎君 ありがとうございました。

まさに刑罰というのは国家の最大の権限という権力行使であるわけですが、ただ私刑、私刑というものは要するにリンクですが、それが禁止された上で、国家の刑罰権ということなんですから、

を受けるなどしました。

法務省といたしましては、処罰の対象とする悪質、危険な運転行為の範囲や処罰規定の内容等について、事案の実態や欧米など諸外国の法制、警察庁と共催で開催している交通関係問題意見交換会における意見等を踏まえた検討を現在、鋭意行つてゐるところであります。

これはやはり根底には応報思想といいますか、目には目をの世界は当然あるだろうというふうに思つてあります。ですから、被害感情といいますか、そういうこともしっかりと踏まえていかないと社会的な納得のいく刑罰体系にはならないんではないかなと思っております。

今、社会がどんどん変われば見直す必要があるということをございますが、例えばこれだけ近接社会、さらにITをどんどん進めるという状況の中で、例えば名誉毀損という問題があるんですね。名誉毀損というのは、昔であればいわゆるマスメディアといいますか、せいぜいチラシぐらいだらうと思うんですね、一般的には。

ただ、今インターネットでぽんと発信すれば全世界に行くわけですね。だから、ひどいのは、つき合っていた女の子がこっちに振り向いてくれないからつき合っていたときの裸の写真を載つけてやうというような、そういうようなこともあるわけで、これはわいせつ物陳列罪どころのそなたぐではない、もつともっとしっかり処罰してくれるさや困るんじゃないかというのが感覚だと思つます。しかも、今まで口頭で言つていた侮辱とか名誉侵害ではなくして、そういう個々人がそのような物すごいツールを持つという時代、社会になつてきたものですから、そういうことにも刑罰はしっかりと対応する必要があると思つますが、この点はいかがでしようか。

○政府参考人(古田佑紀君) 先ほど大臣から申し上げましたとおり、社会的事情が変化いたしましたと伴つてやはり犯罪の被害といふのもいろいろ変わつくるということはおつしやるとおりだらうと思うわけでござります。

したがいまして、現代社会の中で、ただいま御指摘のありましたようないわばインターネットなどの情報メディア、こういうふうなものを利用したいろんな社会的に問題になる行為、こういうふうな問題も含めましてどういうふうな刑事的な規制が必要なのかと、いうことについて、今後、基本法制整備の一環の問題として検討してまいりたい

と考えております。

○魚住裕一郎君 予算の委嘱は終わつたんです
が、平成十三年度は刑罰制度のあり方についての調査費がつきましたよ。それを確認します。

○政府参考人(古田佑紀君) 情報化社会あるいは現在の経済状況、こういうふうなものに合わせた刑事に関する基本法制の整備のためのプロジェクトを現在発足させて検討を始めているところでございます。

各委員の目の前に置いてあるいろんな資料の中で、衆議院予算委員会要請資料の十一ページに法務省の「死刑制度の存廃に関する国際比較」というのが載つておりますが、これを見ると、存続させている国とのはだんだん減つてきてるんではないか。事実上の死刑廃止国あるいはすべての犯罪についての死刑廃止国、あるいは通常の犯罪のみについての死刑廃止国というような、だんだん死刑を存置しているのが少数派になつてきつたあるのかなと。しかも、主要国ではかなり廃止してきている部分があるなどというようなことを考えておる國といふのは終身刑を望むといつた場合でも終身隔離しておくということもありますよね。人間そこまで生きていなければなりません。

○魚住裕一郎君 その中では死刑制度についても検討をされるんでしようか。

○政府参考人(古田佑紀君) その中では死刑制度についても検討を始めているところでござります。

各委員の目の前に置いてあるいろんな資料の中

○魚住裕一郎君 もう一つ、刑罰制度の中での終身刑といふのはお考えになりましようか。

終身刑といふのはどういうふうにとらえたらいつか。無期が終身刑、でも出てきちゃうぞといふこともあつて、詳しいことはよく知りませんけれども、アメリカ等では懲役三百年とかというのが出ますよね。人間そこまで生きていなければなりません。

も、だけれどもそれで宣告しちゃうというようなことがあります。

○政府参考人(古田佑紀君) いわゆる仮釈放を認めないのが終身刑とのお尋ねだと思いますが、こういう刑につきましては刑事政策的にはいつものようにお考えでしようか。

に過酷な刑じやないのかななどと言う人もいるわけですが、ただ国家が人を殺すなど言いながら死刑をするというのはちよつとやはりおかしいなという部分もあつて、ぜひ私たちもしっかりと議論をさせてもらいたいというふうに思つております。

それから、先ほどちょっと、甚大な影響を与える名誉毀損もよく見られるようになつてきましたといふことで、刑事罰だけではなくして、やはり民事的な救済というのも議論をしていかなきやいけないなという部分もあつて、ぜひ私たちもしっかりと議論をさせてもらいたいというふうに思つております。

○政府参考人(山崎潮君) 法務省といたしまして、平成十三年度の予算要求でこの調査研究について要求をさせていただいているということでござります。御承認が得られれば、この十三年度にござつて、海外の調査も含めまして、まず名譽毀損に関して損害賠償以外の救済方法、これについてもどういう有効な方法があるのか、これも調査したいと思います。

○政府参考人(山崎潮君) おきまして、海外の調査も含めまして、まず名譽毀損に関して損害賠償以外の救済方法、これについてもどういう有効な方法があるのか、これも調査したいと思います。

推進する、その際、各府省が計画的に着実に推進するための指針を人事院が早期に策定する、こういうふうになつておりますが、この指針は国家公務員のすべての職種、行政職、専門職、あらゆる職種で女性の採用、登用を包括的に進めるものだ、こういうふうに理解してよろしいですね。

○政府参考人(潮明夫君) お答え申し上げます。
人事院では、昨年の八月の報告の際に、女性の採用、登用の拡大に向けて積極的、計画的に取り組む必要があるということを申し上げたところであります。女性の採用、登用の拡大につきましては、例えば刑務官等、一定の配慮の必要な職種はもちろんありますものの、公務全体において着実に進めていく必要があるというふうに考えております。

○林紀子君 基本計画ではこれを民主主義の要請の課題であるというふうに位置づけているわけであります。ところが、分野ごとに見ると、まだまだ女性の採用、登用に本当に積極的に取り組んでいるのかと、こういうふうに思われるを得ないようないころもあるわけです。検事任官もその一つだと思います。

そこで、法務省にお聞きしたいのですが、この間の検事への女性の登用状況について資料をいただいておりますけれども、確かに十年前の、四十六人検事に任官したけれどもそのうち女性はたった四人、こういう状況と比べますとふえてはいませんけれども、九二年ごろからその率は横ばいであります。二〇〇〇年度は二回任官がありましたが、百四十三人中二十六人が女性、一八%という割合です。司法修習生全体では女性がふえているわけですから、四人に一人、あるいは三人に一人が女性になつてきています。しかし、この割合では検事はふえておりません。また、裁判官任官の女性登用状況と比べても検事への女性登用は少ないと言わざるを得ないわけです。

女性の希望者はふえているのに、採用しないんだという声が上がっております。司法修習の際、検察教官が、女性検事は使いにくいとか女性検事

は取り調べに向かない、こういうことを発言されているということなんですね。そんな考え方で司法修習生の教育に当たつてはいるのか、本当にそんなど。な発言をしているのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(但木敬一君) 平成十二年の十月四日に第五十三期司法修習生有志から請願の文書が出ております。この中では、多数の男性検事が、女性検事は使いにくい、使えない、女性検事は取り調べに向かないなどと口外することが日常茶飯事だと書かれております。それから、一部報道機関では、現職の検事あるいはOBの検事が、暴力団の調べなどには女性に向かないんだというようなことを言つておるというような記事が出ております。

ただ、御指摘の修習生の教官、これは、御趣旨は多分、研修所の教官という意味ではなくて各実務修習地での教官という御趣旨なのか、教官がそういうことを言つたということについては私は承知はしておりません。

ただ、いずれにいたしましてもそういうようなことを言つておる検事がいるのではないかという御指摘で、私もそのすべてが、そんな人は一人もいませんと言つつもりはございません、やっぱりそういう長い間男性中心の職場であつたことは否めないわけであります。そういう意味では、そういう意識でいる検事もいなくなはないだろうなどと思ひます。

ただ、そういう時代は確実に終わろうとしているというふうに思つておりますし、現に今、若い女性が随分検事に任官されて、いろいろな部署で活躍をされています。東京地檢の特捜部にも女性検事が何人も輩出しましたし、あるいは本省で働くいる女性検事も随分ふえてまいりました。まだという声が上がっております。司法修習の際、検察教官が、女性検事は使いにくいとか女性検事

そういう性別にかかわらず、普通の事件を男女区別なく、能力ある人によっていただく時代にもう既に到達しているというふうに思つております。で、そのような向きが全くないとは申しませんけれども、それは大きな時代の流れでいえば、そういう時代は終わつたんだというふうに認識しております。

○林紀子君 そういう時代はもう終わろうとしていたけれども、先ほどお話をありました検察官における「女性枠」を考える会という方たちが要請を出したということなんですが、ここでちょっと資料を配付していただきたいと思います。

○委員長(日笠勝之君) 資料を配付してください。

〔資料配付〕
○林紀子君 この資料によりますと、昨年、司法修習生から検事任官に女性枠というものが事実上存在しているんだと、女性は任官希望者が多くても、一クラスに原則一名しか採用されていないという実態が指摘されました。今お配りしておりますのが彼らが手作業で収集したデータなんですがれども、特に四十九期以降というのは女性任官は一クラスに一名、多くても二名。しかも、複数の女性の修習生がこれまで検察教官から女性の採用はクラスで一人だと告げられているということなんです。この採用実績というのを見るとまさにそのとおりだなと、多くても二名なわけですか。女性任官の狭い枠というのをつくつて、実質的な女性差別が今まであつたと言つても過言ではないと思うんですね。

今、官房長の御答弁がありましたので、それで世論調査というものによりますと、女性に対する暴力やドメスティック・バイオレンスなどに積極的に取り組んでいく動きというのは大変活発になっておりまして、その中で司法の分野にも大いに女性を登用していくことが求められています。

政府が行つた昨年の男女共同参画社会に関する世論調査というものによりますと、女性に対する暴力をなくすための対策として一番要望されるのが、被害女性のための相談機関や保護施設を整備する、四六%。そしてそれに次いで多いのが、二番目、捜査や裁判における担当者に女性をふやすなど被害を受けた女性が届けやすいよう環境をつくる、これが四二%なわけです。こうした二一%に比べて女性検事は圧倒的に少ないわけですから、大臣からも最後に一言御決意をお聞きしたいと思います。

○国務大臣(高村正彦君) 男女にかかわらず有能な方はどんどん採用していくべきだと思いますし、そういうふうに考えております。

○林紀子君 有能なということで、本当に女性の中にも有能な方はたくさんいるわけですから、しかし数は圧倒的に今少ないわけですから、積極的にふやしていく、そのところをぜひお考えいた

務省としてそういう枠をつくつたつもりは全くございません。

だきたいというふうに思つわけです。

次の問題、質問させていただきます。

司法制度改革審議会は、中間報告で弁護士費用敗訴者負担制度を基本的に導入するという方向を打ち出しました。「費用の負担が重くなり、事件の種類によつては、かえつて訴えの提起を萎縮させる結果となるおそれがある」というふうには指摘しているんですねけれども、一部負担とか合理的な金額といつて導入しようとしている。これは大変な問題だと思うわけですね。

さまざまな裁判の現状から見ますと、経済的弱者にとっては利用しやすくなるどころか反対に訴訟ができなくなる、こういう事態なのではないかと思います。例えば医療過誤訴訟の場合、患者や遺族側の勝訴率はおよそ二割だと言われております。通常の民事訴訟の勝訴率がおよそ八割以上というのと比べても、原告が勝つことが大変難しい裁判です。

このような勝てる見込みの低い裁判は、相手方の弁護士費用まで負担させられるということになりましたら、訴訟はやめておこう、できないと、こういうことになつてしまふと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○國務大臣(高村正彦君) 弁護士費用の敗訴者負担制度につきましては、法によつて認められた権利の実現を求め、勝訴した場合でも自己の依頼した弁護士の報酬を負担しなければならないなどの理由により、訴訟に踏み切れない当事者に勝訴した場合に相手方から自己の弁護士費用を回収することを可能にする点で訴訟を利用しやすくするものであること等から、司法制度改革審議会の中間報告において、基本的に導入する方向で考えるべきであるとされております。

しかしながら、他方で、訴訟を提起して敗訴した場合には相手方の弁護士費用まで負担しなければならなくなることから、訴えの提起を萎縮する場合があるとも指摘されており、中間報告においては、敗訴者負担制度が不当に訴えの提起を萎縮させるおそれがある一定種類の訴訟はその例外と

すべきであり、例外とすべき訴訟の範囲及び例外的取り扱いのあり方等について検討すべきであるとされているわけあります。

いずれにいたしましても、今後、司法制度改革審議会におきましてさらに弁護士費用の敗訴者負担制度についての審議が行われるものと承知しておりますが、法務省としては、その審議に引き続

き協力するとともに、その審議の結果等をも踏まえて検討をしてまいりたいと考えております。

○林紀子君 提訴を萎縮させるという、医療過誤について今お話しいたしましたけれども、これは

あくまで試算ですけれども、例えば医療過誤の裁判を起こすとき、弁護士費用を仮に日弁連の報酬

基準で試算をいたしますと、患者・遺族が病院に一億円の損害賠償を求めた訴訟では、必要な費用は、印紙代の約四十二万円、弁護士への着手金に三百七十万円、計四百十万元。遺族が敗訴した場合はこういうことになると思います。

しかし、敗訴者負担制度になりますと、病院側の弁護士費用まで敗訴した場合は払わなくちゃいけない。これも試算で千百万円。そうしますと、合計一千五百万円の支払いをしなければいけないということになるわけですね。そういう可能性も生まれるわけです。

それで、原告が裁判をして病院に訴えようとする背景には、死亡したり重い後遺症を残したりしているのに病院がなかなかミスを認めない、あるいは隠ぺいする、こういうことでやむにやまれぬ思いで提訴するなど、そういうケースが非常に多いと思うわけです。

しかし、実際、今裁判を起こしております原告の一人は、提訴するに当たつては私どもは弁護士費用という大きな壁が一番の悩みでしたと。こればならなくなることから、訴えの提起を萎縮する場合があるとも指摘されており、中間報告においては自分の弁護士の費用ですよね。それで、現は自分の方の弁護士の費用ですよね。

在も裁判が長引いて八年目に入ろうとしています、裕福な家庭ではないので費用については頭を抱えるばかりです、でも費用がないといつてこのまま引き下がるわけにはいきません、もしもこの

敗訴者負担制度というのが導入されると私の今の強い意思是少し傾いてしまうかもしれません、とても不安です、導入されてほしくありませんといふうに言つているわけですね。

医療過誤裁判は裁判の専門性が高い、原告の立証責任が重い、裁判の長期化など、本当に大変高いハードルがあるわけですから、どんなに医療過誤にやり切れない思いを持つしていても金銭的に余裕のない者はもうあきらめて泣き寝入りするしかない、こういう事例がふえてしまうんじやないかと思いますが、いかがでしょうか。

○國務大臣(高村正彦君) 今、委員が御指摘のよな事例というのはあり得ることだと思っておりますし、そういうことも十分検討しなければいけないことだと思っております。

一方で、例えばマスコミによる名誉毀損事件で何年もかかつて訴訟をやつて、そしてやつと勝つたらその慰謝料は自分が払った弁護士費用にも満たなかつた、そういうようなこともよく伝えられているところがありますし、最初からそういうことがあるということでやつてもしようがないやと泣き寝入りしている人たちもたくさんいるというふうに聞いております。

そういったことをバランスよく検討しながらまさに司法制度改革審議会の中で御論議いただいているところだと、そういうふうに承知をしているところだと、そういうふうに承知をしていくことがあります。そこで、そういうふうに承知をしていくのかどうかというのは全然わからぬわけですね。ですから、訴訟を類型化して、これは敗訴者負担制度を適用除外するからいい

しかし、最初に訴訟を起こすときに、それがこの政策形成訴訟という形で本当にこういう立法に結びついていくのかどうかというのは全然わからぬわけですね。ですから、訴訟を類型化して、これは敗訴者負担制度を適用除外するからいいじやないかとか、そういう話も出ているわけですね。

しかし、最初に訴訟を起こすときに、それがこの政策形成訴訟という形で本当にこういう立法に結びついていくのかどうかというのは全然わからぬわけですね。ですから、訴訟を類型化して、これは敗訴者負担制度を適用除外するからいいじやないかとか、そういう話も出ているわけですね。

○國務大臣(高村正彦君) それぞれのケースでそれぞれどちらがいいかということがあり得るわけですが、ですから、現時点でも別に弁護士費用の敗訴者負担制度というのがなくとも場合によつては裁判の中でこういうことを認めていることがあるわけであります。それはそれとして、ある程度制度としてした方がいいのか、そうでないのか、どっちが全体的により公平、妥当な結論になるのか、それをまさに司法制度改革審議会の中で今御論議いただいているところでありますから、私とその論議の趨勢を見させていただきたい、こう思つておるわけですね。

九四年に製造物責任法が成立いたしましたけれども、それ以前に人命が失われた幾つもの訴訟があつた。私もその判例を見ましたけれども、例えばダンプカーの荷台が落下してきてダンプカーの運転手が死亡した事件では、自動車メーカーを訴

えましたけれども、製造段階で欠陥があったとは推定できない、証拠がないということで原告は敗訴してしまつた。また、赤ちゃんが階段から落ちないように防護するさくに生後一年三ヵ月の赤ちゃんが首を挿んで窒息死してしまつた。メールを訴えたけれども構造的欠陥はない、使用上注意表示がないことを過失とは言えないといふことで原告がまたまた敗訴してしまつた。

ね。國民が國や行政を相手に訴訟を起す場合の勝訴率というのは、九九年、民事、行政、稅務合わせてわずか四・三%にすぎないということなんですね。國は、今までも問題になりましたけれども、判檢交流もやりながら國側が敗訴しないよう構造的に対処しているわけです。家水教科書裁判などは提訴二十八年で敗訴をいたしました。

【委員長退席、理事石渡清元君着席】

負けた側が弁護士費用を持つということになりましたらこの行政訴訟というのも起こせなくなってしまうのではないか、こういうふうに思わざるを得ないわけですね。これもただ見守るということでしょうか。

○國務大臣(高村正彦君) 現時点では司法制度改革審議会の議論を見守つてまいりたい、こういうふうに思つております。

行政訴訟で原告側の勝訴率が低いということはおかしいではないかという御意見であります、見方によつては日本の行政がそれだけ適正に行われているということも言えるのではないか。いろんな見方があり得ることだと思つております。○林紀子君 それから、最高裁にもお聞きしたいんですけれども、大手企業の顧問弁護士などの集まりである経営法友会というところが司法制度改革審議会に意見を出しておりますけれども、この中でこういうふうに言つてはいるわけなんですね。敗訴者負担制度は乱訴の歯止めとして有効であり、支持したいと。勝てる確率が低い案件でも訴訟に及んだ場合など、弁護士にも責任があると認められる場合は弁護士に連帯債務を課す必要性についても検討すべきだということまで言つてゐるね。これは大変な問題だと思うわけです。

この乱訴の歯止めとして有効だということなんですね。されども、勝てる確率が低い案件で訴訟に及んだ場合、こういうものを乱訴といふうに思つていらっしゃるんでしょうか。先ほど申し上げましたように、勝てる確率が低いという問題を今いろいろ並べ立てましたけれども、こういう問題は

本当にやむにやまれぬ気持ちで提訴をしているわけですけれども、こういう問題を乱訴というのだとしたら大変な問題だと思うわけですが、最高裁の御見解はいかがでしょうか。

【理事石渡清元君退席、委員長着席】

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 御指摘の乱訴でござりますけれども、その意味が一義的には明らかになっていないわけでございますが、我々が考えますのは、例えば原告の主張する権利

または法律関係が事実的あるいは法律的な根拠を欠くものであり、かつ原告がそのことを知りながらあえて訴訟を提起するというような場合、あるいは同じくそういう根拠を欠くにもかかわらず原告が不法あるいは不当な目的で訴訟を提起するような場合、または一つの紛争について裁判所の公権的な判断が既に示されているにもかかわらず不

当な目的で繰り返し訴訟を提起するような場合、こういったような場合で、これが客観的に見て正当な権利行使とは言えない、こういう訴訟を乱訴に勝訴の確率が低いとか高いとかいうことだけではないだらうというふうに考えております。

そういうふうに言つてはいるのではないだらうか。単に勝訴の確率が低いとか高いとかいうことだけではないだらうというふうに考えております。

これは実務を担当する裁判官の話などを聞いていますと、やはり裁判官として仕事をしていく過程でそういう乱訴を経験するということはほとんど皆さんは例外なくあるということのようですが、いま

す。

○林紀子君 亂訴を経験するというのは、勝てる見込みがない裁判だということではないですね。もう一度。

○最高裁判所長官代理者(千葉勝美君) 今申し上げました客観的に見て正当な権利行使とは言えないうような訴訟提起、こういったものを乱訴といふうに我々は考えておりますので、そういう趣旨でござります。

○林紀子君 勝敗見込みに関する検討が事前に慎重にこの敗訴者負担制度というのを導入したら行なわれるんだ、だから訴訟前の準備が充実するんだ

というようなことも言われてゐるんですけども、しかしこれは、ですから勝訴の見込みがないかつたら乱訴だなどということではないというお答えもいただきましたし、やむにやまれぬ裁判とうに思うわけなんですね。

尼崎公害訴訟原告団長の松光子さんは、この制度でもし敗訴をするようなことになれば、尼崎の公害裁判では十億円を超す弁護士費用を支払わなければならなかつたんじゃないか、それぐらいのお金が支払いを求められたんじゃないか、公害訴訟を不可能にする絶対許せない制度だ、こういふうに訴えているわけですね。

三月の十日には、弁護士費用の敗訴者負担に反対する全国連絡会、医療事故とか消費者団体の方たちとか環境を守るとかそれから公害の問題を考えるとか環境を守るとかそれから公害の問題を考えると、そういうたくさんの団体の方たちが参加をしてこの敗訴者負担というのに反対するというアピールを出されたわけですから、その弊害で挙げているのは、泣き寝入りが強要されるものだと。弱者をくじき強者を助けるような裁判になつてしまふ、社会の改善を妨げるものだということを挙げて、まさに悲鳴とも言えるような思いで絶対にこの敗訴者負担というのを導入しないでほしいということを訴えてはいるわけです。

今、司法制度改革審議会でも論議をされている司法というのは、司法制度へのアクセスの拡大ということが一つ大きな柱になつてはいる。それなのに、この敗訴者負担制度というのはこれに真つ向かう反する、逆行するものじゃないかと思つています。

委員会は、条約第四条(c)の違反である、高い地位の公の役人による差別的な性格の発言、およびとりわけ、結果として(権限ある)当局によって行政的もしくは法的措置がとられなかつたこと、そして、こうした行為は人種差別を扇動し促進する意図がある場合にのみ処罰されるという解釈に懸念を持つて注目するものである。

お聞きします。「高い地位の公の役人による差別的な性格の発言」、この委員会ではだれの発言が問題になつたんでしょうか。外務省でも法務省でも結構です。

○政府参考人(吉戒修一君) お答え申し上げます。具体的な高官のお名前まで申し上げられませんけれども、よく御存じの方の御発言というふうに

スもあると私は思ひますし、そういういろいろなケース、全体的にどうなのか、そういうことを司法制度改革審議会の中で御論議いただいています。その御論議の中には、当然、委員が今おつしやつたようなことも含めて検討されているといふうに承知をしております。

○林紀子君 この敗訴者負担制度につきましては、私もその部分に関する議事録を見せていただきましたけれども、本当にあつという間に、ほとんどの論議がないうちに、これは必要だらうみたいにな話になつてはいるんですね。今、大臣がおつしやつたように、本当にこのところを慎重に論議をするということでなければ、本当に国民のための裁判というのは実現しないということを申し上げまして、私の質問を終ります。

○福島瑞穂君 社民党的福島瑞穂です。民主党の竹村泰子さんが人種差別撤廃委員会の最終所見、勧告について質問されました。私もそのことを中心に質問をしたいと思います。

それについてのパラグラフ十三、これはオジナルが英語なので翻訳がちょっと違うかもしれませんのが、

最後に大臣にもう一言、ぜひ御見解を聞かせてください。

○國務大臣(高村正彦君) 委員が今御指摘になつたことを私も聞いておりまして、それなりの理由があると思っております。ただ、その反対のケー

聞いております。

○福島瑞穂君 これは議事録がきちんと出るわけですから、今のようなことをおつしやつても困ります。具体的にどういう議論になつたか教えてください。

○政府参考人(天野万利君) お答えいたします。

これは石原東京都知事によるいわゆる三国人発言を指すものと考えております。

○福島瑞穂君 私はその発言が人種差別撤廃条約に反するのではないかと思うのですが、この勧告が重要な点は次のことにあります。「行政的もしろくは法的措置がとられなかつた」つまり石原都知事の差別的発言に対して当局によって行政的もしくは法的措置がとられなかつたこと、それを共有すべきだというふうに勧告が言つていて、この措置が何もとられなかつたことについて、この勧告を受けてこれからどうされようとお考へでしようか。

○政府参考人(天野万利君) まず、今回の最も重要な見解に対する日本政府としてどう対応するのか

といふ一般的なお話があるかと思うのでございま

すけれども、最終見解が公表されるに先立ちまし

て、二週間ほど前でございますが、ジュネーブで審査というのをますございまして、その審査で委員会に對して必要な情報を提供いたしまして、我が国における人種差別撤廃条約の実施状況について説明をしたところでございますが、時間の制約等もあって必ずしも十分に委員会側の理解が得られなかつた点もあるかと考へております。

今回示されました委員会の最終見解、前半でございますけれども、それにつきましては、今後、関係省庁においてそれぞれ所管事項について十分に検討をいたしまして、政府としてまた意見を提出する機会もございますので、必要であれば書面による意見の提出といったことを行なうなど適切に対処していきたい、これがまず前半のお答えでござります。

後段の石原東京都知事の発言についての措置と

いうことでござりますけれども、その前提といた

しまして、まずこれが条約に違反するのかどうか

という点が問題なんだとと思うのでござりますけれども、この人種差別撤廃条約の解釈をする権限を

与えられた外務省といたしましては、この発言は条約で言つておりますところの「人種差別を助長し又は扇動する」という、そういう意図で行われた発言ではないというふうに考えておりまして、

したがいまして人種差別撤廃条約の四条の(c)というふうに、これが公の公務員といいますか者が行つた行為に対する条文でござりますけれども、その部分には違反をしていないというふうに考えております。

○福島瑞穂君 委員にさまざま人がいるのは事実ですが、勧告はその中の合意としてでき上がつてゐるもので、勧告はその中の合意としてでき上がつてゐるもので、日本政府にお聞きをいたします。

では、日本政府にお聞きをいたします。

こういう勧告を出したことを踏まえて、少なくとも行政的もしくは法的措置がとられなかつたことを共有化して、私たちはこの勧告を生かす必要があると考へますが、日本政府としては今後どうやつてことうとお考へでしようか。

○福島瑞穂君 委員会の勧告は違う解釈をとつております。つまり、

条約第四条(c)の違反である、高い地位の公の役

人による差別的な性格の発言、およびとりわけ、結果として(権限ある)当局によつて行政的

もしくは法的措置がとられなかつたこと、そして、こうした行為は人種差別を扇動し促進する意図がある場合のみ処罰されるという解釈には懸念を持つというふうに言つてゐるわけですね。

つまり、厳密に言えば条約第四条(c)の違反かどうか

かというのをもちろんあるわけですが、この人種差別撤廃委員会が言つてゐることの重要なこと

は、別に人種差別を扇動し促進することのあるかどうかではなくて、とにかく差別的な性格の發言、それも高い地位の公の役人が言つてゐること

と、それに対して何ら当局によつて行政的もしく

は法的措置がとられなかつたということを重要視

しているというふうに思えるのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(天野万利君) 御承知のように、委員会は十八名の選挙された委員によつて構成され

ておりますから、さまざま御意見をお持ちになる

わけでござりますけれども、必ずしも日本政府の見解というのとは一致をしないことも多くござります。

意見については、先ほど申し上げましたようなこ

とが私ども日本政府の見解ということでございま

すので、ややそこには隔たりがあるかといふうに存じます。

○福島瑞穂君 委員にさまざま人がいるのは事実ですが、勧告はその中の合意としてでき上がつてゐるもので、日本政府にお聞きをいたします。

では、日本政府にお聞きをいたします。

こういう勧告を出したことを踏まえて、少なくとも行政的もしくは法的措置がとられなかつたことを共有化して、私たちはこの勧告を生かす必要があると考へますが、日本政府としては今後どうやつてことうとお考へでしようか。

○福島瑞穂君 これは先ほどのお尋ねにも戻るわけでござりますけれども、最終見解が出来されましたのが日本時間で一昨日の未明でございまして、かなり大部のものでござりますので、必ずしもまだ詳細に読み込んでいないところで、必ずしもまだ詳細に読み込んでいないところでござります。まず第一に、あの見解の中にどう

いうことが書かれているかということをそれぞれの役所、部署部署で十分に検討いたしまして、それに基づいて先ほど申し上げましたように何か意見を出す、あるいは何か必要ならば措置をとるといったことはまたこの先の問題になるかと存じます。

○福島瑞穂君 それでは、今後どういうふうに取り組まれるか、ぜひ期待をしております。

ただ、行政的もしくは法的措置がとられなかつたことが問題であると言われたことについては現在どうですか。

○政府参考人(天野万利君) また大変に詳細なことになつて恐縮でござりますけれども、四条(c)と

いうことにもし違反するかどうかということが問題であつた場合には、これを認めないことという

のが条約に書いてあるわけです。認めないと

いうことにもし違反するかどうかということが問題であると言われてゐるわけですから、とられなかつたことを私たちは共有化し、今後どう

いふことのないようとにいうふうな行為が予定、想定されてゐるわけでござります。

ですが、石原都知事の発言に関しましては、都

知事御自身でそれについての説明をされておる、またそれを説明した文書を表明しておられるといふことでは違つてゐます。委員会は十三条で次のように述べています。「こうした出来事が将来起

こらないように適切な措置をとり、」ということを言つております。「とりわけ公の役人、法執行官、行政官に、人種差別につながる偏見をなくす目的で、適切なトレーニングを行うよう要請され

る。」つまり条約第四条(c)違反かどうかは別にしても、人種差別撤廃条約の趣旨に照らしてよくないことは確かなわけですから、日本政府は取り組めと言つてゐるわけですね。それでいかがですか。

○政府参考人(天野万利君) 御質問の趣旨を取り違えたらば大変申しわけございません。

一般に公務員等に関する教育という意味ではおつしやるような指摘がござりますし、それにつきましては、それぞれの部署で研修であるとか、

それから研究会とかいろんな機会があるかと思うのでござりますけれども、そういう機会を通じまして人種差別を撤廃する目的あるいは趣旨に沿つた研修プログラムをつくるといった形で各行政官

問題であると言われたことについては現

て、国内において人種差別がなくなるよう努力をすべきなわけです。ですから、高い地位の公の役人が差別的な性格の発言をすることはこの趣旨には明確に反するわけですから、にもかかわらず

行政的もしくは法的措置がとられなかつたことが問題であると言われてゐるわけですから、とられなかつたことを私たちは共有化し、今後どう

いふことのないようとにいうふうな行為が予定、想定されてゐるわけでござります。

あるいは政府が前向きに今後どうされるかをぜひ期待をいたします。

次に、帰化の問題、先ほど竹村さんも聞かれましたけれども、私もそのことをお聞きしたいと思います。

パラグラフ十八、「委員会は、朝鮮・韓国人が

帰化に際して日本風の氏名に改めなければならぬ」という行政上ならびに法律上の規定がないにもかかわらず、当局が帰化者に対しそうした変更を強く指導しつづけていること、朝鮮・韓国人が差別を恐れるあまり強制されているように感じています。

ことに対して懸念を表明する」とあります。先ほど、一九八三年に適用が変わったたというふうに説明がありました。例えばシンという人たちは辛ですか。それから、チエさん、崔と書きますが、そのままなれますか。再度確認します。

○政府参考人(山崎潮君) 日本で使われる常用漢字、そういうものに該当していればそのまま使えるといふことでございます。

○福島瑞穂君

なぜこんな勧告が出るのでしょう

実はたまたま私の知り合いにシン・スゴさんという女性がいます。辛という字に、淑に、玉と書いてシン・スゴと読みます。彼女は一九八七年ころ帰化の申請をしたそうです。そうしたら、当用漢字のものを使ってくださいと言われて、見たら辛も淑も玉もあったと。だからそのまま、日本の戸籍には振り仮名はありませんが、これら辛淑玉として使いますので、そのままお願いしますと言つたら、よき日本人になろうという意思が感じられないとして帰化の申請は認められませんでした。だからこそ、こういう勧告が出るのだというふうに思います。

個人名を言って申しわけないですが、例えばシン・スゴさんはそのまま辛淑玉で帰化になれるわけですね。この運用は間違っているわけですね。

○政府参考人(山崎潮君) ただいま御指摘の事

件、ちょっと私、具体的に承知していないわけで

ござりますけれども、私どもとしては五十八年になりますけれども、私がこれまでにございました。いろいろ言われたという例を聞いているんですよ

○福島瑞穂君 申しわけありませんが、私は周りに、やはり名前のことなどで帰化の申請をする際にい

るつもりでございまして、そのような事実はない

と確信はしております。

というお答えを申し上げることはちょっとできませんけれども、今、委員御指摘の点を含めまして、一つの問題点として、どういう結論になるかは別として考えてみたいという感じでございます。

○福島瑞穂君 戦後もう五十五年たちまして、実はもう当事者の人たちがずっとと言つてきて、全く取り残された問題で、きのう、きょう始ました問題でもあります。委員会でも、私以外の方たちも恐らくいろんな委員会で質問していると思うのですが、ですから戦後補償のテーマでもいろいろ少しずつ事案が違つてしたり解決困難なこともあるかもしれません。しかし、今、現に例えれば和解なり英断をして供託金をおろして配るとか、いろんなことはできると思うのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 先ほどもお答え申し上げましたけれども、これは法務だけの問題ではないわけでございまして、政府全体あるいは政治全體の話かというふうに私ども理解をしておりまして、現在、私がこの立場でお話を申し上げるのはちょっと控えさせていただきたいというふうに思っています。

○福島瑞穂君 それでは、実力者の法務大臣にお願いします。

○国務大臣(高村正彦君) 法務局に供託されている供託金は関係法令に従つて適切に取り扱うべきものであると考えておりますが、委員の御質問の趣旨が、それをどうしろと言つているのか、ちょっと私よく理解できなかつたもので、申しわけありませんが、もう一度おつしやつてください。

○福島瑞穂君 私の言いたかったのは、ILO条約違反だと言われていること、二つ目は、いろいろ立法的なことはあるにしろ、供託されている供託金があるわけですから、それを例えばわかつてない人に配るとか。そういう措置は今からでもできないのではないかと。ですから、こういう勧告が出来たことも踏まえて、供託金をおろすなり分配す

るなり具体的な解決方法というのはどれなものでありますか。例えば、法律的には別に政治的な決着でも結構です、法務省としてできないものかと思つて質問をいたしました。

○国務大臣(高村正彦君) 供託されたお金とそれを受け取る人の関係が明確な場合と、そうじやなくて、そのお金をおろして一般的に補償に充てるということをおつしやつているんでしょうか。

○福島瑞穂君 供託の場合は名前がわかつておりますので、もちろん遺族ということもあるでしょうけれども、基本的にその本人たちに返すということが筋ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) 名前が仮にわかつているということでその人の請求権だと仮にいたしまして、それは物によって時効消滅しているものも当然あるわけでございます。そういう関係等もございまして、大韓民国の関係で申し上げますと、請求権協定あるいはそれに基づく法律、こういう題点がござります。そういう点も全部踏まえて考えられるを得ないということで、直ちに今ここでどうこうと言ふことはできないというふうに考えております。

○福島瑞穂君 時効とおつしやいましたけれども、時効を主張する側が援用しなければ時効の主張にはならないわけですし、私は、法律の問題もさることながら、お金があり、それをだれに返すべきかという本人がわかつていてるわけですから、これは政治的決着として返すのが筋だと。そういうふうにして一つ一つ問題を解決していくしかない限り、ただお金は供託しております、これは塩漬けでだれも手をつけられませんという状況はやはり不誠実あるいはもう少し何とかならないかといふことを強く思います。

また今後もぜひお話し合いを続けたいと思いまので、よろしくお願いします。

後は、死刑の問題についてお聞きをいたしました。

ヨーロッパ評議会の調査団が日本に来日し、法務大臣にお会いをして、東京拘置所への見学を希望し、ただ死刑確定囚の人とは面会ができないなかつたわけです。

御存じのとおり、EU、ヨーロッパ評議会に加盟をするためには死刑を廃止しなければなりません。ですから、トルコも事実上死刑の執行をやめました。日本はヨーロッパ評議会のオブザーバーです。加盟国でなくオブザーバーだからいいのだということではなく、日本もヨーロッパ評議会のオブザーバーなわけですから、死刑廃止に向けての議論を始めるとかということは必要ではないかというふうにも思いますが、高村大臣、いかがでしょうか。

○政府参考人(山崎潮君) オブザーバーとして、それは物によって時効消滅しているものも当然あるわけでございます。そういう関係等もございまして、大韓民国の関係で申し上げますと、請求権協定あるいはそれに基づく法律、こういうことで消滅をしているというさまざまな法的な問題点がござります。そういう点も全部踏まえて考えられるを得ないということで、直ちに今ここでどうこうと言ふことはできないというふうに考えております。

○国務大臣(高村正彦君) トルコがEUに入るために死刑をペニディングにしているんですか。

○福島瑞穂君 はい。

○国務大臣(高村正彦君) そういう状況であるから、日本もオブザーバーであるそういう状況で、EUの共通の制度である死刑廃止、それをするというのは、私はそういうことなのかなとちょっと疑問に思います。

日本は主権国家として日本の中で決めていく問題であると思います。もちろん国際的な潮流がどうだというのは一つの重要な判断ではあると思ってますが、EUのオブザーバーとしての地位と関連させて、EU側がだから日本もしないよというのは一つ論拠があると思いますが、我々がオブザーバーとしての地位だから、それを主たる理由でどうだという話とはそれはちょっと違うのではないかと。

最近の世論調査を見ましても、やはり死刑はやむを得ないと考えている人が日本国民で圧倒的に多いわけありますし、最近の犯罪等の状況を見ても、直ちに死刑を廃止する、そういうような状況ではとてもないとは私は考えております。

○福島瑞穂君 それでは、ヨーロッパ評議会が将来日本に對して勧告をしたらどうですか。

○国務大臣(高村正彦君) 勧告は勧告として受け

とめますが、最終的決定権は主権国家たる日本が決めていく、こういうことでございます。

○福島瑞穂君 死刑確定囚の人たちの処遇については法務委員会で何度も質問してきたのですが、かつてはいろんな人たち、友達、ジャーナリストなど、いろんな人たちと自由に会えていたのが、あるときから家族、そして弁護士だけになつてしましました。ですから、国会議員ももちろん、外國の国会議員も今の時点で死刑確定囚とは会えない、友人も会えないということになつてるので、なぜそういうふうに劇的に変わったのですか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

過去のいきさつについてはちょっと今はつきりわかりませんが、いずれにしても死刑確定者との接見、面接につきましては、昭和三十八年に出来ました局長通達によりまして、一つは死刑囚の身柄の確保を阻害しましたは社会一般に不安の念を抱かせるおそれがあるか否か、二点目には当該死刑囚の心情の安定を害するおそれがあるか否か、三番目にはその他施設の管理運営上支障が生ずるか否かといったような点を判断してその許否を判断することにしておりまして、その場合において今申し上げたおそれ等がある場合にはおおむね許可を与えないという取り扱いをしておるところでございます。

○福島瑞穂君 今、例えば私たちも死刑確定囚に会つて処遇の状況がどうかということを聞こうと思つても、文通しようとしても、それはできないわけですね。中の状況も、本当にどういう状況で一人一人がどういう状態でいるのかも実はわかりません。

私は自身は、やっぱり死刑確定囚の処遇の問題、死刑についていろいろな意見があるかもしれません。しかし、確定囚の処遇についてはもう少し改善されてもいいというふうには思いますが、いかがですか。

○政府参考人(鶴田六郎君) お答えいたします。

死刑確定者の立場と申しますか地位というものがですか。

を考えますと、死刑判決の効果といったまし

ふうに承知をしております。

で、その執行を確保するために社会一般から隔離されて拘置されているわけですが、それと同時に、死刑を待つ身であるためにささいなことでも大きな精神的動揺と苦悩に陥りやすいことが十分たってはその心情に格別の配慮を要することが大変必要だというふうに考えて対応すべきものと考えております。

○福島瑞穂君 ヨーロッパ評議会の調査団が気の毒だったのは、死刑確定囚の人から会いたいと言つてもらっていたにもかかわらず会えなかつたということなんですね。つまり、本人が会いたいと言つても会えないということそのものが今問題だと思います。ぜひこの点の改善をお願いします。

それから、人種差別撤廃条約の審査について勧告が二十日で出て、ほやはやのところで聞いた方はちょっと済みませんが、ぜひ前向きにいろいろ一緒に取り組んでいくことができればと思います。

○平野貞夫君

お知らせしました質疑項目に入る

前に、非常に大事なことですので大臣に確認をしておきたいんですが、大臣は、今の森政権、森首相の状況、事実上退陣を表明されているというふうに認識されているか、あるいは全く普通の状態とお思いか、ちょっと御認識をお答えいただければと思ひます。

○國務大臣(高村正彦君)

森総理がおつしやった

のは、九月まで自由民主党総裁としての任期があるわけですが、その総裁選を前倒ししても結構ですよということを党の執行部、多分五役だと思いますが、の人におつしやつたと。そして、前倒しをいつするか、あるいははどういう形ですかといふことはこれから総裁を含む党執行部で御相談されると、そういうことを表明されたという

他重要な法案を最善の努力で国民のための政策実現をしていくと、そういうことをおつしやつておられます。そういうふうに認識をしております。

○平野貞夫君 大臣が三月六日の火曜日に閣議後の会見で、あのころは大臣は事実上退陣の表明をしたというような認識のもとに会見されたんじやないかと、その会見の内容は非常に筋の通つたものだというふうに私は理解していたんですが、今

お話を聞きますと、三月六日のお話を変更されたというふうに理解してよろしいですか。

○國務大臣(高村正彦君) 私が記者会見で申し上げたその時期は森総裁が党執行部の人たちにお話をする前のことであります。

あのとき聞かれたのは、自民党の都道府県連のアンケート調査を某新聞が行つたところ、過半数の人が、具体的にはどういうことだったか、どういう言葉を使つていたか忘れましたけれども、支

持しないと言つているのか、そういうようなことになつてはいるがどう考えるかというような聞かれ方をいたしました。それで、私が申し上げたのは、森総裁は九月まで任期があるんですよ、民主主義というのはルールと手続が大切であるから、民主党の党則の中に途中で総裁をかえるというようなルールもなければ、手続もありません、だからよく森おろしができるのは森首相御自身しかいらないんですよ、そういう意味のことを申し上げたわけであります。

○平野貞夫君 なぜ私がこういうことを申し上げたかといいますと、いざれにせよ今はやっぱり森政権というのは非常に安定していないと思いま

す、そういういろんな流れの中で。といいます

○平野貞夫君 なぜ私はこういうことを申し上げたかといいますと、いざれにせよ今はやっぱり森政権というのは非常に不安定だというときに一番大事

なのは秩序、治安、法を預かる法務大臣の責任と

いうのが非常に大事じゃないかと思つております。しっかりとその役割をやっていただきたいと

いう思いで申し上げたわけでございます。

さて、大臣の所信表明の中であつたと御説明していただきたい用語があるんですが、事後監視・救済型社会への転換という言葉が数々所入っていますが、私、初めて聞く言葉で、どういう意味なのかということを御説明いただけないですか。

○國務大臣(高村正彦君) これも比較的どつちかという話でありますけれども、今まで日本はどちらかというと官僚の裁量行政型、事前規制型の社会であったと思います。そういう裁量行政、事前規制というのをできるだけ少なくする、そして透明なルールをつくつて国民一人一人が自己責任によつて行動をすると。

ただ、幾ら透明なルールで自己責任といつても、それをだれもそのまま放置しておいたんじや無秩序社会になりかねないわけですから、その透明なルールに反してそしてだれかが被害をこうむつたような場合は、それはきつちり事後監視といいますか、事前規制ではなくて事後監視、その被害が救済されるような社会にしよう、そしてその事後監視、救済する機関というのはいろいろあるわけでありますが中心は司法ですねと、こういうようなことを申し上げたつもりでございます。

○平野貞夫君 わかりました。

次に移りますが、御承知のように、衆参両院で憲法調査会が一年間活動したわけでございます。

憲法調査会もそうだと思いますが、参議院ではこのところ国の機構ということを中心にいろいろ専門家からお話を承つておるところでござります。

一方、その中でやはり司法権の将来の、「二十一世紀のあり方」ということが時々議論に、話題になつていまして、片方で司法制度改革審議会が積極的にいろいろ司法改革についての議論をなさつておる。

ただ、この審議会をつくる法律のときに私なども申し上げたのですが、「二十一世紀の司法制度」と、政権が非常に不安定だというときに私なども申し上げたのですが、二十一世紀の司法制度といふことになると、現在の憲法の見直しも含め

うことを今お答えできないのが大変申しわけなく思つてはいます。

○平野貞夫君 イメージとしてはドイツの憲法裁判所をイメージしているんですけど。わかりました。

それから、現在、最高裁判所の長官とか裁判官の国民投票をやつていますね。あの制度は機能していると思いますが、現行制度の中では。

○國務大臣(高村正彦君) 機能しているというの

が、意味がなかなか難しいことがあります。あ

いう制度は、私は、今機能していないね、だか

を議論すべきじゃないかという意見を申し上げたのですが、なかなかそれは政府としては取り上げられなかつた、こう思うわけでございます。

したがいまして、本当は憲法調査会でいろいろ話題に来てもらつてお話を承つて、将来の日本の司法制度のことを議論したいんですけど、ちょっと

いい機会ですので、憲法調査会でいろいろ話題になつてはいる幾つかの問題点について、これは大臣としてはなかなかお答えにくいかもわかりませ

んが、意見を聞かせてもらえばありがたいんで

す。

例えば、憲法裁判所を設置して、これは構想はいろいろあるんですけど、行政裁判なんかも憲法裁判所で一括して、そういう分離した方が司法の効率化、しかも司法の民主化に当たるんじゃないかという意見がありますが、その辺について、個人としてでも結構でございますから、法律家高村としてでも結構ですが、聞かせていただければ。

○國務大臣(高村正彦君) よくわかりませんが、憲法裁判所という意味が、憲法が絡むような司法裁判所といふ意味が、憲法が絡むような司法を解決するための裁判なのか、あるいは例えば法律が憲法適合性があるかというような、そういう一般的の司法と離れてそういうことをする特別な裁判所なんかということでもまた違つてくると思ひます。

ただ、私自身余り深くこのことを検討したことがないので、今の憲法の範囲内で考えておりますので、個人としても私の見識で言えばこうだといふことを今お答えできないのが大変申しわけなく思つてはいます。

○平野貞夫君 イメージとしてはドイツの憲法裁判所をイメージしているんですけど。わかりました。

それから、現在、最高裁判所の長官とか裁判官の国民投票をやつていますね。あの制度は機能していると思いますが、現行制度の中では。

○國務大臣(高村正彦君) 機能しているというの

が、意味がなかなか難しいことがあります。あ

いう制度は、私は、今機能していないね、だか

らなくていいということではないんだろうと、こう思っております。

国民の審査によって任命行為が完成するということではなくて、あれは解職の制度でありますから、普通の場合にはそれはいいんだけども、何十年に一遍はあるいは百年に一遍かわからないけれども、国民から見たらともかくとんでもない人間がなっているよというような場合があつて、その場合に全く解職する制度がないというのはいけないわけでありまして、そういう異例の事態にそないうことが威力を發揮する制度というの私はあつていんだろうと。そして、そういう事態が今まで起つていなかつたということは国民にとって私はむしろ幸いなことであつたと、こういうふうに思うわけであります。

○平野貞夫君 大臣の立場で憲法問題なんかを聞きました失礼いたしました。実は私の支援者から刑法の改正についてちょっと私は法律の専門家じやございませんので、この機会に、刑事局長でも結構です御承知のように、性犯罪、刑法の百七十六条からある性犯罪なんですが、これが親告罪になつてゐるわけでござりますが、親告罪になつてゐるところによる今日的状況の中で非常に不都合があるとか、あるいは告訴の取り下げ交渉が横行して犯人が非常に野放しになるとか、あるいは被害者の名譽を保護する法の整備が若干できたというようなことで、これを非親告罪化することについて法務省としてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(古田佑紀君) 確かに、御指摘のよう、性犯罪について、今は親告罪とされておりまでもを非親告罪にすべきではないかという御意見もございます。ちなみに、性犯罪につきましては、大臣の御見解をいただいても結構ですが、ちょっと一、二点教えていただきたいんであります。御承知のように、性犯罪、刑法の百七十六条からある性犯罪なんですが、これが親告罪になつてゐるわけでござりますが、親告罪になつてゐるところによると、近親者による性的虐待が処罰できないとか、あるいは告訴の取り下げ交渉が横行して犯人が非常に野放しになるとか、あるいは被害者の名譽を保護する法の整備が若干できたというようなことで、これを非親告罪化することについて法務省としてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

○政府参考人(古田佑紀君) 確かに、御指摘のよう、性犯罪について、今は親告罪とされておりまでもを非親告罪にすべきではないかという御意見もございます。

この問題につきましては、昨年、刑事訴訟法の中でも、やはり非親告罪にするということはどうかという議論もあつたわけでございます。そこで、いろんな角度から議論いたしましたけれども、やはり非親告罪といったことは、被害者の意思にかかわらず、捜査機関が言つてみれば、その事件を取り上げて訴訟をするなり、もちろんその前は捜査がある、そういうことができるようになると、やはり被害者の保護という面から見るといふことになるわけです。そういたしまして、やはり被害者の保護という面から見るといふことになるわけです。そういたしまして、まだいまのお尋ねでございますけれども、現在は、もちろん告訴をどうするかということがいろいろあるわけですが、やはり告訴の取り消しを考えた本当に真意に基づくものなのかどうなのか、そういうような点につきましては十分分配しています。

○平野貞夫君 そうしますと、これは将来も非親告罪化することは難しいという見通しになります。

○政府参考人(古田佑紀君) その点につきましては、大臣の御見解をいただいても結構ですが、ちょっと一、二点教えていただきたいんであります。御承知のように、性犯罪、刑法の百七十六条からある性犯罪なんですが、これが親告罪になつてゐるわけでござりますが、親告罪になつてゐるところによると、近親者による性的虐待が処罰できないとか、あるいは告訴の取り下げ交渉が横行して犯人が非常に野放しになるとか、あるいは被害者の名譽を保護する法の整備が若干できたというようなことで、これを非親告罪化することについて法務省としてどのようにお考えなのか、お聞きしたいと思います。

と凶器準備集合罪にならない、これを一人でも、単独で凶器を持つている場合でも処罰できるようになります。

○平野貞夫君 これらの問題についてはこれからたわけですが、そのときに、それまで告訴期間が六ヶ月であったものを、これの期限をなくしたわけでございます。

そういうふうな改正に至るまでの法制審議会等の中でも、やはり非親告罪にするということはどうかという議論もあつたわけでございます。そこで、いろいろな角度から議論いたしましたけれども、やはり非親告罪といったことは、被害者の意思にかかわらず、捜査機関が言つてみれば、その事件を取り上げて訴訟をするなり、もちろんその前は捜査がある、そういうことができるようになります。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいまのお尋ねに答える前に、親告罪の問題について一言補足いたしますと、実際、事件になりましたときに、もちろん告訴をどうするかということがいろいろあるわけですが、やはり告訴の取り消しを考えた本当に真意に基づくものなのかどうのか、そういうような点につきましては十分分配しています。

ただいまのお尋ねでございますけれども、現在の凶器準備集合罪というのが、昔、要するにやくざ同士の縄張り争い、そういうのが頻発をいたしましてたくさんの人間が集まる。その中には凶器を、刀とかけん銃とかを持っている者もいる。しかし、それを持つていい者も一方でいるわけです。そういうふうな形で何人もの人間が集合しまして、いわば非常に危険な状態ができる。これにつきましては、そういう事情がわかつて集合した全体会の人間、これをいわば犯罪として取り扱うこと非常に難しかったわけです。そういうことから、現在の凶器準備集合、凶器が準備されていることを知つて集合する、そういうふうな新しい犯罪類型がつくられたわけです。

○平野貞夫君 これは立法のことですから我々の責任でもあるんですが、親告罪か非親告罪かといふことから未だ申し上げた理由からやはり問題があると思います。しかし、今直ちに非親告罪化ということが到底申し上げることはできないわけです。もちろん、今後の被害者の方々の意識の変化がどうなるかとか、そういう世の中の受けとめ方がどうなるかとか、そういうふうないろんな問題があると思います。

○政府参考人(古田佑紀君) その点につきましては、そこは先ほど申し上げた理由からやはり問題があると思います。しかし、今直ちに非親告罪化ということが到底申し上げることはできないわけです。もちろん、今後の被害者の方々の意識の変化がどうなるかとか、そういう世の中の受けとめ方がどうなるかとか、そういうふうないろんな問題があると思います。

○平野貞夫君 これは立法のことですから我々の責任でもあるんですが、親告罪か非親告罪かといふことから未だ申し上げた理由からやはり問題があると思います。しかし、今直ちに非親告罪化ということが到底申し上げることはできないわけです。もちろん、今後の被害者の方々の意識の変化がどうなるかとか、そういう世の中の受けとめ方がどうなるかとか、そういうふうないろんな問題があると思います。

○政府参考人(古田佑紀君) その点につきましては、そこは先ほど申し上げた理由からやはり問題があると思います。しかし、今直ちに非親告罪化ということが到底申し上げることはできないわけです。もちろん、今後の被害者の方々の意識の変化がどうなるかとか、そういう世の中の受けとめ方がどうなるかとか、そういうふうないろんな問題があると思います。

○平野貞夫君 これは立法のことですから我々の責任でもあるんですが、親告罪か非親告罪かといふことから未だ申し上げた理由からやはり問題があると思います。しかし、今直ちに非親告罪化ということが到底申し上げることはできないわけです。もちろん、今後の被害者の方々の意識の変化がどうなるかとか、そういう世の中の受けとめ方がどうなるかとか、そういうふうないろんな問題があると思います。

○政府参考人(古田佑紀君) その点につきましては、そこは先ほど申し上げた理由からやはり問題があると思います。しかし、今直ちに非親告罪化ということが到底申し上げることはできないわけです。もちろん、今後の被害者の方々の意識の変化がどうなるかとか、そういう世の中の受けとめ方がどうなるかとか、そういうふうないろんな問題があると思います。

にということとは、これはかなり困難な問題だと考えております。

○平野貞夫君 これららの問題についてはこれからやっぱり勉強、研究をしてみたいと思いますのぞ、よろしくお願ひします。

○委員長(日笠勝之君) 本日の調査はこの程度に聞いておるんですが、その点についてはいかがでございましょうか。

○政府参考人(古田佑紀君) ただいまのお尋ねに答える前に、親告罪の問題について一言補足いたしますと、実際、事件になりましたときに、は、もちろん告訴をどうするかということがいろいろあるわけですが、やはり告訴の取り消しを考えた本当に真意に基づくものなのかどうのか、そういうような点につきましては十分分配してやつております。

○委員長(日笠勝之君) ただいまのお尋ねに答える前に、親告罪の問題について一言補足いたしますと、実際、事件になりましたときに、は、もちろん告訴をどうするかということがいろいろあるわけですが、やはり告訴の取り消しを考えた本当に真意に基づくものなのかどうのか、そういうような点につきましては十分分配してやつております。

減員し、以上の増減を通じて、裁判官以外の裁判所の職員の員数を九人増加しようとするものであります。

次に、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部を改正する法律案について御説明申し上げます。

この法律案は下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表について所要の改正を行おうとするものであります。以下、簡単にその要点を申し上げます。

第一点は、地方裁判所、家庭裁判所及び簡易裁判所の名称の変更であります。すなわち、裁判所の名称はその所在地の市町村の名称を冠するのを原則としておりますので、埼玉県浦和市、同大宮市、同与野市を廃し、その区域をもつてさいたま市を置く处分に伴い、浦和地方裁判所の名称をさいたま地方裁判所に、浦和家庭裁判所の名称をさいたま家庭裁判所に、浦和簡易裁判所の名称をさいたま簡易裁判所に変更しようとするものであります。

第二点は、下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の別表の整理であります。市町村の廃置合併等に伴い、同法別表第二表ないし第五表について必要とされる整理をしようとするものであります。

以上が両法律案の趣旨であります。

慎重御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○委員長(日笠勝之君) 以上で両案の趣旨説明の聽取は終わりました。

両案に対する質疑は後日に譲ることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後四時五十五分散会

三月十六日本委員会に左の案件が付託された。

一、選択的夫婦別姓の導入等民法改正に関する請願(第四五五号)

一、通信傍受法の廃止に関する請願(第四五六号)

第三部 法務委員会議録第三号 平成十三年三月二十二日 [参議院]

号)
一、選択的夫婦別姓の導入等民法改正に関する請願(第四七三号)

現行民法は制定から既に五十年余を経ている。

この間、家族構成は多様化し、婚姻や離婚、家族の役割などに対する考え方や意識も大きく変化してきた。これに伴い、民法の改正は行われたものの、個の確立に基づく改正は行われていない。政府が批准した女子差別撤廃条約及び第四回国連世界女性会議で議決された行動綱領には「家族構成の人の権と自由の完全かつ平等な享受」、「多様な家族の在り方を認め、何人も出生によって差別をされることはならない」と等が明記されている。これら

の国際条約等に照らしても、また今日の社会や家族をめぐる変化に対応する意味でも現行法の改正は緊急かつ重要な問題となっている。

については、憲法の基本的人権尊重の立場から次の事項を盛り込んだ民法改正を行われたい。

一、夫婦の氏について、選択的夫婦別姓制を導入すること。同氏別氏間の転換は、希望する本人の自由選択にすること。

二、子の氏は、出生時に父母の協議により決定し、子が一定年齢に達した時点において本人の選択による変更を認めること。子の氏の決定を婚姻の要件にしないこと。

三、非嫡出子の相続分について嫡出子と同等とするとともに、婚外子に対する戸籍上の差別の取り扱いも改正すること。

第四五六号 平成十三年三月七日受理

通信傍受法の廃止に関する請願

請願者 栃木県宇都宮市滝の原三ノ九ノ一

○ 西村玲子外二百九十九名

第三部 法務委員会議録第三号 平成十三年三月二十二日 [参議院]

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

この請願の趣旨は、第四四五号と同じである。

この請願の趣旨は、第三二六号と同じである。

別表第五表大宮簡易裁判所の項を次のように改める。

埼玉県の内
さいたま市の内

大宮

岩槻市 鴻巣市 上尾市 桶川市 北本市 蓼田市 北足立郡

別表第五表越谷簡易裁判所の管轄区域の欄中

「三郷市」を「三郷市 吉川市」に改め、「吉川町」を削り、同表川越簡易裁判所の管轄区域の欄中

「坂戸市」を「坂戸市 鶴ヶ島市」に改め、「鶴ヶ島町」を削り、同表飯能簡易裁判所の管轄区域の欄中

「日高町」を削り、同表佐倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「四街道市」を「四街道市 八街市 印西市」に改め、同表木更津簡易裁判所の管轄区域の欄中「君津郡」を「袖ヶ浦市」に改め、同表水戸簡易裁判所の管轄区域の欄中「那珂湊市 勝田市」を「ひたちなか市」に改め、同表常陸太田簡易裁判所の管轄区域の欄中「金砂郷村」を「金砂郷町」に改め、同表土浦簡易裁判所の管轄区域の欄中「土浦市」を「土浦市 つくば市」に、「出島村」を「霞ヶ浦町」に改め、「桜村」を削り、同表石岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「千代田村」を「千代田町」に改め、同表龍ヶ崎簡易裁判所の管轄区域の欄中「新利根村 河内村」を「新利根町 河内町」に、「東村」を「東町」に改め、同表麻生簡易裁判所の管轄区域の欄中「行方郡」を「鹿嶋市 行方郡」に改め、「鹿島町 大野村」を削り、同表木簡易裁判所の管轄区域の欄中「横越村」を「横越町」に改め、「黒埼町」を削り、「西方村」を「西方町」に改め、同表桐生簡易裁判所の管轄区域の欄中「笠懸村」を「笠懸町」に改め、同表新潟簡易裁判所の管轄区域の欄中「横越村」を「横越町」に改め、「高石市 大阪狭山市」に改め、「狹山町」を削り、同表佐野簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉南市」を「泉南市 阪南市」に改め、同表右京簡易裁判所の管轄区域の欄中「西京区役所 大原野出張所」の

所管区域を除く」を「大原野北春日町、大原野南

春日町、大原野西境谷町一丁目から大原野西境谷町四丁目まで、大原野東境谷町一丁目から大原野

東境谷町三丁目まで、大原野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目、大原野東竹の里町一丁

目から大原野東竹の里町四丁目まで、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ町、大原野上里紅葉町、

大原野上里勝山町、大原野上里鳥見町、大原野上里男鹿町、大原野石見町、大原野灰方町、大原野

石作町、大原野上羽町、大原野小塩町、大原野野外

畑町、大原野出灰町及び大原野東野町を除く。」

丁目から大原野西境谷町四丁目まで、大原野東境谷町一丁目から大原野東境谷町三丁目まで、大原

野北春日町、大原野南春日町、大原野西境谷町一丁目まで、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ

町、大原野上里紅葉町、大原野上里勝山町、大原

野西竹の里町一丁目、大原野西竹の里町二丁目

丁目から大原野東竹の里町一丁目から大原野東竹の里町四

町、大原野上里北ノ町、大原野上里南ノ

町、大原野上里鳥見町、大原野灰方町、大原野

石作町、大原野上羽町、大原野小塩町、大原野

野外

所管区域の欄中「安芸郡の内」を「廿日市市内」に改め、「廿日市町」を削り、同表福岡簡易裁判所の管轄区域の欄中「太宰府市」を「太宰府市 前原市 古賀市」に改め、同表小倉簡易裁判所の管轄区域の欄中「香月出張所」に、「除く」を張所」を「及び八幡南出張所」に、「除く」を

所の管轄区域の欄中「香月出張所及び木屋瀬出張所」を「及び八幡南出張所」に改め、「飽託郡」を削り、「豊野村」を「豊野町」に改め、同表冲縄簡易裁判所の管轄区域の欄中「与那城村」を「与那城町」に改め、同表仙台簡易裁判所の管轄区域の欄中「泉市」及び「名取郡」を削り、「札幌郡」を「札幌市」に改め、「名取郡」を削り、「札幌市」を「札幌市 石狩市」に改める。

附則

この法律は、平成十三年五月一日から施行する。